

令和2年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和2年第4回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 12月11日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎議案第101号から議案第134号まで一括上程、説明	4
◎委員会提出議案第8号から委員会提出議案第10号まで一括上程、説明	13
◎陳情の委員会付託	14
◎散会の宣告	14

第2日 12月16日(水)

◎議事日程	15
◎本日の会議に付した事件	15
◎出席議員	15
◎欠席議員	15
◎説明のための出席者	15
◎事務局職員出席者	16
◎開議の宣告	17
◎議事日程の報告	17
◎一般質問	17

山内政議員	17
湯田哲議員	33
馬場浩議員	53
渡部訓正議員	65
丸山陽子議員	80
◎散会の宣告	85

第3日 12月17日(木)

◎議事日程	87
◎本日の会議に付した事件	87
◎出席議員	87
◎欠席議員	87
◎説明のための出席者	87
◎事務局職員出席者	88
◎開議の宣告	89
◎議事日程の報告	89
◎一般質問	89
大桃英樹議員	89
楠正次議員	107
五十嵐芳道議員	124
湯田芳博議員	136
◎散会の宣告	151

第4日 12月18日(金)

◎議事日程	153
◎本日の会議に付した事件	155
◎出席議員	155
◎欠席議員	155
◎説明のための出席者	155
◎事務局職員出席者	156

◎開議の宣告	1 5 7
◎議事日程の報告	1 5 7
◎発言の申入れ	1 5 7
◎委員会提出議案第 8 号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例の質 疑、討論、採決	1 5 8
◎委員会提出議案第 9 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則の質 疑、討論、採決	1 7 4
◎委員会提出議案第 1 0 号 南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則の質 疑、討論、採決	1 7 5
◎議案第 1 0 1 号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 7 5
◎議案第 1 0 2 号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 7 6
◎議案第 1 0 3 号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 7 7
◎議案第 1 0 4 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 7 7
◎議案第 1 0 5 号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	1 7 8
◎議案第 1 0 6 号 南会津町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例の 質疑、討論、採決	1 7 9
◎議案第 1 0 7 号 南会津町税条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 8 2
◎議案第 1 0 8 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 8 3
◎議案第 1 0 9 号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の質疑、討論、採決	1 8 4
◎議案第 1 1 0 号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 8 5
◎議案第 1 1 1 号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決	1 8 7

◎議案第 1 1 2 号	南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 の質疑、討論、採決……………	1 8 8
◎議案第 1 1 3 号	南会津町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の 質疑、討論、採決……………	1 8 8
◎議案第 1 1 4 号	南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の質疑、討論、採決……………	1 8 9
◎議案第 1 1 5 号	南会津町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	1 9 0
◎議案第 1 1 6 号	南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決……………	1 9 1
◎議案第 1 1 7 号	土地の取得についての質疑、討論、採決……………	1 9 1
◎議案第 1 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町古町温泉 赤岩荘等 1 3 か所）の質疑、討論、採決……………	2 0 1
◎議案第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩農 林水産物処理加工・販売施設、南会津町舘岩農産物直売所） の質疑、討論、採決……………	2 0 2
◎議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の 広場）の質疑、討論、採決……………	2 0 2
◎議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島☆園 公園、南会津町会津田島☆園会館）の質疑、討論、採決……………	2 0 3
◎議案第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設） の質疑、討論、採決……………	2 0 8
◎議案第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台格納施設） の質疑、討論、採決……………	2 0 8
◎議案第 1 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設） の質疑、討論、採決……………	2 0 9
◎議案第 1 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設） の質疑、討論、採決……………	2 1 0
◎議案第 1 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地場産品 展示販売施設）の質疑、討論、採決……………	2 1 1

◎議案第 1 2 7 号	南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約の 質疑、討論、採決……………	2 1 1
◎議案第 1 2 8 号	令和 2 年度南会津町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑、 討論、採決……………	2 1 2
◎議案第 1 2 9 号	令和 2 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑、討論、採決……………	2 2 3
◎議案第 1 3 0 号	令和 2 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑、討論、採決……………	2 2 3
◎議案第 1 3 1 号	令和 2 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） の質疑、討論、採決……………	2 2 4
◎議案第 1 3 2 号	令和 2 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 （第 2 号）の質疑、討論、採決……………	2 2 5
◎議案第 1 3 3 号	令和 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑、討論、採決……………	2 2 5
◎議案第 1 3 4 号	令和 2 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）の質 疑、討論、採決……………	2 2 6
◎令和 2 年陳情第 3 号	「国の制度として『20 人程度学級』を展望した少人 数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情 書の委員長報告、質疑、討論、採決……………	2 2 7
◎令和 2 年陳情第 4 号	日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見 書提出に関する陳情書の委員長報告、質疑、討論、採決……………	2 3 2
◎日程の追加……………		2 3 3
◎委員会提出議案第 1 1 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を 求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、 討論、採決……………	2 3 4
◎議員派遣の件について……………		2 3 5
◎閉会中の継続調査について……………		2 3 6
◎閉会の宣告……………		2 3 6
◎署名議員……………		2 3 7

令和2年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年12月11日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第101号から議案第134号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 委員会提出議案第8号から委員会提出議案第10号まで一括上程

(趣旨説明)

日程第 6 陳情の委員会付託

令和2年陳情第3号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書

令和2年陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまより令和2年第4回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、室井英雄君及び14番、星光久君を指名します。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月18日までの8日間と

し、明12日から15日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの8日間とし、明12日から15日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和2年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、議会運営常任委員会研修報告、文教厚生委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、11月28日に招集された令和2年第4回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和2年第3回南会津地方環境衛生組合議会臨時会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和2年度10月分までの例月出納検査の結果及び令和2年度定期監査の報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和2年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで、諸報告を終わります。



◎議案第101号から議案第134号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第101号から議案第134号まで一括上程します。

本案については、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え何かとご多忙中にも関わらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波と言われる感染拡大が大都市圏から地方都市まで広範囲、さらには急速な広がりを見せています。これにより地域経済は、外食産業等での消費の落ち込みから各方面で大きな影響を受けています。町では、町民の命を守る感染防止対策はもとより、町民の生活を守る経済対策についても、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

これから年末年始を迎え、人の流れも多くなることから、より一層感染防止対策の徹底を図るとともに、これまで実施してきました新型コロナウイルス感染症対策としての経済支援対策を引き続き実施してまいります。刻々と変化する状況の中で、迅速かつ的確な対応が図られるよう、対応に万全を期してまいります。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第101号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

下水道事業にあつては、人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や、今後の施設の老朽化に伴う更新経費の増大など厳しい経営環境の中で、公営企業会計の適用を進めることが総務省から求められてきました。このため、町は、下水道事業の地方公営企業法適用化により、地方自治法に定める特別会計から地方公営企業法に定める公営企業会計へ移行することとしています。このため、今定例会にはこの移行に伴い、関連する条例の一部改正が必要となる11件の条例の一部改正議案を提出しています。

当議案につきましては、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、上下水道事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は町長が行うこととしたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第102号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案についても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、上下水道事業に管理者

を置かないこととし、管理者の権限は町長が行うこととしたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第103号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴い、地方公営企業法の適用を受ける事業範囲が拡大することから、名称及び職員定数について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第104号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴い、水道事業運営審議会の名称が変更となることから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第105号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴い、地方自治法に定める特別会計から地方公営企業法に定める公営企業会計に移行するため、特別会計条例から該当となる会計を削除するものであります。

次に、議案第106号 南会津町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税による寄附金を基金として積み立てるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第107号 南会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、南会津町税条例の一部を改正するものです。改正内容であります。新型コロナウイルス感染症対策関連で、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を行うため、規定の整備を行うものです。

次に、議案第108号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容であります。令和3年1月1日施行の税制改正により、個人所得課税について給与所得控除及び公的年金等控除が10万円減額になり、基礎控除が10万円引上げになることから、課税の整合性をとるため改正するものです。

次に、議案第109号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容であります。令和3年1月1日以後の期間に対応する後期高齢者保険料の延滞金及び還付加算金の改正を行うものです。

次に、議案第110号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、福島県道路占用料徴収条例との整合性を図るべく、所要の改正を行うものです。

次に、議案第111号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、水道料金及び下水道使用料の算定方法、料金の徴収方法等について文言の統一化を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第112号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴い、水道料金及び下水道使用料の算定方法、料金の徴収方法等について文言の統一化を図るとともに、関連する集落排水施設の条例を統合するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第113号 南会津町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、事業運営にかかる重要事項について、水道事業と下水道事業を一体的に審議するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第114号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、地方自治法に定める特別会計から地方公営企業法に定める公営企業会計に移行するため、南会津町特別会計条例から削除した南会津町公共下水道事業特別会計及び南会津町農林業集落排水事業特別会計の2つの特別会計を公営企業会計へ移行するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第115号 南会津町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、上下水道事業に従事する企業職員の給与等について定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第116号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴うもので、水道料金及び下水道使用料の算定方法、料金の徴収方法等について文言の統一化を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第117号 土地の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、(仮称)木の町コミュニティ館建設事業に係る建設予定地について、用地交渉に当たってまいりましたところ、地権者より土地の提供に協力が得られましたので、議会の議決を得るものであります。

取得しようとする土地は、南会津町田島字宮本東33番1外8筆で、面積は9,090平方メートル、取得金額7,272万円、土地所有者は南会津町田島字会下甲3268番地1、皆川徹二氏外3人です。なお、土地購入に係る予算措置につきましては、今年度当初予算に計上しております。

次に、議案第118号から議案第126号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について、指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まずは、議案第118号は、南会津町古町温泉赤岩荘、南会津町会津山村道場、南会津町館岩展示販売センター、南会津町館岩木工芸センター、南会津町会津高原たかつえ運動広場、南会津町林産物展示販売施設、南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ、南会津町会津高原憩の家、南会津町館岩広域観光案内所、南会津町会津高原だいらスキー場、南会津町会津高原たかつえスキー場、南会津町会津高原たかつえカントリークラブ、南会津町会津高原たかつえ雪室について、株式会社みなみあいづを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第119号は、南会津町館岩農林水産物処理加工・販売施設、南会津町館岩農産物直売所について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第120号は、南会津町針生緑の広場について南会津町針生区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第121号は、南会津町田島☆園公園、南会津町会津田島☆園会館について、NPO法人はいつとを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第122号は、西屋台格納施設について、南会津町西町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第123号は、上大屋台格納施設について、上大屋台世話人を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第124号は、本大屋台格納施設について、南会津町本町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第125号は、中大屋台格納施設について、南会津町中町区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第126号は、南会津町地場産品展示販売施設について、会津よつば農業協同組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第127号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について、ご説明申し上げます。

本案は、ふるさと市町村圏基金を設置し、広域市町村圏計画に基づき事業実施を行ってまいりましたが、ふるさと市町村圏基金の廃止が決定されたことにより、南会津地方広域市町村圏組合の規約の一部を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第128号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,446万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億9,888万4,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入予算においては、本年度の事業実施に伴い、国県支出金、町債等の歳入見込額の補正と、歳出予算においては、職員の人事異動等による人件費の補正をはじめ、各事務事業の確定見込みに伴う予算の整理等が主な内容となっております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第13款分担金及び負担金は、実績見込みにより私立保育料を追加する一方、地方交付税清掃

費再配分負担金を減額するもので、総体で106万3,000円を追加するものであります。

第14款使用料及び手数料は、実績見込みにより公立保育所保育料や奥会津博物館入館料の減額など、総体で64万円を減額するものであります。

第15款国庫支出金は、障害児入所給付費等負担金や私立保育所運営費負担金等を追加する一方、特別定額給付金事業の確定に伴い補助金を減額するもので、総体で287万2,000円を減額するものであります。

第16款県支出金は、中山間地域等直接支払事業や強い農業・担い手づくり総合支援事業、林業成長産業化地域創出モデル事業の各種補助金を減額する一方、障害児入所給付費等負担金や私立保育所運営費負担金の追加のほか、新たに農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金等を計上するもので、総体では1,572万7,000円を追加するものであります。

第17款財産収入は、間伐材売払収入等を追加するなど、総体で166万1,000円を追加するものであります。

第18款寄附金は、本年度の実績見込みにより、ふるさと納税寄付金を251万7,000円追加するものであります。

第19款繰入金は、公共施設等整備基金繰入金を事業の確定見込みにより630万円減額するものであります。

第21款諸収入は、消防施設移転補償金を減額する一方、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入を新たに計上するなど、総体では708万4,000円を追加するものであります。

第22款町債は、過疎対策事業債において、（仮称）木の町コミュニティ館建設事業分を追加する一方、御蔵入交流館設備改修事業分を減額するなど、総体では1億270万円の減額となりました。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正について、その概要をご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人員配置の確定に伴う補正並びに福島県人事委員会勧告に基づく補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第1款議会費は、議会議員及び職員の人件費の補正で、142万7,000円を追加するものであります。

第2款総務費は、会計年度任用職員に対する退職手当負担金を新たに計上する一方、新型コロナウイルス感染症の影響により中止、縮小となった事業、イベント等の補助金や特別定額給

付金給付事業の確定に伴う減額により、総体で2,397万9,000円を減額するものであります。

第3款民生費は、障害児入所給付費扶助費や介護保険特別会計繰出金、田島保育園運営委託料等の事業実績見込みによる追加など、総体で4,603万6,000円を追加するものであります。

第4款衛生費は、水道事業会計繰出金や合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するなど、総体では673万4,000円を減額するものであります。

第5款労働費は、事業確定見込みにより、52万2,000円を減額するものです。

第6款農林水産業費は、中山間地域等直接支払事業補助金、強い農業・担い手づくり総合支店事業補助金、有害鳥獣被害対策用備品購入費等を減額する一方、田島地域の田沢ため池土砂しゅんせつ工事関連経費を新たに計上するなど、総体では1,436万4,000円の追加となりました。

第7款商工費は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施してきました各種補助金を事業確定見込み等により補正するもので、総体で2,279万9,000円を減額するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業の確定見込みにより、道路新設改良費や住宅管理費を減額するなど、総体では2,247万1,000円を減額補正するものであります。

第9款消防費は、消防車両格納庫建設事業の延期に伴う消防施設費の減額など、6,058万3,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、東京オリンピック・パラリンピック参画事業費を新たに計上する一方、実績見込みにより御蔵入交流館照明設備改修工事請負費を減額するなど、総体で8,769万4,000円を減額補正するものであります。

第11款災害復旧費は、昨年の台風第19号による過年災害事業の確定見込みにより、951万9,000円の減額補正となりました。

第12款公債費は、町債の利率見直しにより、償還元金は追加計上となる一方、償還利子の減額により、総体では639万7,000円の減額補正となりました。

第14款予備費は、歳入との関連で9,441万1,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第129号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ7,673万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,481万4,000円とするものであります。

主な内容は、人件費に関する補正のほか、歳入では前年度決算に伴う繰越金、歳出では基金積立金をそれぞれ計上するものであります。

次に、議案第130号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,830万円とするものであります。

主な内容は、歳入では前年度決算に伴う繰越金を追加し、歳出では後期高齢者医療システム改修業務委託料を新たに計上するものであります。

次に、議案第131号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,185万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,234万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では国県支出金、支払基金交付金及び繰入金に関し、今年度の実績見込みにより補正を行うものであります。

また、歳出では人件費のほか、今年度の給付見込みにより、それぞれサービス費目別に補正を行うものであります。

次に、議案第132号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ383万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,243万1,000円とするものであります。

その主な内容は、前年度決算に伴う繰越金や公債費の支出見込みによる補正であります。

次に、議案第133号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,826万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,406万9,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入においては前年度決算に伴う繰越金と事業費追加に伴う公共下水道事業債の追加、歳出では新設改良費における工事請負費の追加などであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第134号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を16万2,000円の追加により、収入の予定額を5億8,539万8,000円とし、収益的支出を51万8,000円の追加により、支出の予定額を5億6,080万5,000円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は建物災害共済金を追加するもので、支出は企業債償還利子を減額する一方、修繕費等を追加する内容となっております。

また、資本的収入については、3,261万2,000円の追加により収入の予定額を3億8,113万円とし、資本的支出については、1,280万3,000円の減額により支出の予定額を5億3,514万円とするものであります。

主な内容につきましては、事業確定見込みにより、収入については工事補償金を減額する一方、水道事業債を追加し、支出については配水設備拡張費を追加する一方、配水設備改良費を減額するものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案第34件の説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　これで、提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第8号から委員会提出議案第10号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長　日程第5、委員会提出議案第8号から委員会提出議案第10号までを一括上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、12番、山内政君。

○12番　山内　政議員　それでは、今定例会に提出をいたしました委員会提出議案について、趣旨説明を申し上げます。

初めに、委員会提出議案第8号　南会津町議会基本条例の一部を改正する条例についてであります。

これにつきましては、昨年より進めてまいりました議会改革の中での議会基本条例の検証と見直しにより、議決事件の見直しと災害時に議会が取るべき対応方針と議会機能の維持に関して必要な事項について定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、委員会提出議案第9号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

議会における携帯品に関しまして、現状に合わせるための見直しについて、協議調整を進めてきたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、委員会提出議案第10号 南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてであります。

議会傍聴における携帯品に関しまして、現状に合わせるための見直しについて、協議調整を進めてきたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 以上で、委員会提出議案の説明は終わりました。



◎陳情の委員会付託

○室井嘉吉議長 日程第6、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情2件を受理しております。

令和2年陳情第3号及び令和2年陳情第4号は、お手元に配付しました陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、12月16日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時42分

令和2年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

令和2年12月16日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

12番 山内 政 議員
10番 湯田 哲 議員
2番 馬場 浩 議員
6番 渡部 訓正 議員
7番 丸山 陽子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番	五十嵐 芳道	議員	2番	馬場 浩	議員
3番	川島 進	議員	4番	湯田 芳博	議員
5番	室井 英雄	議員	6番	渡部 訓正	議員
7番	丸山 陽子	議員	8番	湯田 良一	議員
9番	大桃 英樹	議員	10番	湯田 哲	議員
11番	高野 精一	議員	12番	山内 政	議員
13番	菅家 幸弘	議員	14番	星 光久	議員
15番	楠 正次	議員	16番	室井 嘉吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 正義 副 町 長
星 英雄 教 育 長 渡部 浩治 総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	舘岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◇ 山内 政 議員

○室井嘉吉議長 12番、山内政君の登壇を許します。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまから一般質問を行います。

今日の一般質問は、3点について質問をいたします。

初めに、1つ目、町総合健診の受診者の現状と課題。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年の総合健診は今まで実施してき

た時期を変更して、しかも事前予約制で実施されました。町は町民の健康を守るため、健診を受ける受診者の増加に向けた取組を進めてきたと思いますが、町総合健診の現状と課題についてどう考えているのか。

①高齢者や自家用車を持たない町民に対する受診推進策はどう考えるか。

2つ目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から次年度も事前予約制を実施する考えなのか。

3点目、ここ5年間の総合健診の受診者の推移は。また現在も健診を実施中ではありますが、地域により受診者の増減、あるいは傾向というものがあるのか。

続いて、大きな2つ目、次世代の地域を担う人材の育成について。

これは教育目標、次世代の地域を担う人材の育成を達成するため、等しく児童・生徒に教育を受けさせる環境整備を行っていると思われます。そのためには、児童・生徒一人一人に向き合った対応をされていると思います。

1つ目、身体に障がいを持った児童の就学に対して、就学前の調査と指導、就学をするにあたっての児童の環境整備はどのように行われているのか。

2つ目、知的障がい、情緒障がいなどを持った児童の就学に対して、就学前の調査と指導、就学をするにあたっての児童の環境整備はどのように行われているのか。

3点目、障がいをもった児童の教育環境整備の中には指導する教職員の専門性が生かされなければなりません。その職務に当たる教職員の配置は必須であると思われます。その体制は万全か。また、それぞれの障がいに合った教材の確保も必須と考えるが、備えは十分か。

4つ目、児童生徒が減少していく中での複式学級編制は苦渋の選択と言わざるを得ません。その複式学級を運営するにあたっては、該当する学校の要望にしっかりと応えた人事配置がなされるよう予算等の要望はしているのか。

大きな3点目、前沢曲家集落の曲家家屋維持と後継者対策について。

新型コロナウイルス感染症の影響で、前沢曲家集落を訪れる観光客も減少したこととします。どんな時代が来ようとも、前沢曲家集落の生活は維持されなければなりません。

そこで、曲家家屋維持と後継者対策についてどう考えているのか。

1つ目、優先すべきは伝統的建造物群保存地区の維持であると思います。令和2年までに茅屋根の修繕が完了したのは地区全体でどの位になるのか。令和3年以降に計画している茅葺はどの位予定しているのか。

2点目、前沢地区の高齢化率はどの位になるのか。後継者がいなくなる家屋も想定されると

思うが、その対策について地区と行政の協議はあるのか。

3点目、今後空き家ができる時、移住希望者を募るなど行政で斡旋することはあるのか。

4点目、平成29年の9月定例会一般質問で、今後曲家集落維持のためにふるさと納税活用について提案をしました。現在、提案が活かされて、寄附の中に伝統的建造物群保存事業に寄附金が集まっているようです。これを拡大して、保存事業に向けた前沢集落を応援するクラウドファンディングのようなことができないか。

5点目、ユネスコ無形文化遺産に伝統的建築工匠の技として茅葺技術者が登録されるという報道があります。地域で技術を継承するための支援も必要となってくると思うがどう考えるか。以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町総合健診の受診者の現状と課題に関する1点目であります。

高齢者や自家用車を持たない町民に対する受診推進策はどう考えるかとのおたがしであります。今年度の総合健診におきましては、コロナ禍による感染拡大防止の観点から、3密を回避するために、これまで各地区で実施しておりました健診会場を集約しました。これとともに、事前予約制により受診受付時間を割り振ることで、会場の混雑を緩和する対策を取らせていただきました。

このことにより、高齢者や自家用車を持たない町民の皆様におかれましては、健診日時を事前予約することへの負担のほか、健診会場への移動手段の確保など負担が増したものと、そのように思っております。

このようなことから、町といたしましては、高齢者や自家用車を持たない町民の皆様を受診しやすい環境が整えられるよう、会場の選定や送迎の実施、医療機関における施設健診の実施の在り方を検討して、コロナ禍における総合健診を進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目であります新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、次年度も事前予約制を実施する考えかとのおたがしであります。コロナ禍における町の総合健診の実施につきましては、町民の皆様が安全に安心して受診していただきますよう、十分な感染防止対策を講じた中で実施することが最も重要なことであると、そのように考えております。

現在の新型コロナウイルス感染拡大状況を見ても、令和3年度においても、新型コロ

ナウイルスによる影響が当面続くと、そのように予想されますことから、健診を受診していただくに当たっては、本年度と同様に事前予約制とし、3密を回避することにより、会場の混雑を緩和する対策を講じた中で実施していきたいと、そのように考えております。

次に、3点目であります。

ここ5年間の総合健診の受診者の推移は。また、現在健診を実施中であるが、地域により受診者の増減、あるいは傾向があるかとのおただしであります。総合健診とは40歳から74歳までの国民健康保険加入者の方を対象とする特定健診、それと75歳以上の後期高齢者の方を対象とする健康診査等の総称となっております。

これらを加えた数値で、過去5年間の総合健診の受診者数の推移を申し上げます。

まず、平成27年度が2,534人、平成28年度が2,407人、平成29年度が2,433人、平成30年度が2,454人、令和元年度が2,255人と、そのようになっております。

地域における受診者の増減と傾向につきましては、いずれの地域におきましても、僅かな増減を繰り返しながら推移しているものの、どの地域も全体的には減少傾向にあると、そのように言えます。

また、今年度につきましては、現在も健診を実施しているところでありますが、既に健診日程を終えている館岩、伊南、南郷地域におきましては、受診者数がそれぞれ前年度比3割から4割程度減少しているのが現在であります。

このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が大きかったものと、そのように分析しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、次世代の地域を担う人材の育成についてお答えいたします。

初めに、体に障がいをもった児童の就学に対して、就学前の調査と指導、就学をするにあたっての児童の環境整備はどのように行われているのかのおただしであります。就学前に就学时健康診断を実施し、その中で障がいの有無を含め、実態を把握しております。

その結果により、障がいの心配がある場合は、その親御さんに対して教育相談を実施し、就学などについて協議を行い、教育事務所などからも指導助言をいただきながら進路を決定しているところです。

その中で、体に障がいがある児童の親御さんが町立学校への就学を希望された場合については、就学にあたっての環境整備が必要な場合もありますので、実際に保護者と児童に校舎内を見学していただき、ご意見をいただきながら、学校生活に支障が出ないように、学校と協議しながら環境を整備する形を取っております。

また、障がいを持った児童の支援に当たる特別支援教育支援員につきましても、学校などと協議し、障がいの程度に応じて配置しております。

次に、2点目、知的障がい、情緒障がい等を持った児童の就学に対して、就学前の調査と指導、就学をするにあたっての児童の環境整備はどのように行われているのかとおたがしであります。前の質問でも申し上げましたが、同じように就学前に就学時健康診断を実施し、その中で障がいの有無を含め、実態を把握しております。その後、障がい心配される児童の親御さんに対して教育相談を実施し、親御さんと協議を行い、教育事務所などから指導、助言をいただきながら進路等を決定しているところです。

また、就学にあたっての環境整備につきましては、授業や生活に支障が出ないように、その子の障がいに応じた環境を学校などと協議しながら整備する形を取っております。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましても、同じように実態把握を十分に行い、障がいの程度に応じて配置するなどの対応をしております。

次に、3点目、障がいをもった児童の教育環境整備の中には指導する教職員の専門性が生かさなければなりません。その職務に当たる教職員の配置は必須であると思われまます。その体制は万全か。また、それぞれの障がいに合った教材の確保も必須と考えるが、備えは十分かとおたがしであります。特別支援教育の専門性の高い教員を配置できるよう、県には要望しておりますが、小・中学校において特別支援教育の免許を持つ教員の数は少なく、免許を持つ教員を全ての学級に配置することは、現時点では難しいことではあります。担任の中には免許がなくても経験を十分積んでこられた方もおります。

また、特別支援学級担当の研修会等により、指導力向上を図るなどして頑張っている教員もおりますので、ありがたいことだと思っております。

今後も、よりよい特別支援教育を目指し、教員の配置や研修会の開催等、県に要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

また、教材につきましても、学校と協議し、その児童に応じたものを準備しておりますが、今後も学校と連携を図りながら教材の充実を努めてまいりたいと思っております。

次に、4点目、児童生徒が減少していく中で、複式学級編制は苦渋の選択と言わざるを得ま

せん。この複式学級を運営するにあたっては、該当する学校の要望にしっかりと応えた人事配置がなされるよう予算等の要望はしているのかとのおたがしであります。複式学級につきましては、今現在、3つの小・中学校において7つの学級が複式指導を行っております。複式学級への人員の配置につきましては、県教育委員会より16名、または15名、2つの学級が併せた形ですね、2つの学級を併せた数が16名、あとは15名の複式学級には、複式指導解消のための非常勤講師が配置されております。その教員を常勤と同じ時間に勤務できるよう、町としても予算化し、配慮しているところであります。

また、1、2年生の複式学級に対しましても、1年生の手厚い指導を行うことを目的に、町で学習支援員を配置し、学習環境の充実に当たっているところであります。

なお、今後の人員配置等につきましては、複式学級のよさを生かしながら、充実に図っている学校もあります。複式学級は苦渋というお話がありましたけれども、複式学級のよさもありますので、そのよさを生かした指導をされている学校も実際にあります。そのような学校もありますので、各学校の実態に応じて検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

次に、前沢曲家集落の曲家家屋維持と後継者対策についての1点目、令和2年度まで茅葺屋根の修繕が完了したのは地区全体でどの位になるのか。また、令和3年度以降に計画している茅葺の修繕はどの位予定しているのかとのおたがしであります。平成23年度に重要伝統的建造物群保存地区としての国の指定を受けて以降、令和2年度まで前沢集落にある14棟の茅葺屋根の古民家については、1棟当たり1回以上修繕が行われております。令和3年度には3棟の修繕要望があり、文化庁に対して補助事業の要望をしており、令和4年度以降につきましても、年間平均3件程度の修繕が必要になってくると考えております。

次に、2点目、前沢地区の高齢化率はどのくらいになるのか、後継者がいなくなる家屋も想定されると思うが、その対策について地区と行政の協議はあるのかとのおたがしであります。前沢地区の高齢化率は、令和2年4月1日現在、41.86%となっております。

また、後継者に関する地区と行政の協議につきましては、日頃から集落の組織である前沢景観保存会と集落の維持や防災対策、観光振興などを含め、協議しております。

次に、3点目、今後空き家ができた時、移住希望者を募るなど行政で斡旋することはあるのかとのおたがしであります。あっせんには所有権者の理解と地域住民の合意形成が前提と考えております。

また、移住を希望された方には、伝統的建造物としての建物管理や活用、及び地域活動等への理解をしていただくことが必要であると考えております。

現在、町では、空き家になった場合の活用の仕組みづくりについて、前沢景観保存会と協議しておりますので、ご理解願います。

次に、4点目、ふるさと納税で伝統的建造物群保存地区保存事業に寄附金が集まっており、これを拡大して保存事業に向けた前沢応援クラウドファンディングのようなことができないかとのおただしであります。クラウドファンディングにつきましては、地域事業の資金確保の有効な手段として各方面において利用されていると認識しております。

クラウドファンディングを行うには、事業の内容や目的を明確にするとともに、調達する期間や額の設定等が必要になると考えております。

ふるさと納税については年々増加しておりますが、クラウドファンディングについては、具体的な事業が発生した際に活用を検討していきたいと考えております。

次に、5点目、ユネスコ無形文化遺産に伝統的工匠の技として茅葺技術が登録されるという報道があり、地域で技術を継承させるための支援も必要となってくると思うがどう考えているのかとのおただしであります。茅葺の技術を継承するためには、人材の確保をはじめ、産業の育成が必要であると認識しております。現場を担われている建築業界と協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 高齢者や自家用車を持たない町民に対する受診推進策ということで、今答弁をいただきました。今回の町のお知らせで総合健診の周知ですか、案内が回ったわけですが、その中に送迎バスの利用の有無というものがありませんでした。現在も12月1日から交流館で実施しているわけですが、これ実際に送迎バスの利用の予約というのはあるんですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

田島地域では、これまで全日程11日間ございましたけれども、そのうち9日間の健診が終了いたしております。その中で一番多く送迎車を利用した日というのが、8名の方の利用がございました。逆に全く利用がなかった日が3日ほどございまして、その他の日については、2人から5人のご利用がございました。9日間の合計の利用者数は25名ということになっております。平均しますと、1日当たり2.8人という結果に今のところなっております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私、伊南地区しか内容分からないんですが、これは館岩、伊南、南郷、それぞれ各総合支所というか、地域が分かれているわけですがけれども、各地区は送迎バスとか、あるいは送迎の車というようなことは出したんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

館岩、伊南、南郷地域につきましては、送迎を実施いたしませんでした。これにつきましては、健診会場の決定、そして送迎の実施について各総合支所のほうで決定することにいたしておりまして、地域の実情等考えまして、それぞれ判断されたものと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 私のほうから指名はできませんけれども、各支所として送迎バス、あるいは車とか、利用促進という意味で高齢者とか車を持っていない方、そういう次年度に向けて考え、出してもいいよとか、希望を取るとか、そういったことを考えておられるでしょうか、お聞きしたいんですが。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 答えします。

西部地区に関しましては、館岩、それから伊南、南郷、それぞれ3地域で相談いたしまして、今回の送迎バスはなしでいきましょうというふうなことで送迎バスを出しませんでした。

それで実際は家族の方とか、生活バスがあったり、そういった公共交通機関を使ったりして対応したというふうなことで聞いております。

来年に関しましても、引き続き送迎バスは考えていないような形で実施したいというふうなことで考えております。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 各健診の送迎バスの廃止の送迎でございますが、先ほど健康福祉課長よりありましたように、令和2年度は実施しておりませんでした、特に問合せ等もございませんでした。来年度におきましては、本年度の状況を見極めまして、受診率を高める上でも、本庁、各総合支所と協議を行いまして、予約制での送迎を検討したいというふうなことで考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 南郷総合支所につきましては、平成28年度に送迎バスの運行を行

いましたけれども、期間中利用者が1名だけだったということで、平成29年度以降は行っておりません。

今回、会場を縮小したということで、ちょっとその移動が広域になったということもございまして、その必要性というものにつきましては、伊南総合支所長答弁のとおり検討してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、各支所から答弁しましたけれども、それぞれの対応あるやに思いました。これまでもその状況の中で判断したというものだと思いますが、私も先ほど答弁申し上げました。今後の推移につきましては、やはり健診をしっかり受けていただくということが、町民の皆さんの健康を守ると、まず第一前提だと、そのように考えておりますので、地域の状況もしっかり踏まえながら、これは大事ですから、そういうことも念頭に置きながら、来年度の対策をしていきたい。これ支所、もちろん本庁も含めて、もう一度その辺は検討してみる必要があると、そのように思っていますので、そのようなことをご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは私も予約制で予約して健診も受けさせていただきましたが、その会場の中で1つ予約制であるということと、あるいは自家用車で来てくださいというふうなものと、そういった中で、高齢者だと思うんですが、どここのうちはこういう予約制だとちょっと来れねえなという。会場も1つですので、たまたま伊南地区の場合は伊南地区、古町地区でやったものですから、それとか離れた人の中には確か来られない人がいたのかなと、そういう思いで今回こんな形で質問させていただきました。

要は、いかに受診率を上げて町民の健康増進を図ったり、あるいはチェックをするかということが目的でありますので、その辺のところはしっかりと、申込みでなかったらそれはそれでいいことでもありますので、ぜひ高齢者とか車を持たない人にも、しっかりと受診受けられる体制だけにつくっていただきたいというふうに思います。

次に、事前予約制で、本当に私自身は事前予約制よかったなと思っています。密にならないということと待つことがないということ、それが一番だなと思いました。あと今回、それぞれ地区は違うかと思うんですけれども、予約制ということで会場が1か所というふうなところ、たまたま私は伊南地区だったんですが、そのほかの地区は分かりませんが、これはちょっと慣れたら、せめて2地区ぐらいの会場の確保ができないものかなというふうに思っている

んですが、その辺はどうでしょうかね。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今年度の健診の日程は、当初28日間ということでありましたけれども、コロナの影響の関係で20日間に減ってしまったということになります。

今回、総合健診の委託先であります福島県保健衛生協会のほうから、来年度の健診の実施日程について電話がありました。そうしましたところ、令和3年度については、26日間の日程で割り振りをお願いしたいというふうなことでございました。そうしますと、今年度、令和2年度よりは、各地域が1日ないし2日で増やして実施することができるということになります。

例えば3地域は今年3日間の日程だったんですが、4日に増やせるのではないかとというふう考えております。

そういったことがありますので、健診会場を地区ごとに数か所設けるとことや、先ほどもありました送迎の実施、そういったところも合わせまして、町民の皆様のご要望をお聞きしまして、さらには感染の防止対策、それにも配慮いたしまして、今後それぞれの地域でやり方については検討していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 来年の感染状況が全然定かではありませんので、それは状況を見られて日程を組んでいただくことはもちろんであります。少しでも感染が下火になったり、あるいは準備が可能であれば、ぜひ会場を増やしていただきたいなというふうに思います。

それから、来年度の実施時期というのは、春先じゃなくて今年あたりみたいな秋くらい、そういうふうに想定されますか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

保健衛生協会からの令和3年度の実施についてお話が、直接電話と文書でもございましたけれども、6月から7月までの実施でお願いしたいというふうに令和3年度についてお話がありました。

町としましては、例年同様4月から6月までの春先の実施をお願いしたかったところでありましたけれども、保健衛生協会のお話では、来年度から4月、5月については、学校のほうの健診を優先的にといいますか、先に行いたいということで、市町村の健診については、6月以降の実施になるということで、本町のほうは早いほうの6月、7月の実施というふうになった

というふう聞いております。

なお、コロナの影響によりましては、今年度のような秋のほうに移動するようなこともあるかと思っておりますけれども、できるだけ早い時期に実施できるように調整をしていきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 総合健診関係で最後ですけれども、厳しい状況の中で本当に受診者が減っているという先ほどの答弁がありました。令和3年度に向けて少しでも増やすというふうな、増やしたいというふうなことで、これから次年度に向けて対策を練られると思うんですけれども、何か方策等考えておりましたらば、先ほどの答弁の中で、医療機関でもオーケーみたいな話が、ちょっと私の聞き違いかどうか分かりません。それで多分病院でも受けられるよというふうなこともかもしれませんが、ぜひ増えるような形でお願いしたいなと思っておりますがいかがですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

町長答弁のほうでは、人数でこれまでの推移についてお話を申し上げました。過去5年間の受診率で申し上げますと、特定健診のほうが大體50%前後となっております。後期高齢者に対する健康診査、こちらはちょっと低くて24%程度、そういったところとなっております。

いずれにしても、あまり高いとは思っておりませんで、もう少し上げなければいけないというところではありますが、そういったところで受診者を増やす対策というのを考えなければいけないと思っております。

今ほど議員のほうからお話がありました施設での健診、医療機関での健診、こちらについては、以前から行っているものでございまして、春先に受けられなかった方が町内の医療機関のほうで健診項目の検査を受けるというものであります。

また、合わせまして、追加健診というのも行っております。こちらも秋口に例年ですと行っている健診でございまして、同じ健診内容で健診車が来て行うものであります。これらについては、引き続き実施してまいりたいというふう考えております。

あとそれ以外の対策としましては、個人で医療機関で受けられるという方もいらっしゃいます。そういった方の健診の情報ですね、町で把握して指導したいという思いがありまして、今そういった個人で受けられた方の健診の結果をお持ちいただくという事業を行っております。お持ちいただいた方には、商品券1,000円お渡しして勸奨を進めているというところでありま

す。そういったところも進めてまいりたいと思っております。

あとは、やはり周知活動を徹底というのが一番重要なことかと思っております、ふだんの通院の中ではなかなか検査ができないような眼底検査だったり、心電図、推定食塩摂取量の検査、そういったところも、目の病気とか、心臓の病気とかの早期発見につながる大切な検査だということを広く町民の方にPRして丁寧に説明しまして、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 次は、2番目でございますが、体に障がいを持った児童と知的障がいを持った、合わせて持っている児童・生徒さんも想定されるのかなとも思うんですが、そういった場合の対応というのは、先ほど教育長より答弁いただいた就学前の健康診断によって対応するというようなことなんですが、その辺のところ、両方を持った児童、生徒がいらっしゃったならば、そういう対応についてお尋ねをしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

知的障がいだったり、肢体不自由だったりということで、両方の障がいを持っている方も中には当然ありますし、先ほど答弁の中でもお話がありましたが、基本的には就学時健診の中でその状況をつかんだ上で、その診断結果、例えば保育所での生活ぶりだったり、そういった情報等を得た上で、教育支援委員会がございまして、その中で協議をして実際の何が、何に適しているかといいますか、支援学校に適している、支援学級に適しているのか、通級に適しているのかというふうな判断をしていただいています。その中で、そういった情報を保護者と懇談をした中で、実際にどういう形で今後進めていきますかというふうなことで、保護者とともに検討していくというふうな状況になっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 先ほどの教育長答弁の中にもありましたが、いろいろな助言等を受けながら最終的な決断は保護者ということよろしいですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

あくまでも町といいますか、教育委員会からするのは結果だけでございまして、最終的な決断については、保護者の方が決定をするというふうな流れでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 仮に、先ほども答弁もありましたけれども、身体が学校の施設に耐えられないという判断をされた場合には、当然改修というふうなことになるのかなと思うんですが、質問をつくっているときに、たまたま朝日新聞の報道の中で、体に障がいを持った児童生徒のために、学校のバリアフリー化をどうなっているという全国的な調査がされたその結果が載っていました。

結果の中身についてはあれなんですけど、本町の小、中学校のバリアフリー化というのは、どの程度進んでいるのかなという、ちょっとまあこれ環境整備というようなことで質問をしたいんですが、例えば車いす用のトイレが設置されているのか、あるいは普通の、いわゆる公道から学校までに入るまでの段差が解消されているのか、高い校舎がないのでエレベーターはないのかなと思うんですが、実際に町内の小、中学校でこのようなことを取り組んでいるというふうなことがあるのかどうか。

この前の文教厚生委員会の皆さん、丁寧な報告書を読ませていただきましたが、その中でそういう学校からの要望はちょっとなかったように見たんですが、その辺はどうですかね。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

まず、朝日新聞の関係でございますが、全国的に調査があったものについて集計された結果だというふうに思っております。その中で、南会津町として報告している内容でございますが、車いすのトイレにつきましては、11校中、二小と桧沢小と荒海小以外は、一応トイレは整備されているということでございます。

あと段差の解消につきましては、こちら玄関までのアプローチとあとは教室の中と申しますか、分けて調査されている部分がございます。玄関までのアプローチについては、11校中5校、あと中の段差解消については、11校中3校ということでございます。あとエレベーターにつきましては、舘岩小学校に1基ございます。

バリアフリーについての要望というふうなお話だったかと思いますが、各学校からの要望というものは今のところないんですが、基本的に国のほうもそういった部分について今後力を入れていくということで、最近ちょっと報道がございまして、そういった部分の情報を取り入れながら今後検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

〔「3校以外は実施してないのかな。してないの」と言う者あり〕

○渡部浩明学校教育課長 失礼しました。

今お話ししました段差解消の5校につきましては、やっているところの校数でございます。あと段差解消の校舎内の3校についても、やっている箇所というふうなことでございます。

よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 11校中3校というのは、やってないほうが多いですよ。5校というのはまあまあ、過半数残っているわけです。今後、どういう子供さんが入学されるか分かりませんし、ぜひこのバリアフリー化につきましては、国のほうでも先ほど答弁あったように、予算化する方向なのかどうか具体的には分かりませんが、ぜひ計画的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど専門の教員は基本的には少ないんだと、だけれども、熟知された先生方がいらっしゃるといふようなこと答弁いただいたわけですが、学校の中にはやはり専門的な知識がなくて担当されなきゃいけないという学校経営上の組織としてあって、実際に最後まで子供をしっかりと見届けることができないというふうなことも実際に私も存じております。

そういったことを考えると、なかなかいない先生を呼ばってこいというのは難しいかと思うんですけども、ぜひ先ほど話しされたようなことで、しっかりと現場に対応していただきたい。校長先生、現場の先生、声を上げるかどうかは分かりませんが、ぜひ体とか壊さないうちに、そういったところはぜひ教育委員会でしっかりと対応していただきたいなと思います。その辺のところ、教育長どうですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

特別支援の免許を持った小中学校の教員の数が本当に少なくて、うちの町内の場合は約13人中6名ですかね、免許を持っている。過半数には近づいているんですけども、全部は免許を持っている方は配置できていないという状況にあります。

そんな中でも、免許がなくても先ほど申し上げましたけれども、長年にわたって担任をされていて、十分そういう印象を身につける方もいらっしゃいます。

また、新たになった方につきましては、県の研修会等、あと郡の中にもそういう研究会ありますので、そこで研修を積んでやっていただいて本当に助かっているなというふうに思っています。

途中で体の具合が悪くなったということも私も存じておりますが、それは直接的に支援学級の子供が原因というかどうかというのは定かではありません。なので、特別支援学級を持った

から、そういう状態になられたのかどうかということにつきましては、十分私も把握していないところですが、おおむね現在は本当に先生方一生懸命頑張っていただいて、子供たちにも本当によりよい学びをしているんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ハード面、ソフト面、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

それでは、残り時間少なくなりましたが、曲家集落についてお尋ねしたいと思います。

まず、国の選定を受けて平成23年だったと思うんですけども、もう一度振り返りたいと思うんですが、これ選定されたとき、要するに選定する国の役割、選定を受入れた集落、あるいは家主の役割、そしてそれに携わる文化財ですので、教育委員会、いわゆる行政の役割というものがあつたと思うんですが、これはどういうふうに捉えておられますか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

国の選定に当たりまして、選定に当たって特別に取決めをしたということではございませんで、そもそもの重要伝統的建造物群保存地区の制度として、国、それから町の役割が決まっております。国につきましては、市町村から申出を受けて価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群に選定すると。市町村につきましては、伝統的建造物群の地区内の保存事業を計画的に進めるため、条例に基づきまして計画を定める。さらには、その計画に基づいた保存等活用整備を行っていくということになっております。

また、集落、住民の役割につきましては、前沢景観保存会設立時に制定した規約によりまして、景観の保全と自然環境の保護、住環境の整備、地域の活性化と魅力あるまちづくりを行うということで役割分担をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 もう1回立ち返りたいんですが、選定をする前に、合併前から旧館岩村の皆様方の努力で非常に茅屋根というものを残してこられました。これが合併後、国の選定というふうになったと思います。そういう意味で、旧館岩の方々の努力というのは、本当に素晴らしいなというふうに今でも思っています。

それで、この国に選定をぜひしてくださいというような、選定時の理由というのが多分あつたと思うんですが、もう一度振り返るといふ意味で、そういうのを分かれば。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 国に選定してくださいとした理由につきましては、前沢地区の前沢集落の伝統的建造物、これを将来にわたって保存していきたいと考えたことから、集落と協議をいたしまして、申請をしたということだと思っております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 前回の質問のとき、3年前ですか、国、なかなか茅屋根でお金がかかるので基金等ぜひつくってくださいという質問をしたんですが、それはやらないというふうなことで、今回はクラウドですか、クラウドファンディングには提案をしましたが、将来的にはこういうことも視野に入れてぜひ進めていただきたいなと思うわけでありましたが、やはりとにかく集落がまず維持されなければ全く駄目なわけでありまして、これからはやはり人、技術者の育成、物、茅場の選定、あるいは茅ですね、それから金、いわゆる継続的な財源づくりの方法、この3つをしっかりと体制づくりの中に位置づけていかなければならないなというふうに思っていますので、この辺のところを保存会等と協議されながら、政策づくりにしていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

議員おっしゃられるように、これが保存されていくというのが一番だと考えております。当然茅屋根の維持につきましては、技術者の確保というのが大きな課題でありまして、という認識でおります。ここで建設事業の立場になりますと、技術者を確保するということになれば、一定の利益が生じなければなかなか難しいというふうに思っておりますので、今現在、町内の前沢地区に限らず、茅葺屋根の建物がどのぐらいあって、どの程度のスパンで修繕が行われているのかと、こういったもののシミュレーションをするなどしております。これをやりながら、建設業界の方と協議していければなというふうに思っております。

それから、財源づくりにつきましては、町長答弁にもありましたように、ふるさと納税でまずは考えておりますが、クラウドファンディングにつきましては、内容的には課題を、用途を明らかにしてお金を募るということで、ふるさと納税と似たような制度であるというふうに思っております。

クラウドファンディングをやっているインターネットサイトを見ますと、実は中身を見ていくと、ふるさと納税のほうにつながっていくような運営の方法をしているところもありますので、その辺事例を調査しながら、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 最後に、非常に前沢の集落に思いを寄せている方から、実は通りの看板が草生い茂っていてよく見えないんだと、こういうものというのは、宣伝のためにやるし、周知のためにやるので、しっかりやっていただきたいというふうな話を私、伺ったんですが、そのことについて答弁をいただきたいと思います。しっかり管理するという看板を。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 それでは、館岩総合支所のほうからお答えしたいと思います。

議員おただしの前沢集落までに至る国道沿いの看板が、国道352号線沿いにそれぞれ設置されておりますが、田島側にも設置されておりますので、今後、そういった草刈りも含めて維持管理を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○12番 山内 政議員 以上で終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、12番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、湯田哲。ただいまより登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

1、「森林整備促進協力金」（仮称）で森林整備を加速せよ。

本町の森林整備計画書には、木材価格の低迷による零細な林業経営の難しさとともに、林業経営安定に重要な経営規模拡大のための零細林業家を集約化し、意欲ある林業経営者、または団体等に所有権、管理権を移行するなどを含め、多くの森林整備施策などが記載されています。

1、本町総面積の8万8,647ヘクタールの約92%が山林でありながら、森林整備事業などが決して思うように進んでいません。町はその最大の原因をどのように分析していますか。

2、昨年改定された令和9年までの町の森林整備計画書の中の32ページには、本町の1ヘクタール以上の山林所有者は2,077戸で、全戸数6,615戸の約31%となっています。そのうち、5ヘクタール未満の保有者が約87%を占め、零細林家が多く、保有地も分散しているとの記載があります。1ヘクタール未満の山林所有者のデータが示されていません。その理由と1ヘクタ

ール未満の山林所有者の戸数は。

3、林業経営の集約化を促進するため、林業施策の農家の大型化推進で実施されている集積化協力金と同じように、「森林整備促進協力金」（仮称）として小規模の山林所有者に対し、土地を除いた地上分の立木のみ、土地と地上分の全てと面積計算、立木の種類に応じた立米単価計算など、山林の場所等の情報を含めた金額を山林所有者に支払うことで、所有権、管理権を意欲ある林業経営者、または集団等に移行し、大規模化を促進し、本町の森林整備を加速してはとありますが。

2、「環境整備協力金」（仮称）による安心安全な生活環境実現を。

住宅近くで大きくなり過ぎた立木や山林が太陽光をさえぎり、付近の住宅や町道が長時間日陰になっている状況が町内のあちこちで見受けられます。冬期間日中でも日が当たらず、道路が一日中凍結のままで、歩行者も通行する車も危険な状態が続き、安心・安全な道路とは決して言えない状況です。

さらに、その場所は、最近の強大化する台風を考えると、自分所有の立木が自宅、あるいは隣接する住宅に倒れ、住宅が破壊されたり、同時に人命に関わることであり、加害者にも被害者にもなる可能性もあります。つまり、所有者も、そこで隣接する住宅の住民も、両方不安な気持ちで生活しているのではと考えます。

そこで、日陰問題の解消、台風時の倒木による危険防止の観点から、「環境整備協力金」（仮称）を創設し、その地域の住民の安心・安全を守るため、伐採する木の所有者に対し、安心・安全のために協力していただいたという感謝の意味で、その協力金を交付することでその立木を伐採し、町民の生活環境を改善してはと考えます。

3、「南会津町ドローン班」（仮称）による災害対応、人命捜索の近代化を。

2017年12月議会で、南会津町ドローン推進協議会を設立し、町の活性化をと題し、一般質問を私がしてきました。

2019年1月21日に、本町は県内の自治体では初めて、アルソックと災害時における無人航空機による協力に関する協定を締結しました。この協定によって万が一本町で災害が発生した場合、アルソックがドローンを使って被害状況の確認や情報収集等の支援活動を行うとなっています。

1、協定締結後、来月でちょうど2年がたちます。これまでアルソックへの出動要請や町との定期的な打合せ及び現場での訓練などはありましたか。

2、本町でも20ヘクタール以上の大規模農家では大型ドローンを導入し、農薬散布での農作

業の合理化を実践しています。町内の土木建設業会社ではドローンを導入し、ドローンによる上空からの写真撮影などで、工事予定地での情報収集を実施、工事計画作成などに活用しています。災害後の被害状況の確認の意味での情報収集も重要ですが、台風接近時、通過時の河川の増水状況の把握、火災発生時の現場状況、事故発生時の現場などのリアルタイムでの状況把握はさらに重要だと考えます。最近では、山岳遭難での人命捜索において、消防への協力としてドローンが早期発見、早期人命救出などで効果を発揮しています。

そこで、町内のドローンを既に活用している個人、企業に呼びかけ、災害時、緊急時の対応の協力をお願いしてはと考えますが。

3、町民の安心・安全を守るため、「南会津町ドローン班」（仮称）ですが、（仮称）を結成し、行政、消防、ドローンを導入している個人及び企業の3者による災害時、緊急時の対応をするための連絡体制、安全を含めた現場でのマニュアル作成、定期的訓練などを実施してはと考えますが。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、「森林整備促進協力金」（仮称）であります。森林整備を加速せよに関する1点目であります。林業整備事業などが思うように進んでいないが、町はその最大の原因はどのように分析していますかとのおただしであります。町内において森林整備が進まない理由としては、立木単価の低迷、世代交代等による森林所有者の森林への関心の薄れなどが最大の要因と、そのように考えております。

また、森林への関心が高い場合でも、森林整備の実施経費が木材生産による販売収入に対して採算が合わない状況であり、さらに森林整備が進まない状況をつくり出しているものと、そのように捉えております。

木材関係が安い、そして森林の財産的な価値が低くなっている。そういう中で、相続も進まない、自分の所有地も分からない、自分が所有しているかも分からないというふうな、そのような状況が、その傾向がどこの地域でもあると思うんですが、特にそのようなことが考えられて、森林に対する興味といいますか、それが薄れているのも1つの要因だと、そのようにも捉えております。

次に、2点目であります。

森林整備計画書の中に、1ヘクタール未満の森林所有者のデータが示されていません。その理由と1ヘクタール未満の山林所有者の戸数はとのおただしであります。森林整備計画書に

記載しているデータは、農林業センサス、もしくは福島県の森林林業統計書のデータを記載しております。1ヘクタール未満の森林所有者データを記載していない理由は、農林業センサス等の統計調査で公表されている数値がないためであります。

一方、平成28年5月に森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する林地台帳制度が創設されました。この林地台帳上では、1ヘクタール未満の山林所有者は3,877人となっています。

この林地台帳は、県からの指導により森林簿と相続登記が済んだ山林の所有者が一致している森林データの集計となっております。相続登記が完了していない森林は含まれないなど、全体数、正確な戸数は把握できておりません。

次に、3点目であります。

「森林整備促進協力金」、これも（仮称）として、小規模の山林所有者に対し、面積、立木の立方単価計算などから算出した金額を支払うことで、所有権、管理権を意欲ある林業経営者、または団体等に移行し、大規模化を促進し、本町の森林整備を加速してはとのおたただしであります。森林林業分野では森林管理を適切に進めていくため、新たな森林管理システムとして、森林経営管理法が平成31年4月に施行されました。

また、この法律を踏まえ、森林整備等を積極的に進めるための財源として、市町村に譲与される森林環境譲与税も創設されました。

森林経営管理制度では、経営管理が行われていない森林について市町村が所有者に意向調査を行いまして、その調査結果を基に、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に集積し、林業経営に適さない森林は市町村が管理すると、そのようになっております。

現在、町ではこの法律に基づき、森林管理がなされていないと思われる森林の所有者に対し、森林整備に関する意向調査を順次実施しているところであります。

しかし、本町の森林所有者の現状は、小規模な森林所有者が多いとともに、相続登記が未了で、複数の所有権者が存在する森林が少なくないなど、所有者探索、意向確認に時間がかかっている現状にもあります。

さらに、本町の私有林人工林は分散的に存在しておりまして、森林を集積するのは非常に厳しい、難しい状況にあります。

このため、森林整備の効率を上げる施策として、国、県の既存の森林整備補助金に加え、森林環境譲与税を活用した町独自の搬出間伐を促進する事業を創設しました。

以上のことから、まずは現在進めている森林経営管理制度及び森林環境譲与税を活用した森

林整備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、「環境整備協力金」（仮称）による安心安全な生活環境実現をとのおたかしであります。

全国的に過疎化が進み、人口減少が進む中、森林等の管理には十分な手当がされていない現状があります。

こうした中、隣接する道路や住家に張出した枝や枯れた立木が危険を及ぼしていることも、また事実であると認識しております。

最近では、日陰問題解消に向けた国道脇の立木の伐採が行われており、通行車両の安全確保が進められております。

議員おたかしの「環境整備協力金」（仮称）を創設し、伐採に協力した町民に協力金を交付することは、日陰問題や危険箇所解消には効果的な取組と考えますが、伐採経費や協力金の額によっても相当な隔たりがあるものとそう思われまして、当事者の解釈もまた様々だと、そのようにも考えております。

一方では、個人が所有する立木は個人の財産であり、第三者に対する被害防除の措置は、自己責任で応ずるべきと、そのようにも認識しております。

また、「環境整備協力金」（仮称の）の創設に伴う財源確保も、現在の町の厳しい財政状況を考えますと、かなり厳しい、難しい判断となりますので、現時点においては、協力金制度を設けることは考えておりません。

町道等へはみ出している立木などがある場合、個人の所有者のため町で伐採を行うことは、承諾なしではできませんが、倒木など危険を及ぼすおそれのある場合は、所有者に伐採を促す協力を求めることは当然必要であると、そのように考えております。道路パトロールの巡回や地域、地区行政区長との連携も図りながら、安全安心な生活環境づくりを考えてまいりたいと、そのように思っています。

近年、非常に自然災害多いわけでありまして、豪雪のときの場合でも、倒木までも行かなくても、電線とか、電話線に木が寄りかかったり、あるいは住宅のほうに倒れ掛かったり、そういうのを見かけますし、現実にはそれを処理するためには非常に困難な作業となります。

そのようなこともありますし、また、針生地区、スキー場までのあの長い坂のところは駒止坂とか、何というんですかね、あそここのところも県にお願いしまして、あそこは伐採をしていただいて日当たりもよくするような、今対応を県のほうにもまた引き続きお願いしております。

そういう箇所、私たちのこの地域にも数限りなく存在していると、そのようにも認識してお

りますが、非常にこれが全て対応できるということは非常に厳しい状況にもございます。

ただ、皆さん方にもそのようなことも含めてご認識いただくような、そして安全通行にも、そして災害のときの安全対策にも心がけるよう、町としても呼びかけていきたいと思えます。

いずれにしましても、個人が所有する林地の、そこに存在する立木等に関しましては、それぞれのその所有者の責任ということで対応していただくことが今一番の最善の対応かなど、そのようにも考えておりますので、皆さん方にご理解いただけるような、皆さん方に協力をお願いしていきたいと思えます。

次に、ドローンによる災害対応。

人命捜索の近代化についての1点目。

アルソックへの出動要請や町との定期的な打合せ及び現場での訓練などはありましたかとおたがしであります、町は平成31年1月21日に、アルソック福島株式会社と災害時等における無人航空機による協力に関する協定を締結いたしました。協定締結後、アルソックに対し、出動を要請する事案はございませんでした。

また、打合せについて、年度当初に連絡担当者の確認などを行っております。

訓練については、協定締結前ですが、平成30年に実施した南会津町防災訓練において、ドローンを活用した被害状況、情報収集訓練を行っており、今後の町防災訓練においても、活用を考えてまいります。

次に、2点目の町内のドローンを既に活用している個人、企業に呼びかけ、災害時、緊急時の対応の協力をお願いしては。3点目、「南会津町ドローン班」（仮称）を結成し、災害時、緊急時の対応をするための連絡体制、安全を含めた現場でのマニュアル作成、定期的訓練などを実施してはとのおたがしにつきましては、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

議員おたがしのとおり、ドローンは映像撮影をはじめ、農業や建築業など広い分野で導入される一方、災害時においても様々な用途で活用され始めております。町内においても活用が広がっていると承知しております。

災害時や緊急時においては、山岳遭難事案に対し、南会津地方広域消防本部が所有するドローンの活用事例もございませし、災害現場等の状況把握などに効果を発揮しているものと期待しているところであります。

その一方、災害時におけるドローンの活用には課題もあると感じております。ドローンは機種にもよりますが、風雨の影響を非常に受ける機械であり、台風接近時などの雨風が強い現場

における活用には支障が生じますし、現場におけるドローンの操縦者の安全確保にも配慮をしなければなりません。

しかしながら、町といたしましても、ドローンの有用性は十分に認識しておりますので、今後の革新的なドローン技術の開発や先行事例などの情報収集に努めまして、ドローンの有効的な活用を検討してまいります。

なお、提案いただきました行政、消防、ドローンを所有している個人や企業等との連携及び協力体制の構築につきまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

今日は、議員からいろいろな提案いただきました。厳しい状況も私も話させていただきましたけれども、どのようにしたらできるのかということ、そしてやはりこれをクリアしなければ、これから先のいろいろな改革ができない、改革といいますか、改善ができないということも重々分かってはおりますが、できることからまずやるということも必要だと、そのように考えております。

これには行政ばかりでなくて、やはり町民の皆さん、所有者の皆さんのご理解、ご協力も必要だと思いますので、私どももできる限り情報の提供もしながら、皆さん方にその現状を訴え、そして理解を促していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

1番についてなんですけれども、何か林業センサス等で数字がないからというのも、ちょっと上にいったりしていますけれども、分析のほうを、そうだね、1番からいきます。分析も予想のとおりなんですけれども、世代交代だったり、若い人たちがもう関心がないから登記もしていない、相続の分も手続もしていないというのが町長答弁の中にありましたとおりでと思います。

それはもちろん林業、材木ですね、木材の価格の低迷という僕は表現しましたがけれども、森林計画書の中には、木材需要の低迷という表現でした。要は出す、切るで、売ってみると、引き算するとなくなってしまうんですね。山林所有者の持分というか、お金が。

私が気になるのは、これまでの町の独自の政策も先ほど言われました。伐採業者、森林業者の従事のために、先ほどの森林環境譲与税を使ったりしながら、伐採のほうのための補助、あ

るいは搬出しながら、それを今度はまた売るんですけれども、考えてみると、昔、1980年代のまだまだ経済成長で森林の価値もあった時代だったときには、一山売って、まあ山を売って子供の入学資金にしたり、新築するからあの山売って、100万円なるから何か足しになるかなとか、その中の木を使って本当に半分以上、ほとんど100%その木を使って家を建てたという記憶もあります。

そうやってすごく価値がある時代があったにもかかわらず、今はもう赤字ですよという部分が皆さんが興味持たないし、山にも行かないし、町長答弁にもありましたけれども、境も分からない、持っているかも分からないという言葉ちょっともっと以外だったんだけど、これもあるんだと思います。

僕がこの質問をした理由としては、やはり僕も持っていますけれども、その1ヘクタール未満という数字の部分について言わせていただければ、林業センサスにないからといっても、もっと森林計画書の中には、1ヘクタールって100メートル掛ける100メートルですよ。今回の森のコミュニティー館が9,000平米ですから、1万平米以内の分が載らなくて、あまりその分に関してすごく重要視していないのがすごく気になりました。

それで、それをもっともっと森林計画書のメインとしてうたわなかったら、まだら状態のところが進まないですよ。要するにここに5畝でも1反でもあれば、その幽霊持ち主が分からなかったら、これをいじれないということで、多分進まない理由の1つでもあるという説明だと思うんですよ。もちろんそれは予想どおりなんです。

だから、この1番の1ヘクタールの部分、数字が出てないといっていますけれども、総面積は出ると思うんです。これに対する認識はどうなのでしょう。林業政策の中で1ヘクタール未満に対する考え方、それは意向調査とか何かいろいろありましたけれども、具体的にもっとここに重きを置くべきだと私は思うんですが、この1ヘクタール未満、もっとどんな認識で考えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

1ヘクタール未満の林家につきましては、今回の農林業センサスでは、一応1ヘクタール以上の林家を調査対象というところがございますが、今現在、意向調査等で昨年からでございますが、藤生の小塩地区、今年度は南郷の下山地区と合計2地区、3地区、今実施しているところがございますが、大部分の面積につきましては、やはり1ヘクタール未満の方が、1筆でございますが、1筆、1筆につきましては、1ヘクタール未満の方が多いというような状況でござ

ございますので、やはりこういった1ヘクタール未満の人につきまして、もう少し調査をする必要があるのかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 数字では本当がっかりしたのは、うちも山林持っている人間の一人ですけれども、何か本当、実は今回調べたり、足し算したりして意外と少しなんだなと思いながら、自分でもがっかりしながら、本当に5ヘクタール前後かもしれないぐらいの面積ですよ。一応数字に載っている、辛うじて載っている林業、山林所有者なんですね。1ヘクタール未満という、先ほど言ったとおり、100メートル、100メートル、校庭1枚ですからね。校庭1枚の山林を持った人って、俺、結構山持っているなと僕は認識しますよ、もし1ヘクタール未満で持っていたとしては、私としては。

ですから、ぜひこの分を、今課長のほうで言いましたけれども、もう少し丁寧に調べて、幽霊であっても、前後にいけば幽霊は幽霊として認識する、やり方はいろいろあると思うんですね。登記上引き算したらどうなのか、登記上は前の前の前の代の、登記所に行くと分かりますから、その分は誰兵衛さんでもいいじゃないですか、その3代前の中の登記の面積、ある程度案分できるわけですから、今の人たちが関心ないなんてこと関係なく、その人たちが想定して考える、進めてほしいなと思います。

いきなり3番にあって、実はまいりたいと思います。つまりこの3番については、③ですね、先ほど森林整備促進協力金ですね。これについて強く再質問させていただきたいんです。

先ほど森林環境譲与税を使ったり、山林制度とか、ほかの資金を使って、林業従事者に対する、手厚くはないかもしれない、本当にやれるだけ一生懸命やっていると思うし、いろいろ間伐のためにそれを出す研修、先月24日の森林研修の中でも言われました。スギの価格は全くない、1万1,000円ぐらいの立米単価だけれども、出すのに8,000円の搬出が3,000円だったかしらなければ、とにかく引き算したら合わないから、こういう説明で終わっちゃっています。

僕はここでいつもかちんとくるのは、間伐した木って誰のものと、こう思うわけですよ。それは先祖様が植えて、昔の1980年の話に戻せば、間伐しても30センチ前後ですよ。その部分で、値段ありませんからよろしくねでは駄目じゃないかと僕は思うんですよ。

何を言いたいかという、間伐の搬出量、林業業者、汗流してチェーンソーなり、いろいろな最近の機械を使ってやっていますよ。だけれども、彼らはあるけれども、林業従事者じゃなくて所有者は1円もならない、実際ならないんです。判こ押して、あなたは間伐して1円も出さなくて、立派な間伐残るときがあるじゃないですか、こういう説得なんだか分かりませんけ

れども、これじゃおかしいと僕は思って、またこの部分は強調したいんですよ。

要は、財源もなければ譲与税使ってやっても、せめてせいぜいそこまでなんです。要は、林業従事者の伐採、搬出、そこまでだな。所有者は判こ押して、よろしく間伐、いいのが残ったからこれ1,000万円で、来年子孫が手にするんだろうと説明したかどうか分かりませんよ。だから、その分でいうと、これに関してのこの協力金、農業でいえば、先ほどは林業従事者に対する補助は町独自にやっていますという説明で終わっていますけれども、僕の言わんとしているのは、田んぼを集合するために1反当たりの単価でやっていて、どんどん集まっていますよね。少しはでも、今までは草刈りやっていたのが、集積化すると初めの段階でお金いただくわけだから、所有者のひとり暮らしのおばさんにしてみれば、いや、これで任せられてお金もらえたんだ、これはよかったなということですからごく効果的だったです。すごく効果的でした。数十万円単位で皆さんいただいています。

山林でなぜできないかというのが、気になるんですね。その壁の分を、例えば先ほどの理由づけに、この計画書に載っていますけれども、登記をしてないとか、相続してないから登記もしてないんですけれども、今生きている人たちになっていないから、判こ押してくれないからとかという話なんだけれども、考えてみれば、いつやるんですかという話なんですね。そのままやれば、今元気に、自分の父親がまあまあせいぜい下刈りやったのをおぼろげに覚えている人たちが、今60代、70代いたと思うと、50代かな、50代、60代にいたとしても、その子供たちがさらにまた山に関心がなくなる。今しかないんだと僕は思うんですよ。

辛うじて自分が1980年代にみんな子供時代だったかもしれないけれども、うちの新築したのは間違いなくその林を切ったという人もいらっしゃるはずですよ。そういう自分たちのための、子孫のための、何々家の先祖代々守り続けた山林が役立つはずだろうの未来が、今みんな関心がなくなって亡くなっている段階で、関心がない世代が増えているだけで終わってはいけないと思うんですよ。その施策をもっと強くやらなきゃならないと思うんですが、その施策について、それについての認識はどうでしょうか、それについての認識は。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も子の立場ですけれども、何十年も山のおかげで生活できました。ですから、山のありがたさは十分知っているつもりです。ですけれども、今当時と違いまして、先ほど申し上げましたように、立木のといえますか、木材の値段が本当に価値がないといっているくらい安いです。実際にカラマツ、それからスギとか、こういう樹種を植林しても、実際に50年、60年たったも

のが植えた経費さえ出ないような状況が、今伐採の実際の売買の価格になっています。

そしてまた一方、それは1つの森林の木材の状況でありますけれども、もう一方で、あと田んぼとか畑、住宅とかはある程度境界がはっきりして、国調もありますし、明確になっておりますけれども、森林の場合は字切り図とか、そういうものというのは、ただいいかげんにこの辺にあるというくらいの表示しかないんですね。

ですから、実際には登記されているのが1反歩、10アールとなっても、実際は10町歩あったり、そういうことも現実には起こっているわけですよ。ですから、それを1筆1筆調べるのが、町がやるというのもこれも大変なことだし、個人がやれといっても、先ほど申し上げましたように、えー、うち森林あるのという感じの人も多分いると思うんですね。

ですから、その辺のまずは自覚というか、認識をまずは皆さんに持ってもらうということも、まずそこからいかないと駄目なのかなと思いますよ。その中で立木がどのように立っているのか、どのくらいの林があるのかということになってくるわけですから、ですから、その考え方は本当によく分かりますが、現実的にそれをやるのはかなり困難性があると私はそういうふうに思っています。

いずれ、国のほうも所有者の分からない国全体の面積が九州の面積に匹敵するぐらいのことは言っていますので、ですから、国だってこれは大きな課題ですね。私たちの町もそうですけれども。でも、やはり放置されれば、先ほど申し上げましたように、災害も起こるし、いろいろな有害鳥獣害のこともあるし、景観もあるし、いろいろなことが影響してきます。

ですから、その辺は町としての生活圏に及ぶ部分に関しましては、これはもう皆さんの安全対策も、それから防災対策もしなければならぬと思っていますが、まずはそのようなことを皆さんに自覚してもらうということも、私は最初の第一歩かなと思うんですね。

ですけれども、町としては、間伐材の利活用とか、そういうのをやっていますし、あれを放置されれば災害のときに出てきますから、そのようなこともありますので、できる限りのことは今の中でやっていきたいと、いかなければならぬと、そのようにも思っています。

今度いろいろ林業の推進事業も町としてはやっていきますから、そういうことも含めて、そもそも今そういうふうな価値である木材の価値を、また付加価値を高めるための事業も進めていくことが、皆さんの関心を持ってもらう、それを促す1つの重要な事業になってくると思いますので、町としてはそういうことも、まずは皆さん方に訴えながらやっていきたいと、そのように思っています。

本当にその考え方は分かるんですが、なかなか現実的にそれを実行するかと思うといろいろな

課題があって、それをある程度何といたしますか、集約して、そして解決していかないとできないのかなと、私はそのように思っています。

ですから、まずはその辺も踏まえた中で、今の課題を1つ1つ検討することからやるしかないのかなという部分もごさいます。考え方は分かりますので、皆さん方とその辺は研究していきたいと思しますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 難しいハードル、難しい問題、所有不明なものがあるのに、そこを勝手にやることもできないのも分かります。

細かいことを言うとだんだん脱線しちゃうかもしれないので、固定資産税台帳ってありますよね、あの中で自分が何とか地区何番地350なんていう、本当にうちなんかも何筆もあります。60、70筆ぐらい、本当に恥ずかしいぐらい、1反歩なかったり、そんなのが山のようにあったのが確認されますけれども。

あの台帳で自分が持っているトータルは分かるから、税金払っているんだから、その分で何番地、ここはこの番地なんだ、では、平米、森を買うみたいに7,000万円の話はまず無理だとしても、この部分で言わせていただける協力金、加速化協力金というのは、もう少し具体的に言わせてもらえば、この山、この部屋ぐらいただったら5万円になるよと。でも、持ってたって5万円にならないわけだね。いずれ子供も分からなくなっちゃうんだったら、この部分5万円というお金が、評価は分からないけれども、その分で大型の人にやれるんだったら、これがすごい財源不足なのかな、財源なのかな、例えばもっと言わせてもらえば、森の何とかの7,000万円の9,000平米のお金を出す気なら、もしかしてこの森林加速の中で、今回の仮称の森林整備加速協力金にこれを投じたら、すごい集合化してそれができると思うぐらいの単純な考えで質問させていただきました。

いろいろ研究してほしいと思います。1ヘクタール未満、数字に上がっていませんからよろしくねではなく、ちゃんとしっかりその部分の進まない原因の僕は最大だと思います。ぜひその、僕の言った協力金が出るよなんて言ったら、うちはどのぐらいあるのかと興味して、この1階に来て、自分のあれを確認することでもみんな関心がいきなり向くかもしれないので、ぜひ森林整備促進協力金がぽっと出た段階で皆さん自分の面積を確認したり、山に行ったりして必死になるかもしれないので、ぜひ考えて研究してほしいなと思います。

それでは、大きな2番に移ります。

大きな2番の、これの質問した後に割とこれはあるなとか、よく言われました。いつもの通

る場所にそういう場所がいっぱいありました。この場合は環境整備協力金という言葉を使ったんですが、これ実は町の森林整備計画書の中にある言葉で、4番目に書こうかと思ったんですけども、実はどういうことかという、32ページじゃなくて別なページにですね、少々お待ちください、こうなんです。要は森林事業に、生活環境の整備という形の言葉を使っていたんです。つまり町民が、その森林によって環境が守られるとかという形なんです。それは防風林とかという例えでした。あるいは景観という。

でも考えてみれば、僕が2番のほうで提案に上げたのはどういうことかといったら、それが足かせというか、逆に大きくなり過ぎて日陰をつくるというのは、場合によっちゃ防風林のつもりで植えたんだけど、いつの間にか50年たってしまったら、とんでもなく大きくなってしまっていることが起きている、日陰になっている。この認識は、町のあちこちにあることの認識はどうでしょう、考え方としては。日陰がある状況の認識ですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

日陰ということで、住宅につきましては、やはり家を建ててからその際に植えた実際の本等がかなり大きくなって、日陰等が存在するというような箇所もあるというふうには感じております。森林につきましても、やはり同じように道路沿いに、住宅沿いの森林につきましても、同じような箇所があるというふうな認識をしております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ここで特に答弁の中で気になったのは、個人の責任に任ず、個人の認識に任せます、所有者の問題ですよという答えがありました。

年金生活をしているひとり暮らしの80歳のおばさんが、そこでその木を心配しているとする。これシミュレーションですね、僕が聞いた話じゃないです。作った話ですよ。その木を片づけるのは自己責任だ、年金生活で本当に5万円、10万円、月どのぐらいか、その人に20万円、30万円、多分15万円、20万円ぐらいかな、クレーン車持ってきて、高所作業車持ってきてやりまますよ。良識ある方、蓄えている方、持っている方の高齢者もいらっしゃるから、そういう方で自分で片づける方も中にはいますよ。

だけれども、切るに切れないという人は、これは僕はいると思いますよ。大きくなっちゃっているんだ。風吹くと怖いぐらい。だけれども、倒れるかもしれない、倒れますよ、スギなんか根なんかこんなもんしかですからね、このぐらいしか、このぐらいの太さで本当に自分の太さの10倍あるかないぐらいの根しか張ってないわけですから。

だから、その分を個人の部分と財源という形と幾つかあるわけですね。ですけれども、この個人の責任に関して言います。それ可能でしょうか、その認識はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれ、所有物は個人の責任で処分しなければならないと私は思っているんですよ。ですから、他人のものは勝手に処分することはできないし、道路とか、そういうところ、あるいは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、雪とか風とかで電線にかかったものは、その何といいますかね、事業者というか、その人たちが処分している例もございますけれども、通常になっているものは、やはり原則として個人の責任の中でやっていただかないと、申し訳ないけれども、どういう生活のスタイルであろうが、そういう形でないといふと収集つかなくなると私は思うんです。あれもやります、これもやりますはできませんので、ですから、そのところは明確に、まずは原則として明確にしておかなければならないと私は思っています。

災害となれば、これは災害が起こったときはもう放置できませんから、それはある程度行政なり、何なり、地区なり、そういうところで今までも処分をしていただいたし、協力もしていただいた。私はそのように認識しておりますし、これからもそれが原則であると思います。

私も1つの例がありますけれども、私も前、ちょっと時間いただいてあれですけれども、交通に対しての講習の中でお話いただいて、どうしても最初は警察か何かで立木があって、道路にかぶっていると、そして地区からもあれ危険だから切ってほしいとこう言って、だけれども、持ち主は切らせられないと。ところが、そこに材木を積んだトラックが来た、その枝に引っかかった。隣を通行していた人が、材木が落ちて亡くなった。これ誰の責任かといえ、確かに運転した人の責任もあるし、立木で枝が引っかかって支障があったその持ち主にも責任が及ぶというふうなことを聞いたことがあります。これは法律上どうなのか分かりませんよ。

ですから、そういうふうにやはりその持ち主がずっと責任を負う、法律上はそのように私はなるのかなと、そのようにも思っています。

ですから、そのところを、垣根を越えてしまうと、どこまでもどんどんいくということは、私はできないと思います。ですから、特殊な例はともかくも、そのようなことで原則論としては、私としては所有者の責任の中で、例えそういう厳しい生活の中であっても、そのところは自覚していただいて、対応していただくしかないのかなと、そのように思っています。

災害が起こった場合は話は違ふと思いますけれども、そのように原則論、原則ということで私は考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

これ町内だってかなりあると思います。危ないから切ってほしいという人が、そんな募集をすればいっぱい出てくると思いますので、対応できなくなると思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今町長が例えというか、今言った通行でトラックが、そして対向車線の方が亡くなられたという例え聞きました。その説明の中で1つ言ったのは、災害が起こったときはという言葉を使いました。起こったときでは遅い。倒れたときには亡くなっている。倒れたときには家が2棟、場合によっては3棟、30メートルだったらその部分でいえば倒れますね。その範囲を広げたら幾らでもなると今、それも言いました。僕は1,000か所ないと思うんですよ。町内なら10か所以内、これ極端ですよ、一番危ない分ですよ。

例えば住宅の真ん中に30メートルもあってくださいよ、どこかあるんですね。それ倒れたら、やはり右左風、西か東か分かりませんが、安心して、ああ、この木きれいだなと思っっているような大きさならかわいいけれども、これが30メートルだったらやはり恐怖ですよ。片づけるのは個人だといったのをもう1回言わせていただければ、その所有者が例えば東京の方もいます。これ大きくなったな、うちのひいじちゃんが植えて今こんな大きくなった。80年だね、年輪数えると83年。うちは別なところで切ったから83年ぐらいたったのがあるんですけども。それなんかどうしようもないですよ。切るのに多分三、四十万円かかります。

だけれども、それを個人に求めるんだったら、やはり道路の凍結とか、日照の分で日陰だったり、今まで洗濯物乾いたけれども、1日じゅう日が当たらないというその嘆きというか、それは隣接する人たちの愚痴かもしれないけれども、そんなのを簡単に所有者に求めて、それも東京にいるかもしれない人だね。家も更地になってたんですね、そこは。僕実は見てきたんですけども。畑の真ん中に立っていました。たまに見てその御子息かな、感心して見に来ると言っていました。だけれども、どうしようもないですよ。感心するぐらいだから、偉いと思いますよ。見に来て確認したみたいでした。

だけれども、これを財源不足だとか、所有者の問題だということじゃなくて、それをやったら幾らでもあるだろうじゃないんですよ。それをやったらあるラインがあって、30メートル人家がその近辺にあるんだ、実際あるし、寺前、観音寺かな、観音寺あたりなんかあの山でかなり日陰になっている部分もあったりします。

そういうことを考えたら、やはり大きくなったから、防風林だったけれども、ちょっと予想よりは大きくなり過ぎたかな。それは本当に個人の責任だというのは、事が起きてからは別ですけどもというのは、絶対酷な話で、倒れてからでは遅いですよ。だから、ぜひその研究を

してほしいです。その部分の箇所でも。財源不足で、これだったら。

僕がこれ何で3番目、4番目に書きたかったかという、これを1回集合すると30か所が、あそこは1本、ここは5本、ここは8本になるとすれば、それを一括してある業者が高所作業車で1週間かけるか、10日、1か月かけるか分かりませんが、1本だけだったら本当に大変ですよ、1本でクレーン車レンタルで30万円ぐらいかかるわけですから。それを立て続けにやっていくような形でぜひこの部分を改修してほしいなと考えているんですよ。

これも明日じゃないと思うんです。倒れてからなんていう、災害が起きたら別ですけどもというのは全く話にならない。倒れたら命ですよ。家壊れたら造るたって、ひとり暮らしの人はどこかの町営住宅に入ってもらうしか知りませんが、破壊は、今度は空き家対策と同じで片づけなくちゃならない、その損害と云ったら半端ないと思いますよ、すごく安いと思いますけれども、この部分にお金かかるんですから、かけて町民の安心安全のための環境整備です。環境整備協力金というのを、協力ですよ、協力してくれてありがとうというのをやって、できないですかね、財源不足していますかね。その辺の考え、もう一度聞かせてください。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員は、個人の危険と云って、個人の家とかそういうこと言われたから、私はそういうふうに答えたんですけども、公共の安全性というか、それを隠すためには、実は針生のあそここのところも、本当に私も建設事務所に何回も何回も、何年も、10年ぐらいかかりました。要望してまいりました。ようやくあそこができたんですけども。

ですから、町内にもそういう箇所ございます。町道の沿線も。ですから、そのことに関しては、町も所有者と話をし、そしてその解決をしようとしている部分もございます。

ですから、個人一人一人の家にかかるからとか、そういうところで町が全て対応できるということとはできないと、そのように答弁したつもりです。

ですから、公共に対してそのようなことであれば、それは危険性があれば、町としてその安全を確保する意味からすれば、町は対応することが必要になってくると、そのように思っています。

ですから、1人の個人の隣のうちにかかるとか、そういう話をされたんで、それまで全てはできませんということですので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。ですから、この協力金そのものは、いろいろアイデアとしては私はいいと思いますし、ですけども、先ほど申し上げましたように、今ほどではなかなか木材の価格が、伐採のほうがかかって、逆

に持ち主が金を払うような状況が続いておる中でのそういう協力をお願いするわけですから、そのような場合には、町としても対策は、対応は必要になってくると。その点は町としても対応していかなければならないと思いますし、県でもそのような対応をいただいたということで、あそこの伐採が進んだと、そのように私は理解しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね、町長が先ほど引用したスキー場に向けて登坂車線のところですね、脱着場過ぎた部分、大分30メートルでしょうか、東側に切っていただいたので、すごく日当たりがよくなって、それも僕は実は引用しようと言った場所です。それと町の中の町道の日陰の、町なかにある部分は、同じ考えでいいんだと僕は思います。それは3本かも1本かもしれない、こういうことで言っています。個人対個人に僕は強調したつもりはないんです。町道必ずそこを通っていますので、必ず30メートルが倒れれば、町道がどこかにかかる、日陰でもあるのが町道だということでは言わせていただいていますので、ぜひこの先、この協力金が、名前は仮称ですけれども、僕はこう思ったのは、なぜ協力金という言葉を使ったかという、やはり一人のおばさんが、所有者が切ってくれたらありがたいですよ。年金生活の人がもし30万円出して、泣きなしのお金で切った、それは心配だから片づけた。これは感謝ですよ。

だけれども、それは先祖様が5万円か8万円か10万円かなるだろうスギの木だったとすれば、今はこの価格ですから切りようもない、手間もない、全部持ち出しです。本当に30万円、50万円なら50万円全部自分の貯金から落とさなきゃならないから、切る人は多分町長が言われていた個人の責任というのは、かなり高いハードルだと私は認識していますので、その分は、先ほどの登坂車線の林を県に、国道の分やって、30メートルのあの木をあれだけの長さで片づける。もう少し奥に行けばもっと日当たりがよくなって、車の通行には安全だと思うという考え方の延長です。

ぜひその分では、名称はともあれ、台風なんかは本当すごい50メートルなんて当りに吹く時代ですので、その分ではぜひ研究してほしいなと私は思います。

最後になりますが、ドローンの部分です。これは3年前の12月の部分で、南会津町ドローン推進協議会を設立するという質問させていただきました。ここの分では、町長は当時、こういう答弁でした。「ドローンの活用については、様々な分野で民間参入が進んでいます」と、「協議会を設立することで町民福祉の向上を図れるか、新たな分野での産業創出を図れるかなど総合的に判断して」という形ですので、前向きの部分でした。

ドローンの時代はどんどん進化してきました。先ほどの町長答弁の中から少し引用させていただきます。これをなぜ主張したかという、本当私は3年前だと個人というのはなかなか持てない時代だったんです。ところが、いきなり20ヘクタール、大型の方がドローンを数百万円ですけれども、昔だとドローンというのは1キロなんて積めないような時代だったけれども、今は50キロのカートリッジをバカッと差して、それがドォーと上がって行ってやって、途中で戻ってきて、そこにまたカートリッジすると、田んぼの真ん中まで戻って行ってまたやってくれるんですね。操縦していたら思わないけれども、全自動のスイッチのスタートと終わりみたいな部分、もちろん免許も持ってやっていますけれども、そういう方がもういきなり出現してきているということで、この質問をさせていただきました。

つまり、町民もある講習会なり免許を取ればできるということが、1つ明るいニュースだと僕は思ったんですよ。土木会社はかつて2年前ですね、災害現場の測定の部分行ったら、1フライト40万円、30万円か40万円、ちらっと聞いた記憶ですけれども。当時そんな価格でした。そしたらもう自分のドローンを使って現場を、河川の点をやると自動的にこういう装置じゃないですね、もう自動走行で飛んで行って戻ってくる形なのですよ。

ですから、そんな意味では、すごく身近になったことがある今の時代なので、ぜひこの分の提案をしました。その中のハードの分で町が言われた部分1つ、強風時のドローンの問題ですね、あと安全確保、操縦者の安全確保とかと言いましたけれども、実はまさにこの部分、科学技術の進歩もありまして、もちろんGPS備えていますので、その座標にいるんですね、本人が、ドローンそのものが。風速10メートル、極論で言えばその部分。我々が考えられない強風にも耐えて、それは操縦官の問題じゃないんです。ドローン自体が立ってそこにいますよ。そういう時代になっているんですね。ならなかったら、実際災害時に飛ばせません。それぐらい技術が進歩していますので、強風時の、調べたとは思いますが、強風時、強雨時の難しさとか、ドローンの操縦者は室内でもですけれども、彼ら是对策室のテント内か、あるいはバンの中でやっていると思います。あるいは東京から操縦しているかもしれませんね。そういう部分でいうと、可能な時代になっていますよ。ですから、その分でいえば、この研究は身近になっています。

先ほど1つ確認なんですけれども、広域消防では既に導入しているという確認で、認識でよろしいのでしょうか、その辺ちょっと詳細を教えてください。いつ頃導入していつ頃スタートしたか、広域消防で既に使っている答弁も含んでいたんですが、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

広域消防本部におきましては、国の消防保安のほうから、既に消防本部からもう1基ずつは手配しなさいよということで国のほうから示されておりまして、実際に先ほど答弁ありましたとおり、広域消防にも配備されております。いつからというのはちょっと……

〔「いいです、いいです」と言う者あり〕

○渡部秀介住民生活課長 ちょっと資料がございませんのでお答えできませんが、もう既に活用しておりまして、そういう人命の捜索ですとか、救助ですとか、捜索活動にはフルに活用させていただいているということは認識しております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 技術的なことは多分町が2年前でこんな状態、今じゃこんな状態、もう3年後はどんなふうになるか分からないね。眠っていても飛んで行って、朝に仕事して戻ってくるかもしれない。人がいらなくても。そういう時代が進歩しています。ぜひ研究をしてほしいなと思います。

この質問をする部分では、僕は人命捜索の部分に対してもちょっと強調してほしいです。今、国から各消防署全体に対してドローンの必要性が、国はもう既に認識しているからですが、人命捜索とか、災害現場の調査なんかですけれども。

実は、北海道でその操作の実際というか、撮影が入って大会というか、捜索の訓練ですね、実際の人員捜索訓練をしたんですよ、ちょっとそれを紹介したいと思います。

それは結局、岩手県の古舘裕三さんという方で、昔、世界のラジコンカーの大会なんか出るような腕の方が、今ドローンを使ってハウスの上のほうの遮光のための色素散布というか、そんなのをやっていたりするんですけれども、その方が中心になって何百ヘクタールですかね、その山林にダミーを置いて、カイロを巻いて体温と同じ状態にして置いてくる。それを実際現場として捜索命令が飛んで、ドローンが飛び上がり、彼らも実際は向こうから飛んできて、そこにたどりついて、そこからスタートするんですけれども。

人の命というのは、本当にその6時間だけで亡くなる場合もありますよね、体温低下もあります。そのドローンが夜間普通だと、消防ですと夕方の日没とともにとめて、朝の日の出とともに捜索ですけれども、その夜間捜索をドローンを使って見させていただきました。赤外線カメラを使ってやっていました。その情報を東京に送って、東京の分析班がそれを見ながら人体の影を探し、情報をもらってまたフライトして、最終的には人を確認して、何百ヘクタールですね、山林の実際のあれです。それを誘導するというふうな形のドローンの実際をしました。

これも、実際はこれからそういうマニュアルづくりのために生かしたいという番組の終わり方でした。知らなくても、こういう順番でいけばドローンを活用できますよというような趣旨の終わり方をしていました。

ぜひ本町も、そういう意味では既に入っている方いますので、買い付ける、付けないかは、先ほどの町長の答弁の中には、今後その分に関しては研究していくとか、部分でありましたので、ぜひそれに関して町の具体的な動きだけを求めて終わります。どうぞお願いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから少し答弁させていただきたいと思います。

12月15日に、民友新聞にドローンの記事が出ていました。そのところを見てみますと、やはりドローンそのものは、ヘリコプターと比べて運用経費が抑えられ、離着陸の場所も選定しやすいなど利点があると。一方で、強風などの悪天候に弱く、長時間では飛行できないという課題も抱えている。各消防本部においては、悪条件でも飛行できる全天候型のドローンが必要といった要望が上がっているということで、議員おっしゃられましたように、国も県もこれの普及促進に努めているということでございますので、町としては、これらの情報を注視しながら、どういうふうに活用できるのか、継続して研究を進めたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 それで法整備のことでちょっと若干補足させていただきますが、今のところドローンに、ドローンはいろいろ、手のひらサイズのものですとか、業務用の、先ほど言いました大型サイズまで多種多様な用途が違う種類が豊富にございます。それはもう議員おっしゃるとおりでございます。

今のところ、そういった大型ドローンの登録制度も今ございません。飛ばすだけならば、資格も必要もないという現状があります。様々な用途で今農業ですとか、そういう災害時の救助ですとか、そういった部分も活用が図られてはいるんですが、そういう部分では、その目的、目的の研修ですとか、そういう訓練が必要、何十時間という必要があつて、その資格を持った方がその用途に応じて活用しているというのが現状ですので、もう少し本町としましても、法整備がきちんと整備された上で、その中できちんと活用方法も含めまして、民間の方ですとか、広域消防、建設事務所とかありますので、そういった部分との連携を図りながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○10番 湯田 哲議員 終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にします。

再開は午後1時5分としますので、よろしくお願ひします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時05分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく3つであります。

まず、1つ目、木の町コミュニティ館（仮称）についてであります。

①本町における林業の拠点施設として計画中の木の町コミュニティ館（仮称）の建設に関する基本構想はいつなされたか。

②設計業者の選定はどんな方法で行ったか。

③その計画には、川上と川下の拠点機能として南会津森林組合の本所とあるが、作業車両や機材の格納機能は十分でしょうか。

④年間約500万円の維持管理費を想定していると説明がありましたが、実際に施設を利用する南会津森林組合やNPO法人森林ネットワークがこの中の使用料なりを負担するのか。また、その各団体との協議はなされているかということです。

大きく2番目、町出資法人の事業説明は。

①町が2分の1以上出資している法人の事業報告書が地方自治法第243条の3第2項に基づき議会議長に提出されたが、町民に広く周知、理解してもらうためにも議会での説明と審議が必要と考えていますが、町長の考えは。

②9月の補正予算で株式会社みなみあいつに1億3,000万円の出資をされたが、株式会社へ

の出資金取扱いとしては増資（持ち株の増）になると思いますが、どうでしょうか。

大きく3番、国道401号線の道路改良促進の取組はについてです。

ふくしま道づくりプラン（交流ネットワーク基盤強化プロジェクト）にも明記されています。国道401号線の道路改良は、昭和村の区間がトンネル工事も含めて、大規模に現在進められています。以前、南郷の界地区から昭和の大芦地区間の鳥居峠のトンネル工事に向けた現地調査が決まったという話を聞きました。その後の進捗状況と町の道路改良の取組はどうなっていますか。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、木の町コミュニティ館（仮称）についての1点目、木の町コミュニティ館（仮称）建設に関する基本構想はいつなされたのかとのおただしではありますが、平成29年度に、林野庁から林業成長産業化地域創出モデル事業の林業成長産業化地域として選定された際に、林業成長産業化地域構想において、木材の利点や利用を総合的に広げるとともに、地域振興拠点として、展示、コミュニティ、研修、木育、木材情報、森林文化の発信機能を持たせた施設の整備として、木の町コミュニティ館（仮称）の整備を重点プロジェクトに位置づけたところであります。

なお、このことにつきましては、平成29年6月9日に開催されました議会議員懇談会でご説明申し上げております。

本施設が担う役割や機能等の詳細につきましては、林業、林産業に精通する各事業者及び団体で構成する林業成長産業化推進会議及びその下に置いたコミュニティ館分科会において、様々な意見や提案をいただいた中で、拠点機能、情報発信機能、木育、研修機能、展示、販売機能の4つの機能として整理し、林業、林産業における拠点施設として、川上である素材生産業者から川中の木材加工業者、川下である木製品販売業者が情報の共有をし、連携した取組を行う場、町民に森林、林産業を身近に感じていただけるような木製品の展示、販売の場、将来における林業、林産業の担い手の育成のための木育、研修の場として、本町の林業振興に寄与する施設とする方針をまとめたところであります。

次に、2点目であります。設計業者の選定はどんな方法で行ったかとおただしではありますが、木の町コミュニティ館（仮称）は、地域林業の振興のための施設であることから、地域構想において木造を基本とし、地域で加工できる縦ログ構法を構造とすることといたしました。

木造建築には、従来からある在来軸組構法、比較的新しいCLT構法、縦ログ構法など幾つかの構法がありますが、縦ログ構法を選んだ理由としては、新たな設備投資等が不要で、地元製材所等で加工することができ、町産材使用と地域の需要拡大に資すること、構造の耐力、耐性といえますか、耐久力といえますか、が高く、建物の内部の空間を広く取れること、壁柱は面構造であるため、木材を大量に使用できること、特にモデル性が高いとされ、国庫補助交付率が高いことなどから選択したところであります。

縦ログ構法は、比較的新しい構法であるため、設計について十分な実績を持つ設計会社が少ない状況の中、縦ログ構法等の設計実績を持ち、公共施設等の設計・監理に多くの実績のあることを要件とし業者を選定いたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、南会津森林組合が有する作業車両や機材の格納機能は十分かとのおたがしであります。町では、本施設の拠点機能を十分に発揮させるため、施設管理先として林業、林産業の中核を担う南会津森林組合が適任と考え、計画しているところであります。

南会津森林組合は、町内各地域において民有林の造林や育林の施業を行っており、これらの作業を効率的に行うため、高性能林業機械や運搬車両、チェーンソー等を保有しております。

作業車両や林業機械の格納につきましては、移動時間の短縮や経費削減及び安全確保の観点から、従来どおり施業地に近い場所での管理・保管が望ましいと考えられます。このため、本施設の格納機能につきましては、チェーンソーや刈払機械等の小型の機材が格納できる程度の最小限のスペースとして計画しているところであります。

次に、4点目、維持管理費について、実際に施設を利用する南会津森林組合やNPO法人森林ネットワークが負担するのか、また、各団体とは協議されているのかとのおたがしですが、当施設は町有施設であるため、森林組合やNPO等が使用する光熱水費などの実費分を除いた維持管理費は、原則、町が負担すること、このように考えております。

現在、建物内部の詳細なレイアウトを作成中であるため、これまでのところ、入居する事業者とは施設管理に係る大まかな試算は共有しているものの、詳細は詰めておりません。今後、建物の実施設計が出来上がり次第、協議を重ね、具体的に詳細を詰めていく予定でありますので、ご理解をお願いします。

次に、町出資法人に関する1点目、町が2分の1以上出資している法人の事業報告書が地方自治法第243条の3第2項に基づき議会議長に提出されたが、町民に広く周知、理解してもらうためにも議会での説明と審議が必要ではないかとのおたがしですが、地方自治法第243条の3第2項では、地方公共団体が出資している法人で、当該地方公共団体が資本金の2

分の1以上を出資している株式会社について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと規定されております。

町では、この規定に基づき、令和元年度事業年度分については、公益財団法人南会津町振興公社、みなみやま観光株式会社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、会津高原リゾート株式会社の5つの出資法人について、本年4月から6月にかけて決算状況を説明する書類を議長宛てに提出しております。

この法第243条の3第2項の趣旨は、地方公共団体が出資を行っている法人について、議会がその経営状況を把握しておく必要があるという趣旨のものと思われま

す。議員からは、これらについて議会での説明と審議は必要ではないかとのおた

だしであります。提出しております出資法人の決算状況を説明する書類は、それ自体、討論、評決等の審議の対象とはなり得ないものと、そのように認識しております。よろしくお願

いしたいと思

います。

次に、2点目であります。株式会社みなみあいづへの1億3,000万円の出資金は増資となると思うが、どうかのおた

だしであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、人の往来の制限や合宿自粛等の影響により、団体客の受入れに力を注いでまいりました株式会社みなみあいづは大変厳しい経営状況が強いられたことから、9月定例議会補正予算に、当該会社に対する資本増強のための出資金及び経営安定のための支援金を計上したところであります。

その内容につきましては、9月の全員協議会でもご説明したとおりであります。出資金については、第三セクターの統合に伴い解散した会津高原リゾート株式会社と会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社の清算余剰金及び町の合併特例債を原資として、10月23日に計1億3,000万円の増資をいたしました。これによりまして、既存の資本金9,500万円と合わせまして、会社の総資本金は2億2,500万円となりました。

なお、株式会社みなみあいづの総発行株数は、定款による発行株式の上限である4,500株に達しております。

以上のように、株式会社みなみあいづへの出資金取扱いについては、議員が認識されているように増資となります。

次に、3点目、国道401号の道路改良促進に関して、その後の進捗状況と町の改良促進の取組についてのおた

だしであります。平成30年度より昭和村と会津美里町を結ぶ博士峠の道路改良やトンネル工事等が着手され、2020年代初頭の完成を目標に工事が進められているところ

であります。

一方、昭和村と本町の南郷地域を結ぶ新鳥居峠につきましては、国道289号八十里越や国道401号博士峠のトンネル開通を見据え、奥会津地域の交通量推計調査が行われておりまして、今後は防災上の観点も踏まえた路線としての役割を整理し、引き続き整備手法について検討していくと聞いております。

会津縦貫南道路や国道289号八十里越の開通により、広域的な道路ネットワークが形成されることから、町としても、新鳥居峠の改良整備の必要性を十分認識しており、会津美里町を中心とする期成同盟会において、早期のトンネル化や冬期交通不能区間の解消を求める要望活動を実施しているほか、改良整備の機運を高めるための看板を新設したところであります。

今後も、期成同盟会を中心に、中央省庁や関係機関に対する要望活動を行いながら、改良整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、順次再質問をさせていただきます。

まず、最初の木の町コミュニティ館の2番の設計業者の選定方法についてであります。

いろいろ、先ほどの町長の答弁で、縦ログを選定されたという経緯の説明をお聞きしました。一般的に、町で発注するこういう建物のときというのは、コンペ方式かプロポーザル方式が取られていますよね。その中で入札をするはずですが、この、まず、いろんな縦ログになった経緯がありました。だけれども、それ以外の選定方法ですよ、それというのは検討されたんでしょうか。コンペとかプロポーザルですよ、これが行われたかどうかなんです。それをお聞きします、まず。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、コンペ方式もしくはプロポーザル方式を、以外のそういった方法を採用できなかったかということですが、今回、木の町コミュニティ館におきましては、平成29年に地域構想ということで林野庁の認定を受けております。その中においても、地域材を活用するという大きな観点から、縦ログ構法というものを既にその中である程度決定をしております。その観点から申し上げますと、縦ログ構法を実際、設計の実績があるのは、福島県建築設計協同組

合ということでございますので、今回はプロポーザル方式もしくはコンペ方式を取らずに、福島県建築設計協同組合と随意契約をしたというところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ちょっと先ほどから答弁を聞いていますと、どうしても縦ログ構法にこだわっているような気がするんですね。すみません、間違っていたらごめんなさい。印象を受けるんです。最初から縦ログ構法ありきのような感じがするんですけれども、その前にいろんな選択肢というものを考えなかったのか、それとも、広くここに設計段階で参加している人の意見は出なかったかということをお聞きしているんです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回の縦ログ構法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域構想を作成する段階で関係団体の方々と協議を重ねまして、この地域に沿った工法と木材を活用できたり、さらにはMR資材、加工業者さんの機械で、設備投資をすることもなく製材をできるなど、そういった観点から縦ログ構法を採用したというところでございます。

縦ログ構法につきましては、あと林野庁の補助率が通常の在来軸組構法ですとかなり安いというところもございまして、縦ログ構法は林野庁の補助率も2分の1を頂けるというところで、構法を採用したというところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 林野庁との補助率の兼ね合いということで、それに決まったということとで理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

林野庁との補助率の兼ね合いもございしますが、やはり地域、この南会津の地域の中で加工でき、製材でき、さらには建築ができるという構法の中で、地域の発展性を考えた場合に、南会津地域に構法が合っているんじゃないかということで、選択をしたところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

では、木の町コミュニティ館、縦ログ構法で建てた場合、町の林業の拠点機能として、森林組合と森林ネットワークが入るといふふうな前回説明を受けました。

その中で、森林組合の機材ですよ、確かにバックホウとかそういうものは現場に置かれる

と思います。ところが、いろんなトラックとかそういうのもあるはずですよ。それに、100歩譲って、現場で保管ということは、365日ずっと野ざらしかということなんですよ。

確かに、西部地区には保管庫があります。だけれども、この田島地区でやった場合、どこにそういうものを置くかということも議論はなかったんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

機械の格納につきましては、森林組合と何度か協議をさせていただいたところでございます。その中で、今回の施設の中には、大きな車庫といいますか、保管庫といいますか、そういった施設については今回は考えないと、検討しないということにさせていただきました。

なお、今回、森林組合につきましては、今回のモデル事業の中で、機械を6台、今現在補助をする予定でございます。その中の機械につきましても、田島、館岩、伊南と3地域ございますので、そちらのほうの土場を活用しながら、その保管に努めていただければと考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 高性能の機械を導入したという説明がありました。

確かに館岩、伊南は、格納庫があると思うんですよ。ところが、私が心配しているのは、そういう高性能の機械を導入したなら、田島では、じゃ、どこに置くかということも、私はすごく心配なんですよ。

例えば、これが森林組合の拠点として位置づけられていますよね。そうした場合に、使い勝手がよくなかったら、いや、実際やってみたら、なかなか使いづらい、経費もちよっとかかり過ぎる、こんなはずじゃなかったということが起きなければいいんですよ。そこら辺が私がちょっと心配しているところなんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 田島地域の、まず機械につきましては、JAの近くに田島森林組合の土場がございます。そちらのほうをぜひ活用していただければ、今回のコミュニティ館からもさほど遠くない距離でございますので、そちらのほうを活用していただければと考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひそういう説明をしてもらおうと、こちらもすごく納得しやすいんです。

で、維持管理です。森林組合という名前があるとおり、組合というのは公共的仕事を目標としています。NPO法人というのは非営利団体です。ということは、両方とも営利目的で活動している団体じゃないんですよ。分かりますか。公共的な要素が高い団体なんです、森林組合も森林ネットワークも非営利団体ですから。その中で、運営費をやっていくときに、前回でしたっけ、家賃として約270万、月割りで20万前後の家賃がかかるという説明がありましたが、実際、それが捻出できるかということなんですよ。そこら辺の協議はなされていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

一般的に行政が指定管理といいますか、管理を行う場合には2つの方法がございまして、指定管理として指定管理料を支払い場合と、それと町が直接管理をするという2種類ございます。

今回は指定管理ということで考えてございまして、森林組合につきましては、たしか来年度、森林組合法が改正をされる予定もございまして、その辺を踏まえて、非営利団体の確認も必要ではございますが、そういった点を踏まえながら、森林組合とも数回協議を重ねたところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私の個人的な大体計算として、推測と考えてください。もし2団体でこのコミュニティ館を運営するとなると、多分場所割りかそういうことになると思うんですけども、大体片方で月十何万絶対かかりますよねと、私なりの試算で考えています。前回の説明からすると、年間270万かかるというふうにお聞きしましたから。

そうした場合に、実際にこれができるかどうかなんです。これが各団体の負担になってしまふということなんです。今、実際に、森林組合とか森林ネットワークで、ランニングコストは大体どれぐらいかかるかということをごちゃんと把握していますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林ネットワークや今回入る予定をしている企業等につきましては、特に把握はしておりませんが、ただ、今現在払っている家賃等が4万から5万円程度というふうにお伺いはしておりますので、さらにそこに光熱費ということを考えれば、月五、六万程度は可能ではないかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ですよ。月五、六万が大体限度だと思うんですよ。

ところが、前回の説明では、ランニングコストとして270万かかると。大体月割りで2団体入ったら、どうなるかというのは計算できますよね。倍以上の維持管理費がかかるわけですよ。それが実際に可能かどうかなんです。この組合の、例えば森林組合の財政を圧迫するんじゃないかという心配もあります。

今、実際、例えばですよ、例を挙げます。森林組合に従事している人たち、それが必ずしもいい環境とは言えないですよ。賃金だって、前は除雪関係のことで大分大変な思いをしたみたいですよ。危険手当もないです。その中で従事している人たちの感情を考えて、その施設に維持管理費として毎月十何万払っているんだとしたら、その人たちはどう思いますか。かといって、この維持管理費を町がこれからずっと負担するのかということなんです。やはりその議論をしていただきたい。

これから、我々は、少子高齢化、人口減少という今まで経験したことのない時代に入ってきているんです。当然、税収も減ります。国の財源頼りの経営になると思います。このかじ取りをする町長は本当に大変だと思います。皆さんも大変だと思います。その中で、この維持管理費、ランニングコスト、これを考えないで、確かにいいですよ、こうやって発信していくものは、林業の魅力を発信していく、次代を育成するのはいい。だけれども、やりたいこととやれることは違うと思うんです。

実際に、これを建てて、じゃやってみたら、とてもじゃないが財政を圧迫して、各団体ができなくなってしまうというおそれが一番私は心配しているんですけれども、どう思いますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 今回のは財政を圧迫するんじゃないかというところでございますが、町の木材産業におきまして、森林活用におきまして、素材生産業者、いわゆる川上と言われるところでございますが、それと川中ということで加工業者さん、紙屋さん、さらには製材所さん、川下と言われる部分の工務店等がございます。やはりそういったものが一つとなって、町の林業振興に従事していただければ、町の財源等につきましては、それ以上の効果があるのではないかなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほど、10番議員の一般質問の中で、林業の厳しさを問われていました。実際に、いろんな問題があつて、なかなか安いし、できないということがありましたよね。その中で、本当に森林組合、これから事業をやっていくのにどうなのかという心配もあります。町発注の事業がどれだけあるのか。町が発注したくても木材が安い、境界がなかなか分からな

くて発注できない、こういう状況の中で、本当にこの維持管理が、森林組合に対しての仕事が発注できればいいですよ。ところがなかなかできない状況の中で、こうやって森林組合の状況も大変だと思います。ほかの県の仕事とかいろいろやっていると思うんですけども、その中で大変厳しい状況だと私は聞いております。

ですので、これが本当に維持管理できるかということが、すごく私は心配です。

次に移らせていただきます。

町出資法人のことに關してですが、この事業報告書、これ議長宛てに提出されました。第243条の3の第2項にはこう書いてあるんですよ。「議会に提出する」となっているんです。ちょっと細かいことかもしれませんが、「議長に提出」じゃないんですよ。議会に提出されるということは、当然、議会は審議する場だと思う。そこに提出するということは、討論とかそういうことじゃなくて、やはり質疑があつてしかりかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

今おただしのように、地方自治法第243条の3の第2項、こちらには、「これを次の議会に提出しなければならない」というような条文になっております。議会に提出するということは、特段議長に提出するということと何ら変わりはないというふうに思っております。

さらに、質疑が必要という話がありましたが、こちらは第三セクター、法人の決算に関する書類でありますので、この事実についてお示しをするものでありますので、その中身について審議をするものではないというふうに、先ほど町長答弁がありましたように、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 お聞きますが、法律上において、株式会社の株主というのはどういう位置になっていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

その会社に対して出資をして、その会社からすると資本金になりますが、そういう財源を提供する、それが株主という形になるかと思ひます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、町は会社の所有者と捉えていいんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

所有者という意味の漠然とした意味ですので、通常考えれば、所有者という概念とは若干違うのかなというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 所有者とは若干違うということは、町が100%出資している株主ですよ。町が出資しているということは、町イコール、我々議員も町民もその一翼を担っているというふうに感じるんですよ。そうなった場合に、やはり町長だけじゃなくて、執行部だけじゃなくて、広く町民にも周知する役割というか、そういうものはあるんじゃないかなと思うんです。その中で、やはり町長は代表ですから、町民とか議員にやはり説明する任務があるように思えるんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 馬場議員にお答え申し上げます。

まず、先ほど議長宛ての提出ということですが、執行機関として、その代表者である議長に提出するというのは、何ら不自然なところはないと思います。

それから、この取扱いについては、合併後、湯田町長が在任されていた当時から同じような取扱いになっております。これまでの議会のほうのご指摘等で、今馬場議員が言われたようなことは、一度も議論になったことはございません。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 前町長時代から、ずっとこうやって慣例的にやってきたという説明でしたが、だから私が聞いているんです。私が、慣例的にやっていることがちょっと違うんじゃないかと。ほかの自治体のところを見ても、近隣の自治体は、全員協議会なり何だかんだで、ちゃんと議会の広報紙に載っていますよ、これ。

ですので、審議されたらどうですか、説明されたらどうでしょうかということを行っているんであって、今までやってきたからこれでいいということじゃないと思うんですけども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 議員が言われることが分からないわけではございませんが、そういった議論が必要だということであれば、議会のほうで調整をしていただいて、町のほうに進言をいた

だきたい。その結果を受けて、町の対応は考えたいと。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 了解いたしました。

ぜひ、これは私も議会のほうに要望を上げまして、これから、何といたしますか、町民にできるだけ分かりやすく第三セクターの経営状況を周知するような方向で、努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで国道401号、国道ですよ。これ、過去、大きな水害2回の際に、やはり駒止峠、中山峠が寸断されたときに、ここをすごく活用したんです。ところが大型とかそういうものは回れない状況です。ほとんどが昭和村のほうです。ですが、やはりこれは、そういう災害時の道路確保としてもぜひ推進していきたい。私は議員になってから、いろいろ産業建設委員会、産建にいますけれども、促進同盟会でこのやつに参加したことがないんですよ。

ですので、やはりここは県の道づくりの計画にも載っています。その中で、南会津町として、やはりこの道路整備、401号の道路改良の整備を行ってほしいというふうに感じている次第なんですけれども、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今ほど議員さんからありましたとおり、この道路につきましては、大変重要な道路であるというふうに私たちも認識をしております。

今年度、町の独自要望の中でも401号のトンネル化ということで要望しておりますし、春先5月に、同盟会から地元選出国會議員、そして県會議員、あとは県の出先機関のほうにトンネル化に向けた整備促進のほうを要望しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そういう活動があったということ把握できていなかったもので、こういう質問になったんですけれども、ぜひ401号、南郷界から昭和村にかけての道路ですね、これは新設しているさゆり荘の集客にも大きい影響があります。スキー場もそうです。ぜひ、この401号の道路改良の促進を目に見えるような形で積極的に行っていただければよいかと思います。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 訓 正 議 員

○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正です。これから一般質問をさせていただきます。

大きく2点について質問します。

1点目は、有害獣被害の対策強化を。

9月定例会でも質問しましたが、9月定例会以後も有害獣による被害が発生しています。今年、イノシシ、鹿、猿、そして熊による被害が町内全域で増大しており、今まで被害のなかった地区においても、春先から農作物はもとよりですが、人間に襲いかかったり、国道、町道などの道路のり面までも崩されるなど、広範囲で多岐にわたっています。特に、全国版でも報道されているように、熊が人家周辺にまで来て、問題となっています。

町内各地でも、山に餌がないため、食べ物を探しに熊が人家周辺にまで出てきて、農作物を食い荒らしたり、直接町民を襲うなどの人的被害も発生しています。被害防止に向けた取組として、防護柵の設置が町の補助事業を活用して多くの地区において取り組まれていますが、その結果、これまで被害がなく、防護柵を設置していない地区にも、新たに被害が出ています。また、高齢者の生きがいとして取り組んでいた農作物栽培が一瞬にして食い荒らされ、栽培を諦めたとの話もされています。

このような中で、以下について町の考えは。

①熊が人家周辺にまで出てきていますが、熊の生息状況については把握しているでしょうか。

②です。熊が鹿、イノシシなどのわなにかかった場合、駆除、殺処分しないで自然に返すことは危険が伴うと思います。人家近くに出た熊は、再度人家近くに来るのではないのでしょうか。被害防止のためにも駆除することが多くの町民の願いと思いますが、町の考えは。

③イノシシ、鹿、猿を駆除した場合、駆除補助金が支払われていますが、熊については、補助金はないと聞きました。熊を駆除しても補助がないというのは矛盾があると考えます。実際、熊の食害による被害はありますし、人命にも関わると考えます。県に対して申入れを行い、駆除補助金を設けるべきと考えます。また、町独自でも設けるべきではと考えますが、どうですか。

④今年、本町でも熊による人的被害が3件発生しています。幸いにも命に関わる被害は免れましたが、今後もあり得る問題と思います。

猟友会会員の駆除活動中のけがに対する補償対応はどのようになっているのでしょうか。

また、町民が熊と遭遇してけがを負ったり、車と有害獣が路上で衝突した事故の場合、これらの補償は、現状では、事故に遭った方の個人対応となっていますが、補償制度についての全国的な動きはどうなっているのでしょうか。

⑤造林された山林を見ると、杉山を中心に茶色となり、枯れている木を見かけます。鹿や熊により幹根元の皮剥ぎがなされ、その結果、枯れているとのこと。農作物等の被害や人家近くの被害だけでなく、森林被害も発生していますが、把握しているのでしょうか。また、森林被害への対策はどのように行っているのでしょうか。

⑥被害対策に当たり、町では、集落ぐるみでの被害対策を基本として、取組を強化するとの考えが示されていますが、地区によっては防護柵設置や維持管理に人手が確保できない状況も出ています。このような地区への対応も必要ではないかと考えます。町の考えは。

1点目は以上でございます。

次に、2点目、高齢者の自立支援を目指してを質問します。

70歳を超える友人が目の手術をするとの話を聞きました。手術は2回予定され、2回目の手術後の入院は次の日までで、退院後4日間は前かがみの状態で安静にしていなくてはならないとの話がされました。

独り暮らしのため、支障を来すのではと考え、町担当課に問い合わせたところ、介護認定を受けていない高齢者、これは65歳以上の方などを対象に、町で見守り支援員を配置、これは社協に委託をして、東部地域2名、西武地域2名を配置して、週1回から3か月に1回見守りを行っている。

その中で、実態調査を行い、支障が生じる方に対し、町独自事業である、1つに、自立支援ホームヘルプサービス事業、2つ目に、生活支援ショートステイ事業を行っていることが説明され、支援員を通して事業周知と利用を勧めているとのこと。1番の自立支援ホームヘルプサービス事業の利用者は、毎月おおむね15名程度、2の生活支援ショートステイ事業は、最近二、三年は、利用者はないとのこと。

介護認定を受けていない高齢者の方、独り暮らしの方が突然手術が必要と告げられたら、それだけでも不安ですが、手術後の生活不安も大きいものがあります。高齢者の方に対する自立支援は、住みよいまちづくりを目指す中で大変重要と考えます。

介護認定を受けていない高齢者を対象に、町が行っている自立支援事業について、以下、問います。

①本町の65歳以上の高齢者数と人口比率は。そのうち、独り暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯数と人数は。

②見守りの対象となっている方は、どのような方で、何人くらいいますか。

③町独自事業の自立支援ホームヘルプサービス事業の利用者は、先ほど申しましたように、毎月おおむね15名程度とのことですが、サービス内容は介護認定者と同様と思われます。どのサービス内容が多いでしょうか。また、過去3年間の利用者の推移は。

④病院に入院した手術後、入院期間は短くなり、自宅で療養せざるを得なく、日常生活に支障を来すことがある。特に高齢者は、数日の入院で足腰が弱くなり、退院後すぐに日常生活を行うことが困難となる事態も生じます。独り暮らしの高齢者は深刻との話も聞きます。

日常生活復帰に向けた対応は、医療で対応するのか、自立支援ホームヘルプサービス事業等で対応するのか、医療と介護のすみ分けが必要と思います。町はどのように考えていますか。

⑤町独自事業において、独り暮らしの高齢の方や高齢者のみの世帯の方の見守りを実施することは、異常があった際に早期発見につながり、対象者の安全安心につながると考えます。

今後も継続した取組をしていくことが必要と思いますが、町の考えは。

以上で、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えします。

初めに、有害獣被害の対策強化に関する1点目であります。熊が人家周辺にまで出てきているが、熊の生息状況について把握しているかとおたがしであります。

まず、お答えする前に、今年は本当に熊の人的被害が3件ございまして、この方たちもそれぞれが、1名は自宅の近所でしたけれども、2名の方は猟友会に入っていて、わなを設置していただいた中で、その対応の中で起こったことだと、そのように思っていますし、協力していただいた中で、そのような被害に遭われたということ、あるいはまた日常の生活の中で被害に遭われたということ、非常に重大な事件だと思っています。

町としても、この方たちが一日も早く回復されること、そして、これらに対してしっかり町がやっていくということを皆さん方としっかり共有していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町では、熊の生息状況調査は実施しておりませんが、県が平成27年度に実施した生息状況調

査の結果では、南会津地域に210頭から1,120頭、非常に幅がございませけれども、このような調査結果が推定されるということが言われております。

また、県では、今年度に同様の調査を実施して解析を進めていると聞いております。年度末に結果が公表されるということでもあります。

次に、2点目、熊が鹿、イノシシなどのわなにかかった場合、駆除しないで自然に返すことは危険が伴うと思う。人家近くに出た熊は、再度人家近くに出てくるおそれがあることから、多くの町民が駆除することを望んでいると思うが、町の考えはとのおただしであります。熊は、鹿、イノシシと異なり、長期的かつ安定的に維持するために保全を図る種と位置づけられているため、熊が誤ってわなにかかった場合、県では、原則として放獣の実施を求めています。一方で、迅速かつ安全な放獣ができずに人身被害のおそれがある場合には、有害捕獲として駆除することができるものと、このようにしています。

町では、安全に放獣できると判断できた場合に、麻酔銃を用いた放獣を実施しております。今年度は28頭の熊が誤って捕獲されまして、そのうち3頭を放獣していますが、その際に、イヤタグを装着して個体識別ができるようにしており、現在のところ、再度人家近くに出没したという通報は受けておりません。また、人身被害の防止を最優先に考え、捕獲が必要と判断した場合には、迅速に捕獲を実施しております。

次に、3点目、熊については駆除に係る補助金がないため、県に対して申入れを行い、駆除補助金を設けるべきと考えるが。また、町独自で設けるべきではと考えるが、町の考えはとのおただしであります。熊は、県が策定する福島県ツキノワグマ管理計画において、長期的かつ安定的に維持するために保全を図る種として位置づけられておりまして、熊の大量出没の現状下にあっても、過度の捕獲を促しかねない補助金制度を県が設けることは難しいものと、そのように考えております。

町独自の報奨金制度を設けることにつきましては、さきにも申し述べましたが、県の生息状況調査結果が今年度中に公表される見込みのため、科学的な調査結果や県からの指導・助言を踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

次に、4点目、捕獲活動中のけがに対する補償対応はどのようになっているか。また、町民が熊と遭遇してけがを負った場合や車と有害獣との交通事故の補償制度について、現状では個人対応となっているが、全国的な動きはどうなっているかとのおただしであります。町が実施する捕獲では、鳥獣被害対策実施隊を組織し、非常勤特別職に当たる隊員に捕獲活動に従事していただいております。活動中のけがや事故には公務災害が適用されます。また、実施隊員

は猟友会員から任命しており、猟友会で加入するハンター保険に全会員が加入するようお願いするとともに、その財源として、狩猟捕獲推進活動事業補助金を活用していただいております。

住民の方が野生動物による人身被害を受けた場合に対して、行政機関による直接補償制度は全国的に見てもありませんが、広島県や埼玉県神川町では傷害見舞金制度を実施しているそうです。

一方で、野生動物との交通事故につきましては、損害賠償を求める相手方が存在しない事故としてみなされているため、単独事故として扱われることがほとんどで、調べた限りでは、行政機関による直接補償制度に該当するものはございませんでした。

次に、5点目であります。農作物の被害や人家近くの被害だけでなく、森林被害も発生しているが、把握はしているか。また、森林被害への対策は行っているかとのおたがしであります。鹿や熊による樹皮剥ぎ被害が発生していることは承知しております。特に、熊剥ぎは町内の広い範囲で多く発生しているため、公社造林等の造林地によっては樹皮剥ぎ防止対策が講じられております。鹿による森林被害も近年増加傾向にあり、まずは状況の把握に向け、県と連携して被害対策の体制づくりに取り組んでいるところであります。

次に、6点目であります。地区によっては、集落の防護柵設置や維持管理に人手が確保できない状況も出ている。このような地区への対応も必要ではないか。町の考えはとのおたがしであります。町で推進する集落ぐるみの取組は、広範囲に及んで総合的な対策を講じることによって、面的に被害を防止するものでありまして、この結果、実施地区では着実に被害が減少しています。

一方では、議員おたがしのように過疎高齢化を一因として、集落ぐるみの対策を実現できない地区があることは、今後も、鳥獣被害のないまちづくりを進めていくに当たって大きな課題・問題である、そのように認識しております。防護柵を設けたところは、ある程度できるんですが、ただ、その管理も大変だということも聞いていますし、また一方、何もしていないところに有害鳥獣が行ってしまっているという現実もございますので、非常に大変な状況になっていることは認識しております。

このことにつきまして、地区の実情を鑑みて、隣接地区との広域的な連携や既存の支援体制の枠組み拡充など、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の自立支援を目指しての1点目であります。本町の65歳以上の高齢者数と人口比率は、そのうちで、独り暮らしの高齢者数及び高齢者のみの世帯数と人数はとのおたがしであります。令和2年3月31日現在の住民基本台帳に基づく65歳以上の高齢者人口は6,217人

で、その人口比率は41.0%となっております。

その中で、独り暮らし高齢者数及び高齢者のみの世帯数と人数につきましては、令和2年度に実施いたしました高齢者等実態調査によりますと、独り暮らし高齢者数が975人、高齢者のみの世帯数が862世帯となっております、人数で1,794人となっております。

次に、2点目であります。見守り支援は、どのような方を対象としているのか。対象者は何人いるのかとのおただしであります。現在行っております高齢者見守り支援事業においては、65歳以上の独り暮らし高齢者及び65歳以上の者のみで構成する世帯のうち、特に見守りが必要と認められる者、民生委員など関係機関から訪問の依頼があった世帯を訪問対象者としております。

令和2年11月末現在、見守り支援を行っている世帯数は、独り暮らし高齢者世帯が345世帯、高齢者のみで構成する世帯が86世帯、その他関係機関から訪問の依頼があった世帯が5世帯あります。対象者の合計は436世帯、522人となっております。

次に、3点目、町独自事業の自立支援ホームヘルプサービス事業についてのサービス内容と過去3年間の利用状況に関するおただしであります。自立支援ホームヘルプサービス事業は、調理、衣類の洗濯、掃除、整理整頓、買物等の生活援助を目的とした事業でありまして、申込者の希望を聞き取り、生活援助を行っております。この中で、最も多い日常生活の援助は、生活必需品の買物と室内の掃除であります。

過去3年間の利用実績につきましては、平成30年度が13人、令和元年度が14人、令和2年度が16人、そのようになっております。

次に、4点目、高齢者の退院後の自宅療養に対して、医療で対応するのか、自立支援ホームヘルプサービス事業で対応するのかについてのおただしであります。退院後の生活に不安がある方、または一定の介護が必要と思われる方は、入院中に介護認定の手続きを行っていただき、退院後にも安心して過ごせるよう医療から介護サービスへスムーズにつなぎ、住み慣れた自宅で安心して暮らせる環境を整えることが現行の介護保険制度であります。

これらに該当しない方または希望されない方に対しましては、町独自の自立支援ホームヘルプサービス事業による支援となりますが、介護保険制度外の事業であることや公的支援であることから、身体介護をはじめとする特定のスキルや高い責任を要する支援は対応できないことになっております。

次に、5点目であります。町独自事業において、高齢者の見守りを今後も継続していくことが必要だと思うが、町の考えはとのおただしであります。令和2年度における高齢者等の見

守りを目的とした事業としましては、先ほどご説明いたしました高齢者見守り支援事業を実施しております。

また、目的を別にしながらも、高齢者等の見守りを行う事業としましては、高齢者に栄養バランスのよい食事を週1回届ける高齢者配食サービス事業や冬期間の在宅における安全確保を目指す高齢者世帯等除雪支援事業、独り暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切な対応を取ることを目指す緊急通報システム事業を実施しております。

高齢化が進む本町におきましては、高齢者等の見守り支援は、町民の皆様が住み慣れた自宅や地域で生活していく上で欠かせない取組でありますので、町といたしましては、今後とも継続して実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 では、再質問をさせていただきます。

先ほど放獣の関係の説明の中で、そういうふうになるのかなと思ったんですが、熊の駆除の実績というのは、先ほどのものとダブるような答弁になるのかどうか。近年では、傾向的に増えているのかどうか。その増えている理由なんかは把握されているのかどうか。ちょっとそれらについて質問をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

熊の今年度の有害捕獲状況でございますが、熊につきましては、今年度50頭となっております。先ほど町長答弁でありましたのは、錯誤捕獲ということで、間違っ鹿やイノシシのわなにかかったのが28頭ということでございまして、全体では50頭ということになっております。

あと、もう一つは、過去3年ぐらい程度でございますと、平成28年度が24頭でございます。平成29年度が16頭で、平成30年度が15頭ということになってございます。令和元年度につきましては36頭ということになっております。若干でございますが、熊につきましては、昨年度から、令和元年度から増加傾向ということでございますが、その理由につきましては、やはり山の果実、ブナやドングリ等の減少、凶作が原因ではないかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 結構これ多いですね、やっぱり数が。想定していたものよりも大分多いというか、やっぱり50頭までになっているというのは、人家近くにも、去年なんかおさら、

雪も降らなかったからというのがあるのかなとは思いますが、そういう中で、先ほど来、③の質問で、駆除補助金についてなんです、確かに県のほうは保全を図る種なんだと、だから県が設けるなんていうのは考えないと思いますよということであったんですが、郡内の下郷町、只見町は、独自に熊駆除の補助金を設けていますよね。その理由は把握しておるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

下郷町と只見町の捕獲報奨金と申しますか、そちらのことかと思いますが、下郷町につきましては、猟友会からの要望等によりまして町と猟友会で協議をした結果、捕獲報奨金を支払うというふうになったと聞いてございます。只見町については、たしか捕獲報奨金は支払っていないような状況で、わなの設置、止め刺し、その他撤去にかかる出役報酬ということで支払っているというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 確かに、それぞれこういう駆除補助金なり報奨金を設ける場合というのは、ちゃんとした理由づけは、それぞれ市町村ごとにつけるというのは、これは当然だと思いますが、どうなんですかね、こうやって郡内で実施している、やっぱりそういう状況が生まれているという形からすれば、本町でも、先ほど町長のほうから前向きに検討ということなんです、ほぼ来年度から、新年度からやっぱりそういうものやっけていくというような形も、猟友会の方々からも、多分そういう要望というのが上がっているんじゃないのかなというふうに思いますが、そういう意味での前向きな検討というか、先ほど前向きに検討という言葉があったんですが、それからもう少し踏み込んだ回答というのは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、捕獲した有害獣、これを処分するにはお金がかかることは確かであり、それなりの危険もございまして、手間というか労力もかかりますね。その辺も踏まえた中で、関係者とちょっと協議をしてみたいと思います。いろんなそれぞれ、下郷町さんではやりますよとか言っているし、只見町さんでは処分料に対してやっているというので、今、課長のほうからお話がありました。

南会津町としても、正直、これだけいろんな被害があった中で対応していただいているという現実がありますから、その辺のところをある意味、種として保護をしなきゃならないという部分も一つございまして、その辺の整理をした中で、対応をどのようにしたらいいのかとい

うことを関係者の中でちょっと協議していきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ関係者との協議、関係者からも、ちゃんとおまえ頑張ってそれを言えということで受けていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、すごくやっぱり今回、私、前回の9月議会に引き続いて、今回12月もこの有害獣の駆除の問題を出したら、一応電話なりも受けました。何かその人は、これは、数字が正しいかどうかまでの確認は私はしていませんが、何か農協関係の保険で、鹿なんかとぶつかって、そういう有害獣とぶつかって、車が故障、壊れちゃって、そういう対物、自損事故というような形なんでしょうけれども、農協関係で20件、自家用組合のほうにもあって、それは十数件上がっているという話を聞いたと、そんな情報提供があります。

その中で、ちょっと話が出たのは、道路脇が今、刈払いを本当にしなくなって、ちょっとカヤなんかがあつて、何というか、直線なんかでも道路部分しか見えなくて、出たときには本当に目の前で事故に遭うような形になっちゃっているんだと。

それで、見通しをよくするということも事故発生は少なくなるんじゃないのかということで、県の事業で、修景伐採と道路際とか田んぼの脇とか、20メートルとかそのくらいやっているというのも承知をしているんですが、一応こういうものを、もう少し道路沿いの、道路脇の建設事務所の所管でやる部分と、あと地域でちょっと、じゃ、その建設分でやる部分とプラスアルファして5メートルなり6メートルなり、そういった刈払いをやっていただいて、全体的には、そういう事故が少なくなるような方向性ということも考えてはどうなのかなというふうに思うんですが、町の考えはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

先ほど議員からあつたように、国・県道につきましては、建設事務所のほうにお願いをして、県のほうの管理の中で草刈り等実施をしていただいているというところがございますが、それに付随する遊休農地、耕作放棄地であつたり、山林の繁茂しているような状況等がある箇所もございます。そういった箇所につきましては、町のほうで実施をしております多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払金、さらには、森林でございますと、県のほうの事業でございます里山林整備事業、そういったものを活用していただきまして、地区にお願いをしながら、事業見通しの確保というのをさせていただければというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもお答えさせていただきます。

今、課長のほうから答弁がありました。あとは国、県道、それから町道もあるわけですが、なかなか全線これらを整備するということは、しかも雪が降っていただかないのかもしれませんが、鹿は出てきますけれどもね、それこそ、フォーシーズン全部適正に管理するという事は難しいのかなと思いますが、できるだけ努力はやっぱりするという事は必要だと思いますし、その中で、ある程度可能なのは、どうしても獣道とかそういうの、どこでも出るといえばそれまでなんですけど、ここは特に出るといふようなところは看板を、標識といいますか、それを立てて注意を促すとか、そういうことも一つの対策かなと、今ちょっと思いました。

なかなか適切なものはないかもしれませんが、もちろん、注意喚起とそれから整備をするということと、それから、あとは実際に運転するドライバー、そしてあと作業する人たちにも十分気をつけていただくような、そういう注意喚起も必要なのかなと、そのようにも思いますので、いろんなそれぞれの立場の中で、できることに対応していくということをしっかり検討して、それらを対応していくということが今肝要なのかなと思いますので、その辺も含めて、事故のないように、そして有害鳥獣害から人身を守り、地域を守るということに努めていければと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長はいいですか。

〔「大丈夫です」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひいろいろな手だてというか、本当に今、この有害獣駆除の問題というのは、本当に私も歩いてみてもすごく話題に出てくる問題ですので、一応今、農林課さんなり建設課さんなりそれぞれ、あと町長からも、ゼロにするとか、全くそれで成果を全て対応できるんだということは、これは本当に私もそんな単純ではないなというふうに考えながらも、やっぱりみんな何か事故があつたりすると、何とかならないのかというような要望というのは強いものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどの鹿、熊の皮剥ぎの被害で、実際、単木ごとに幹根元の部分が皮剥ぎ、きれいに、あんなものが本当においしいかどうかはちょっと別なんですけど、皮剥ぎに遭って、それが枯れてしまうというか、何かちょっとでも、ああいう木というのは、一部分が残っていればそれで枯れないようなんですけど、やっぱりほとんど枯れて、ぽつんぽつんというのを見かけて、

その対応策というのは、食べられないようにひもで3か所ぐらいやって防護をするというような形なんです、それ以外の有効な手だてというのは、今は出ていないんでしょうかね。どうですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

樹木、森林の鹿等によります被害につきましては、様々な対策がございますが、やはりどうしても人手がかかる労力がほとんどでございます。ですので、やはり一番の効果があるというふうに思いますのは、やはり個体数を減らすということが一番効果があるのではないかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 次に、これは、本当にこれまで農林課長なんかにも情報を聞いたところなんです、9月定例会の私一般質問で、有害鳥獣担当の業務が本当に過重になっているのではないのかと、担当職員を複数配置しないと、本当に対応能力の限界を超えているんじゃないか。

私もそのとき、9月にも話ししましたけれども、実際、ちょっと朝5時頃に散歩に行ってきた、そのときにわなに熊がかかっていたと。それで、電話で役場担当者の話、了解を得て、鉄砲で駆除したというようなところも、ちょっと遠くのほうで音がしましたから、そういうような話を聞きましたけれども、実際、そこに複数配置すべきではというような質問に対して、一応前向きに検討したいということで、副町長のほうから、誰なんていうことでもないんでしょうけれども回答いただいて、3月定例会では、そのときになるとちょっと遅いなというふうに、新年度に間に合わないんじゃないか。新年度に間に合わせるために、これまでの動きですね、どのように対応されてきたのか、前進しているのか、そんな単純ではないということも、ちょっと課長からも実は聞いているんですが、ちょっとこれ力を入れてから、何か担当者が大分疲労こんぱいになってからでは遅いんじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

それが現実だということも認識しておりまして、本当に頭が下がる思いでございます。専門職員として従事されているのが、会津管内で私どもの町と猪苗代町だけみたいです。先日は、磐梯町さんとかからちょっと要請があったそうなんです、なかなか私たちのこの地域も、どこよりも広いような面積を持っている南会津町でございますので。

各町村でも、専門員を雇用される動きがある町村もあるというふうに聞いています。単独の町村で、それを全部整備、専門員を雇用するという事はなかなか厳しい状況にもあるのかなとは思っていますが、現実を見たときに、やはり何らかの形の中で対応していかなければならないと実際に思っています。

実は、先日、農水省の農村整備部との話もございまして、基盤整備ばかりじゃなくて、やっぱり有害鳥獣害の被害状況の中で、それらをしっかり周辺の農地を守るがための整備が必要であるし、それを今度は守るための人的な人材の確保も必要だということで、そのようなお話もさせていただきました。

そしてまた、先日も県への町単独の要望としまして、田代山、あの災害のこともあるんですが、この有害鳥獣害の今の南会津町の現状を説明させていただいて、今までの課題等も説明して、そして議長も同行いただきましたけれども、その中で、この対策、そして専門員の補充といますか、そのようなこともお願いをしてきたところでもあります。

いろいろ町の定数もございまして、いろいろな条件はございますが、本当にこの件も私たちの地域にとっては大きな課題でございますので、今一人で、あちこち、それこそ東奔西走で、寝る暇もないくらいの八面六臂の活躍なんで、ですから、しっかりとした対応も必要だと、そのようには認識しております。

そういう中で、限られた中でございますが、当面はそのようなことで、健康にといいですか、就労の管理をしながらしっかり対応していただき、できる限りの対応をしていただいていると思いますが、その中で、なおそのようなことで対応していきたいと、このように思います。

そういうことで、現実として、補充するということは、専門員そのものも人材としてなかなか確保できないということもございまして、いろいろな面から努力はしていきたいと思いますが、そのような現実であるということもご認識いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 定員問題は本当に大変だというのは、私も状況は知っていますが、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

あと、次に、この有害獣の問題では最後にしますが、豚熱に感染したイノシシが最初は若松の湊地区みたいな形の、あっちのほうだったんですが、この前、11月の新聞報道で、下郷町で発見をされたというような報道がございましたけれども、これについては、下郷町といえば隣町でもあって、本町に感染が拡大しているのかどうか、そういった情動的なものがあれば、皆さんに説明をお願いしたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

豚熱につきましては、11月に下郷町の大内地内で発見をされたというところでございまして、南会津町では、現在、検体ということで血液を2件、県のほうに送付をしているような状況でございまして、その中では、まだ豚熱という発見はされていないというような状況でございまして、

以上でございまして。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これからも動きがあれば、その都度、教えていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、2点目の高齢者の自立支援を目指してで、ちょっと再質問させていただきます。

まず、1点なんですが、今回、高齢者の比率というのが6,217人で41%というような形で、その中で、見守りを1人世帯、あと2人世帯というような形で、それぞれ報告をしていただいたんですが、今回の65歳以上の人数の比率というのは、確かにこれ、南会津は高齢者人口が高いという、比率も高いだろうというふうに思いますが、県内で見た場合、多いのか、少ないのか。また今後、65歳以上の人数は増えてくるのかどうか、それらの見込みについてはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

高齢者率が県内でどの程度のところに位置しているかというご質問に、先に回答させていただきます。今ほど手元にそういった情報を持ち合わせておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

そして、今後、この高齢化率は増えていくのかどうかというご質問でございましてけれども、これから年々増加していくのは間違いないというふうに見込んでおります。現在、人口も年々減少しておりますけれども、高齢化率ももう少しの間は増えていくと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 あと自立支援、ホームヘルプサービス事業というのは、平成24年2月から、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象としてスタートしているわけですが、その当時、新設された当時の背景と経緯なんかは分かるでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今ほど議員からお話がありましたように、本事業につきましては、平成24年から実施されております。今年で9年目ということになりますけれども、先ほども町長答弁のほうでお話しさせていただきましたが、この一般的な流れなんですけど、退院後の生活に不安がある方につきましては、入院中に介護認定の手続を行っていただいているというのが現状でございます。そして、医療から介護へとスムーズにつながっていく、そういった流れが一般的な流れになっております。しかしながら、それがなかなかうまくいかなくて、支援が必要な状態ではあるんですけども、そこまで介護が必要な状態ではないと、まだなっていないというふうに介護認定の中でされる方もいらっしゃいます。

そういった方の不安を少しでも解消したいということで、ヘルパーのサポートを受けながら、ご自宅で自立した生活を少しでも続けていただきたい、そういった思いもありまして、介護認定を受けない方においても不安を感じられる方について、この事業で対応していきたいということで、その当時創設されたものと考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ちょっと背景があって、そしてこういう65歳以上の介護認定を受けていない人が、そういったホームヘルプサービス事業というのがやっぱりできたということは、すごく本町の献身的な事例ではないかということで、この後つけようと思って考えたんですけども、ちょっと意見はということで、分かりました。

また、再質問の中身なんですけど、病院に入院した方が手術後すぐに退院をしてくださいと言われたというか、何か今、それらの話は、本当に私も自分の周囲なんかでもよく聞きます。高齢者の方は、退院させられても自宅での対応ができず、やっぱり苦慮しているというのが現実ではないか。

これまで、私も県立南会津病院の充実強化の中で、ケア病棟新設というのは、やっぱりそういう背景から出ているというふうには認識しているつもりですが、これまでに町が相談を受けた特徴的な事例というのはどんなものがあるのでしょうか。ちょっと本当にこれも、そういう対応をこのホームヘルプサービス事業というので一応できたんだよというようなものがあれば、すごくそういうのがこの制度が生きているというような形になるのではないかとということで、質問をしているものでございますが、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

直接、健康福祉課や各支所の町民課のほうにご相談される方もいらっしゃいますけれども、

実は、町としましては、この相談事業、特に介護認定をまだ受けていらっしゃらない方、そしてその家族の方からの相談につきましては、2つの社会福祉法人のほうに事業を委託して行っております。1つが社会福祉協議会の地域包括支援センターになりまして、もう一つが南会津会が運営しております在宅介護支援センター、この2つがございます。在宅介護支援センターは、各4地域にそれぞれありまして、対応しております。

相談内容で多いものというところでありますけれども、例えば介護認定の申請の仕方といいますか、そういった相談がまず一番多いような形でございます。あと、介護サービスの利用の相談、そして福祉用品、福祉用具の利用の相談、そして介護施設への入所の相談、そういったものが多く見られるということでございます。

それぞれの相談機関では、年間に、延べ人数になりますけれども、3,500件ほどの相談をお受けしているというふうに聞いております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 その年間3,500件というのは、地域包括支援センターと在宅介護支援センター、両方合わせた数字という理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

それでは、内訳のほうを申し上げます。地域包括支援センターが年間600件ほど、そして在宅介護支援センターは、4地域合わせたものになりますが、2,850件ほどになります。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 最後にします。独り暮らしの高齢の方や高齢者のみの世帯の方は、これは私の考えていることなんですが、人口が減ってくる中では、やっぱり比率というのは各地域というか、自分の地区を見ても多くなってくるのではないかなというふうに思っています。そんな中で、やっぱり見守りの実施をはじめとした高齢者の福祉事業の充実というのは、一層求められてくるのではないかなと思います。

今後も引き続き町の取組充実を要請しながら、私の発言を終わらせていただきます。よろしく。ご苦労さまでございます。

以上で終わらせてもらいます。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。通告に従い一般質問をいたします。

初めに、宣誓書付投票所入場券の作成について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、手洗い、うがい、マスクの着用や3密を防ぐための新しい生活様式が求められています。感染拡大が予想される多くの人が集う場所への感染拡大防止については、これからも様々な場面が想定され、注意を払うことが重要になってきています。様々な会合や会議、催しなどを3密を防ぎながら新しい生活様式の中で開催していくことになる中、選挙の投票所などもその一つと感じます。

特に、期日前投票などは、その理由の聞き取りや宣誓書を出力し署名をいただくなど、お一人お一人への対応が必要になり、対応の中で時間がかかる場合もあります。宣誓書を事前に記入してきていただくことにより、スムーズな対応ができるのではないかと考えます。入場券への宣誓書の刷り込みをしてはと考えるますが、町の考えを伺います。

次に、小・中学校への冷暖房機器の充実について伺います。

新型コロナ禍にあって、各学校では、様々な感染予防対策が取られています。

本年は、各学校にエアコンが設置され、心地よく学習することができ、とてもよかったとの声をお聞きしました。しかし、教室以外の学習教室については設置されていないところがあるように感じます。

一面木に覆われ、自然に囲まれている本町も、夏は暑く、冬は寒さが厳しい地域でもあります。本年は、コロナ禍にあって3密を防ぐため、窓を開けての換気やソーシャルディスタンスを取るための広い空間での学習など、環境を整えていくことが重要になってきています。どこ

で学習しても、心地よい学習ができるよう充実した冷暖房完備の環境を整えていくことが必要と感じます。

さらなる冷暖房機器の配備をしてはとありますが、町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、宣誓書付投票所入場券の作成をとのおただしであります。コロナ禍における選挙の執行では、地方公共団体において、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、適切に対応することが求められているところであります。

宣誓書付投票所入場券は、事前に自宅で宣誓書を記入して持参することができることから、期日前投票所での3密を防ぐために有効であると、このように考えております。

今後は、宣誓書付投票所入場券の導入を含め、新型コロナウイルス感染症対策について、町選挙管理委員会で検討を進めていただくようお願いしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、小・中学校への冷暖房機器の充実をとして、さらなる冷暖房機器を配置してはとありますが、町の考えはについてお答えいたします。

令和元年度に実施されました冷房設備対応臨時特例交付金事業に合わせ、幼稚園1園、小学校7校、中学校4校の普通教室などへ冷房設備を計116台整備したところであります。

この特例交付金事業は、文部科学大臣が必要と認める普通教室の面積が交付の配分基礎額となるため、実質、特別教室は交付金の対象となりませんでした。

現在、特別教室には、暖房の設備は整備されておりますが、冷房設備については、今後、学校の状況等を見ながら、整備について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 宣誓書付投票所入場券の作成につきましては、前向きに検討していた

だけるといふご回答をいただきました。

以前より高齢者の方々から、期日前投票に行く理由を聞かれたり、用紙に署名して欲しいと言われても聞き取れなかったり、本当に名前を書くとき慌ててしまったりと、時間がかかって、後から来る人に申し訳ないなという思いでいたという声を伺いました。そういう意味では、この宣誓書付きの投票所入場券の検討を進めていただけるといふことですが、いつ頃から実施したいというふうにお考えであるか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

選挙のことですので、私、選挙管理委員会書記長という立場でございますので、その面から答弁させていただきます。

ご質問ありましたとおり、期日前投票所での3密を防ぐといふことは大変重要なことでもあります。実は、これにつきましては、直近ですと12月1日、選挙管理委員会がございました。その際に、やはりこの話題がありまして、例えば圧着式のはがきで、宣誓書付きでどうかといふことで話題に上がったところでございます。

今後、ほかの市町村の状況等も踏まえまして、次回の選挙からこのような形でやっていきたいといふことで検討を進めるといふことで、今話し合っているところでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、3密を防ぐといふ理由もありますけれども、誰もが自分の大事な1票を安心して投票できるよう、できるだけ負担のかからない宣誓書を刷り込んだ入場券の作成を早急にしていただけるようご期待して、終わらせていただきます。

次に、小・中学校への冷暖房機器の充実についてですけれども、先月、私たち文教厚生委員会では、町内の小、中学校を全校訪問させていただきました。本当に学校施設の状況について伺いましたけれども、どの学校も、このコロナ禍の中で、生徒をしっかりと守るための対策を取りながら、孤軍奮闘されている様子が伝わってまいりました。

感染予防では、手洗い、うがい、マスクの着用、3密を防ぐなどとともに、小まめな換気も心がけて取り組んでいる様子も見てまいりました。そういう意味で、暖房はちょっとあれだといふことですが、クーラーにつきましては、ぜひ、暑いさなかでございます。また、コロナ禍で窓を開けての授業といふのは、本当に大変だと思います。

そこで伺いますけれども、教室以外の、ある学校から、パソコン教室のほうでエアコンがないためにちょっと大変だったといふ声があったんですけれども、それについてはどのようにお

考えになっているか、また、そういう学校から申出などはなかったのか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

パソコン室のエアコンについては、今のところ入っておりません。先ほど教育長からの答弁にもあったとおり、普通教室というようなことでしたが、それ以外にも保健室、あと校長室、職員室、事務室にも設置しております。

先ほど、特別教室というようにお話もさせていただいたんですが、パソコン教室は、特別教室というようにことで除外をさせていただいたというところでございます。特別教室については、パソコン室のほかにも、理科室だったり、美術室だったり、音楽室だったり、技術家庭科ですか、こういった教室がございまして、そういった部分については今回除外をさせていただいております。あくまでも補助の基礎が普通教室だというようなことで、今回、そういった措置を取らせていただいております。

確かにパソコンについては、パソコンそのものが熱源であるために、苦勞されているというようなことでの情報はいただいております。

先ほど教育長のほうから答弁ございましたが、今後、状況を見ながら整備を進めていくというところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、生徒さんも含めて、先生方も、授業の中でパソコン教室というのは、特に、先ほどお話を伺ったように熱を発生するところでもありますので、どうか、そういうできるだけ対応がしやすいところというか、初めにやらなければならないなというところについては、ぜひ検討していただきたいというふうに期待をしております。

また、本当にある自治体では、暑い中での体育館での運動は体に負担がかかるということで、体育館にエアコンを設置したところもあります。そういう意味では、南会津町は本当に森に囲まれているというか、森林に囲まれていて涼しそうに見えますけれども、やはり暑さとか寒さが一番強いところでもありますので、ぜひそういう意味では、今ついていないところのエアコン設置について早急な検討をしていただくことが大事かなと思うんですけども、また改めてこのことについて回答をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

大変本当に地球温暖化ということで、自分たちが子供の頃に比べれば、本当に気温は上がっているんだというふうに感じております。パソコン室を造った当時も、そういうものは必要じゃないんじゃないかなというふうで造らせていただいたんですが、現在、本当にパソコン室は熱を持っていますので、大変暑い環境で子供たちがいるというのは間違いないかなというふうに思っています。

ただ、やっぱり子供たちの生活を考えますと、結局、暑い中を登校してくる子もいる。休みになれば外で遊ぶ。結局、子供たちは、暑さにもやっぱり対応した体づくりが必要になってくるのかなというふうに思います。

そういう中で、学校は涼しいんだけど、じゃ、家へ帰ればやっぱり暑いとか、そういう環境よりは、やはりある程度子供たちにとって過ごしやすい、そして体に負担がかからない、と同時に、体をたくましくできる環境というのも必要になってくるのかなというふうに思っています。そういう点は、今後、私も十分理解していないところもありますので、いろんな方のご助言をいただきながら、じゃ、子供にとって、どういう環境が一番適切なのかということなども考えながら、環境整備には努めてまいりたいなというふうに思っています。

あと、先ほど、コロナ対応について学校さんを回られたときに、よかったというお話をしていただいて、本当にありがとうございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当に今回、回らせていただいて、たくさんの意見をいただき、また、それを私たちも文教厚生委員会としてしっかり受け止めながら、お一人お一人の声を聞きながら、体制を整えていけるよう声かけをさせていただき、私たちも学んでいきたいというふうに思っております。

ぜひそういう意味では、本町においても児童・生徒の方が学習しやすい環境をいち早くつくってあげることも、ほかのほうでやっていないからとかではなくて、自分たち南会津町ではこういうことをやっているという、やっぱり一つの指標を示せるような、そういう取組も必要ではないかなというふうに思います。

先ほど、教育長のほうから、子供は、学校が夏休みだと外へ行ってばんばん遊んで、太陽の下で元気よくというふうに言われましたけれども、教室の一つのところに座って、暑い中ずっとこうしているというのは、なかなか、自分の好きなことと違ったりすると暑さは倍に感じる場合もあるかと思うんですね。そういう意味では、生徒さんたちがやっぱり思う存分学習するのが楽しいと思えるような、そういう環境づくりをぜひしていただきたいというのを期

待しまして、以上で私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明17日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時16分

令和2年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

令和2年12月17日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 9番 大桃英樹 議員
- 15番 楠正次 議員
- 1番 五十嵐芳道 議員
- 4番 湯田芳博 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 五十嵐芳道 議員 | 2番 馬場浩 議員 |
| 3番 川島進 議員 | 4番 湯田芳博 議員 |
| 5番 室井英雄 議員 | 6番 渡部訓正 議員 |
| 7番 丸山陽子 議員 | 8番 湯田良一 議員 |
| 9番 大桃英樹 議員 | 10番 湯田哲 議員 |
| 11番 高野精一 議員 | 12番 山内政 議員 |
| 13番 菅家幸弘 議員 | 14番 星光久 議員 |
| 15番 楠正次 議員 | 16番 室井嘉吉 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町長	渡部正義 副町長
星英雄 教育長	渡部浩治 総務課長
小寺俊和 総合政策課長	馬場純也 税務課長

渡部 秀介	住民生活課長	阿久津 勝英	健康福祉課長
室井 利和	農林課長	星 博文	商工観光課長
月田 啓	建設課長	渡部 敏明	環境水道課長
渡部 さつき	会計室長	菅家 康夫	農業委員会 事務局長
渡部 浩明	学校教育課長	遠藤 知樹	生涯学習課長
阿久津 正人	館岩総合支所長	羽染 正巳	伊南総合支所長
酒井 浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木 雄蔵	事務局長	星 貴夫	事務局長補佐
-------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、大桃英樹、通告により一般質問を行います。

まず初めに、大変申し訳ございません、通告書の訂正をお願いいたします。

質問項目の3番目、学校施設の維持管理計画はの質問ですが、学校訪問の日付が誤ってありました。10月20日ではなくて11月20日でございますので、ご訂正のほうよろしくをお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、コロナ禍という言葉が生まれ、私たちの生活や暮らしを大きく変化させ、はや1年がたとうとしております。コロナ禍におけ

る社会の大きな変化の一つは、ソーシャルディスタンスであり、人が集まる機会が大きく減少しております。これはコロナ禍のネガティブな部分の一つですが、その一方で、在宅ワークやオンライン会議など、インターネットを活用した働き方が注目されております。これにより、会社に来る必要性や仕事と生活の調和を意味するワークライフバランスについて再考する企業も少なくないといわれております。また、菅内閣においては、脱判こなど、デジタル化の取組もされており、非常に注目の集まることから、以下について質問させていただきます。

1つ目、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度実施予定だった事業が中止や延期になりましたが、事業の見直しにつながったと推察いたします。一連の見直しによる来年度事業への影響、変化は。

2、オンラインを活用した事業実施の検討は行っているか、また、どのような活用が考えられるか。

3番目、オンラインによる事業説明や新型コロナ対策における町民へのお知らせは、町の状況のお知らせや事業実施への理解を深めるために有効と考えますが、町の考えは。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。国では、全国的な感染拡大を受け、Go Toトラベル事業の全国一律の一時停止を決めました。また、福島県においても、県内で新型コロナウイルス感染が過去最大ペースで広がっている現状について、感染者が散発的に発生する段階のステージ1から、徐々に増えているステージ2に悪化したとし、警戒を強めていることから、以下について伺います。

1、1月に行われる成人式の開催について、感染拡大防止策は。

2、スキーシーズンには多くのスキーヤー、スノーボーダーが当町に訪れますが、感染拡大防止策は。

最後に、3点目の質問でございます。文教厚生委員会では、11月20日に町内の小・中学校を訪問し、施設の管理状況について調査を行い、今定例会で報告したことから、学校施設の維持管理計画について、以下伺います。

1、学校施設の修繕計画と優先順位決定の判断は。

2、校庭や敷地内にある樹木が大きくなり過ぎたものや老木になっているものを確認しましたが、管理の方針は。

3、学校における新型コロナ対策は、それぞれの考え方と方法で、より感染拡大をしないように、また、児童・生徒や保護者に不安のないよう努力をしており、非常にすばらしいと感じました。教員の負担は増加している中で、国の補助を受けて配置しているスクール・サポー

ト・スタッフの役割は大きいことが分かりました。来年度以降の配置予定について伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。9番、大桃英樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、オンラインを利用した広報事業に関する1点目であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度実施予定だった事業が中止や延期になり、事業の見直しにつながったと推察する。一連の見直しによる来年度事業への影響、変化はとのおただしであります。令和3年度予算編成の基本方針として、今年度コロナ禍により中止や縮小となった事業については、事業見直しの契機と捉えまして、関係者と協議し、再開すべき事業なのか、十分に検討することといたしました。この基本方針に沿って、各課において関係団体や地域と協議を行いまして、それぞれの事業の必要性を精査し、予算編成作業に入っているところであります。

当然、事業見直しによる影響はあると想定されますが、現段階におきましては、予算編成作業中であることから、その中で影響について検証し、次年度予算に反映していきたいと考えております。

次に、2点目であります。オンラインを活用した事業実施の検討やその活用についてのおただしであります。今年7月に、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式で企業説明会が開催できなかった状況において、YouTubeやZoomを活用した新たなスタイルの企業説明会を実施いたしました。

医療の面においても、患者同士の感染リスクを避けるため、自宅にしながら診察が可能なオンライン診療の推進を図っているところでもあります。

また、本年予定しておりました婚活セミナーにおいては、対面式での実施が困難であることから、オンラインに切り替えて実施するほか、日本酒などの町の特産品の魅力発信に向けて開催する首都圏在住のふるさとサポーターとの交流会についても、町内の酒蔵との中継を交えまして、オンラインによる開催を予定しております。

さらには、ふるさと南会津会の会員などを首都圏のイベント会場に招き、町内の特産品や農産物の生産者とオンラインでつなぐことで、販路拡大に向けた関係人口の構築につなげるなど、ウィズコロナの中で新たなオンラインイベントの在り方を探ってまいりたいと考えております。

このほか、コロナ禍にあって時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方であるテレワークやワーケーションの拠点のとして、本町の施設を利用、推進するための体験支援を行うことなども検討してまいります。

新型コロナを機に、各方面でデジタル化が進められる中、町といたしましても、町民サービスと行政運営の向上のため、最新のオンライン技術を活用した事業の展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目でありますオンラインによる事業説明や新型コロナ対策における町民へのお知らせは、事業実施への理解を深めるために有効と考えるが、町の考えはとのおただしであります。これまで新型コロナウイルス感染症防止対策や町民への支援事業の情報等を町ホームページに掲載したほか、SNSでの情報発信に加えまして、動画配信サービスY o u T u b eを活用し、町長メッセージや記者会見の様態を動画により町民に伝えてまいりました。

今後は、防災無線からの音声を文字化して、メール及びコミュニケーションツールとして広く普及しているL I N Eによる配信を予定しております。これにより、防災無線から放送された内容が文字として携帯電話やスマートフォンに届くことになり、豪雨等により無線が聞こえにくい場合や町外にいて防災無線放送が届かない場合にも、情報を文字として瞬時に手元に伝えることが可能となるものであります。

さらに、これらのメールやL I N Eを活用し、防災無線の情報だけでなく、新型コロナウイルス関連情報や通常の災害情報、観光情報、町のイベント情報、さらには健診のお知らせなどについて、それぞれカテゴリー分けをすることによって、必要な項目を登録した人に対して配信できる仕組みも計画しているところであります。

なお、L I N Eを活用し、南会津さんぽというアカウントで、町の観光情報や町内の周遊に際してのお得情報の配信を既に開始しているところでもあります。

今後につきましても、瞬時に正しい情報を発信していくことは大変重要であることから、これまでのフェイスブックやツイッターといったSNSの活用と併せまして、町の情報提供や事業理解のため、オンライン化、デジタル化に取り組んでまいりたいと考えております。

課題も多くありますし、また試行錯誤もあると思いますが、将来の情報伝達の在り方を探っていきたいと考えております。

次に、新型コロナ対策に関する1点目であります。1月に行われる成人式の開催についての感染拡大防止策はについてのおただしであります。基本的には国が求める新しい生活様式に基づき開催いたします。具体的な対策につきましては、3密を避けるため、主催者や来賓の招待者を減らすとともに、新成人のご家族につきましても、新成人1名につき1名のみとするなど、出席者の人数を会場定員の半分以上とし、座席も原則前後左右の間隔を空けてお座りいただくと、そのような対策もしていきたいと思っております。

また、式典時間の短縮や、受付時間を地域ごとに分けて混雑を回避するとともに、マスク着用や手指消毒の徹底、サーマルカメラと非接触型体温計での検温、体調管理チェックリストへの記入などの対策をした上で、安心して参加できる体制を整えていく予定であります。

なお、都合によりご出席いただけない方への対応としましては、成人式の様子をご覧いただくため、インターネットでの動画配信を実施したいと思います。

成人式につきましては、人生の大切な節目の一つでもあることから、しっかりとした対策を講じて開催いたしますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります、スキーシーズンには多くのスキーヤー、スノーボーダーが当町に訪れるが、感染拡大防止はとのおただしであります。コロナ禍における今シーズンのスキー場運営に当たりましては、町と4スキー場で構成される会津高原スキー場協議会において協議を重ね、一般財団法人日本鋼索交通協会が定める索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを参考にしながら、4スキー場共通のガイドラインを策定し、それらに基づいた感染予防対策を講じることにいたしました。

具体的には、4スキー場で多少の違いはあるものの、来場者や従業員に対する検温やマスク等の着用、屋内施設での小まめな消毒と換気、食事や休憩スペースにおける座席間隔の確保、アクリル板やビニール幕の設置、リフト乗車時の定員を制限するなどの対策を講じる予定となっております。

また、町内の宿泊施設や飲食店等につきましても、小規模事業者等活性化事業補助金を活用していただきながら、それぞれの業界団体から示されている感染予防対策ガイドラインに基づきまして、適切な対策を講じていただくようお願いしているところでもあります。

なお、会津高原スキー場協議会は、3密回避対策として、テイクアウトメニューの導入やゲレンデ内にオープンテラスを設置することについても現在検討していると伺っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは学校施設の維持管理計画に関してお答えします。

初めに、1点目、学校施設の修繕計画と優先順位決定の判断はとのおただしであります。学校施設の修繕計画については、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるとしてあります。教育委員会において、学校施設の長寿命化計画を策定する

こととしております。計画の目的は、学校施設に求められる機能、性能の確保を図りながら、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることを目的としております。当計画の専門的な評価等の視点から、優先順位の決定がされるものと考えております。

計画策定の過程では、庁内の調整や町民並びに関係者へのパブリックコメント等を通じて十分な共通認識、合意形成を図り、計画の実効性を担保する必要性もあると考えております。

次に、2点目、校庭や敷地内にある樹木が大きくなり過ぎたもの、老木になっているものを確認したが、管理の方針はとのおただしであります。樹木の管理につきましては、各学校で行われるPTA奉仕作業等でご協力をいただいているほか、地域の皆さんにもご協力をいただいております。大変ありがたく思っています。ただ、それだけでは管理が難しい樹木が多くなってきていると認識しております。

そのような中、今年度は教育委員会で業者に依頼し、南郷小学校の駐車場周辺、荒海中学校の体育館前の支障木撤去を実施しております。また、田島小学校では、東北電力ネットワーク株式会社様に配電の支障による近接木伐採工事を依頼しているところであります。

今後も伐採撤去に関しては、状況に応じて随時対応していきたいと思っております。また、記念樹等もありますので、その点、学校と十分協議しながら進めていきたいなというふうに思っております。

また、日頃の管理につきましても、学校と十分連絡を密にしていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、学校における新型コロナウイルス対策において、国の補助を受け配置しているスクール・サポート・スタッフの来年度以降の配置予定はとのおただしであります。まず、町内の学校のコロナ対策への来校評価本当にありがとうございます。学校における新型コロナウイルス感染症対策のスクール・サポート・スタッフは、県より各学校に配置されているもので、町教育委員会としてもその役割はとても大切だと認識しております。その働きや必要性についても各学校から報告を受けております。来年度以降の配置につきましては、現段階では決定をしておりますが、コロナの心配が続くことも予想されますので、継続して配置していただけるよう、県に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、オンライン化について、オンラインを活用した事業実施についてですけれども、LINE等を利用するまでの検討をされているということは、非常に進んでいるというか、時代に見合ったすばらしい取組だなど思っております。

私はオンライン化について、こんな考え方を持っています。人口減少と結びつけた中で、南会津町は現在1万5,000人弱の自治体になっておりますが、非常に人口減少が激しい。これは皆さん分かっていると。具体的にいいますと、町の資料を見ますと、5年後の令和7年には1万3,000人、そしてさらにその10年後、つまり令和17年、これから15年後には1万人くらいに縮小するというようなことです。広大な面積に少ない人口、人と人との距離が遠くなるという部分に関しましては、オンラインを活用することがいいのではないかと。例えば今回、オンライン会議、支所か、あと本庁と支所、合同での会議を積極的に行ったということ、時間と距離を埋めるすばらしい取組だったと思います。

このような取組をされている中で、人口減少の大きな課題というのは、まずは資源の不足を引き起こすということだと思います。つまり人材、担い手、そういった人的な資源です。それとお金、税収減等が見込まれます。これについても非常に危惧される場所ですが、果たしてどういったことでそういったものを賄っていくかということ、また、もう一つは、アイデアだと思っています。人的なリソースがなくなることによって、柔軟なアイデアだったり、前向きな挑戦がなくなっていくのではないかと私を危惧しております。

そのような視点から少し質問させていただきたいんですけれども、LINEを使った情報発信というようなことでされるそうですが、こちらは多分登録制度になろうかと思っております。周知方法であったり、例えば、LINEを使える年代とか、層というのは限られてくると思っておりますが、その点。例えば、その情報格差が発生してしまうことに対する一方の備えというか、そういったことについてどのようなお考えか伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

LINEを使って情報発信ということで、町長のほうから答弁がありましたが、そこで情報格差についてどう対応するかというご質問かと思っております。

LINEを使う情報発信についてですが、町長答弁にありましたように、まず第一に、防災行政無線がその時しか聞こえないということで、残らないので、聞き逃してしまうと分からない。さらには、先ほどありましたように、雨とか、風とかで聞きにくい。そのほか、自分の家

にいればいいんですが、ちょっと隣町に行っていたとか、別なところに行っていると、当然聞こえないということで、町の状況が分からない。そういうこともありますので、これを文字情報としてLINEを使って発信することによって、今申しあげましたような課題を解決するということになります。

ただし、LINEというのは、スマートフォンが基本でありますので、いわゆるガラケーというものだとなかなか通じないということがありますので、あわせて、登録制メール、通常のキャリアが持つメールにも同時に配信するということで今検討しています。

したがって、若者に流行ということなんですが、使われ方が多いLINE、それから、ガラケーといわれる携帯電話をお持ちの高齢者が多いのかと思いますが、そちらにはそのようなメールで配信するというので、2つの手段で情報格差がないようにということで検討中があります。

なお、今申しあげたのは、あくまで防災行政無線の内容でございましたが、町長の答弁にもありましたように、町のイベントであったり、赤ちゃん健診がどのような形でいつ、どこで行われるとかいうもの、さらには、有害鳥獣の発生状況とか、それから、文化芸能のイベントのお知らせも、今申しあげましたLINEとか、登録制メールで発信すると。ただ、それは必要な人と必要でない人がいますので、それぞれ自分が必要なものを登録することによって、受信ができるというような方向で考えておりますので、極力全世代の方に行き渡るような方策で検討中ということで、来年4月1日にこれができるように今制度設計をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 基本を防災無線と関連づけて考えると分かりやすいなと思いました。情報のスピードということに対して、皆さん多分課題を感じられていて、現在持っているツールの中で一番使えるのは防災行政無線だというような認識から、それでもそれを聞き逃してしまった人、聞けない人、そういった方にどうやったら発信できるかということから、そのよう考えになったんだと思います。また、最近若い人に関しては、そういったことを興味ないことではないんです。こちらからしっかり出してあげれば、受け取って、じゃ、どうなのということになりますので、これまでの町のお知らせや紙の広報、そういったもの以外に伝える手段が出てきたということは、双方向の関係をつくっていきこうという姿勢に関して、非常にいい方向であると私は思いますので、ぜひ促進していただきたいんですが、情報弱者という方がどうしても存在するというのも視野に入れながらやらなくてはならないということで、こちらを特化

させるからこちらを減少させるというようなことはぜひ防いでほしい。紙の媒体も非常に重要です。

最近の広報でも、例えば鳥獣害対策についての取組、心情的に町民に分かりやすく伝わったかと思います。こういったことを広めていただくことによって、町内の今問題になっていること、課題に対して共通認識を持てる、やはり行政だけでなく、我々議員だけでも駄目です。どうしても町民のご協力がなくてはいけないことですので、まずは情報の提供という部分で、そういう活用をしていただきたいと思います。

しかしながら、課題もあろうかと思います。例えば、そういったLINE等、新規事業です。分析を加えながら新しい挑戦をしていくということに対しては、パワーが必要だと思います。人的なパワーもそうですし、その個人個人におけるパワーも必要だと思います。

そんな中から質問させていただきたいのは、町、役場に対するニーズが高まっている中で人的なリソースについてです。どうしても新しいことをやっていると、古いことを捨てられるかということ、コロナ禍における精査の中でどうしていったらいいのか、そして、取捨選択していくんだというような方針は示したものの、こういったものは必要だよと言われると、どうしても取捨選択できないということも行政にとっては大きな課題の一つかと思います。

そんな中で、役場職員の活躍というか、先見的な取組、挑戦というのも同時に必要なわけで、人員管理については非常に課題かと思いますが、LINE事業に関して、これをやることで人的リソースが不足することに、現在行っている事業を十分にこなしながら新しいところに挑戦する、そういったことが可能なのか伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

昨日も有害鳥獣の関係で新たな人員という話もございました。今現在の職員数を見ておきますと、この事業を継続的に行っていくためには、今の人員がもう限界、これ以上減らすことはできないだろうというふうに思います。その中で、新たな分野にどう人を配置していくのかということになりますと、その中でも余裕のあるところを見つけて、そこから人の調整をすることが第一義的に考えなくてはいけないのかなというふうに思っております。しかしながら、それでも対応できないというようなことであれば、今後職員の数の在り方についても検討をしていく必要があるのかなと。組織体制と併せてということになると思いますが、そういったところを広く対応しなければならない事項と捉えながら、今後検討を深めていきたいと思えます。

今ほどありましたLINE関係、オンラインの情報提供ですが、言わばデジタル化への対応ということにもなってくるかもしれません。ここの分野も非常に重要な検討課題の一つだというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 役場職員の人員管理等についてはどのようにして、支所も含めて、また職員の資質向上ということも含めて、研修等も含め、しっかり考えていくべきだろうと思います。今回行革大綱、新たに計画されるようですので、ぜひそういった視野も入れながら、どうしていったらいいのかということの前向きに考えていただきたいなと思うところでございます。

方向性に対しては、私も十分だと思っておりますが、しっかりやり切るということも一方で大事かと思っておりますので、その環境の醸成については執行部には心からお願いしたいところでございます。

一方で、オンライン化に伴って、注目度を上げていくことが南会津町にとっては必要ではないかと思っております。つまり人員が不足してくる状況において、リソースをどうやって補っていくかということを考えてときに、注目されるということが必要かなと思うところです。その中で、オンライン、そして、一方でデジタル化、菅総理も力を入れてやられるというようなお話ですが、例えば、この広い南会津において、住民の皆さんがこれまでなかった住民サービスを楽しむことができる、そのような環境をどうやってデジタル化の中で育てていくか、こういったことについても、恐らく行革大綱等で考えているかと思っておりますが、オンラインと併せ、デジタル化、今の南会津町役場でどんなことができそうなのか、どんなことを検討されているのか伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

デジタル化は全国的にも新聞でも報道されております。あらゆる場面でデジタルファーストということで政策が打ち出されておりますが、うちの町も、議員おただしのように、あらゆる場面で整えていこうということで、調査研究をしているところであります。その方向性であります。今ありましたように、行革大綱の中の一部として、デジタル化について、そこは明確に挙げていきたいというふうに思っております。

具体的内容については、今の段階ではなかなか申し上げられませんが、大きな私の考えとしては、柱としては、1つは町民サービスを上げるためのデジタルファースト、それから、行政

運営、行政改革をしていくためのデジタルファースト、さらに、先端技術を活用したシティープロモーション、町の広報といいますか、町の売り出し、これをデジタルによって行っていくと、この大きな3つの柱を基に、今後行革大綱の中に含めながら個別計画としてあらわしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 行革大綱の中でそういったことがしっかり感じ取れる、町民の皆さんとも共に歩める、そういった計画になることを期待しております。

一方で、学校においてもデジタル化というのは進んでいて、GIGAスクール構想というのはその最たる例だと思います。GIGAスクール構想の中で、スタッフを配置して、委託事業の中でそういったことができるのかというような検討を現在されているかと思います。例えば、先ほど人材の不足といった場合に、そういった人材等を活用していくということも一つのアイデアかと思います。

一方で、今回のGIGAスクール構想の中で、1人1台タブレットを子供たちが持つようになる。そして、宿題等をしたり、学習に活用したりするようになるかと思うんですが、一方で、例えば双方向性、子供たちの不得意な分野をふだんはなかなか直接言えないけれども、それを通して知るとか、家庭状況調査とか、児童・生徒の調査という部分に活用することも可能ではないかなと私は推測するんですが、現在学校教育課で進められているGIGAスクール構想の中で、そういったタブレットの活用について、構想はあるか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

1人1台端末ということで、今年度からその整備を進めている中で、あわせてGIGAスクールサポーターという職の方を雇って、その方をお願いをして、パソコンといいますか、タブレットの使い方から始まっている状況でございまして、これからそういった部分についての活用についても、そのサポーターの方にある程度お願いをした中で広げていきたいなというふうに考えてはおります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これからだというようなことですので、ぜひそういった前向きな捉え方で活用いただきたいなと思います。先生方、例えば保護者の皆さんから電話対応、忙しいというお話も伺います。少子化になってくると、保護者としてはその1人に対する思いというのは強くなって、また教育に関する現在の注目度も高いことから、教職員の長時間労働につなが

るというような指摘もございますので、ぜひそういったことを解消できるようなチャンスがあるのであれば、こういったことも活用いただきたいというふうに望みたいと思います。

また、双方向性ということからいいますと、行政ニーズを把握するチャンスにもなるかと思っておりますので、ぜひそういったLINEを活用した、メールを活用したという部分からどうやったら行政ニーズを把握することができるんだというようなところまで、専門的な知見を入れながら、私としては、そこまで進めていくことによってさらに回っていくとか、前進していくというものがあろうかと思っておりますので、ぜひ体制を強化していただきながら進めていただきたいということを切望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、成人式の開催については了解いたしました。新しい生活様式を取り入れた開催、あと、オンラインによる成人式ということで、みんなが参加しやすい状況をつくっていらっしゃるようですが、その状況について伺います。

対象者は何人で、参加と欠席のご連絡があろうかと思っております。どのような状況か伺います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

今年度の成人式の対象者が145名おりまして、現在出席で回答いただいているのが114名、割合で78.6%というふうになっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 参加状況というのは、通常の今までの成人式と比べてどのような状況なんでしょうか。例えば、欠席という明らかなお知らせもあったかと思っておりますが、どのような状況から、私としては少し低いのではないかというような考え方からお聞きしますが、どのような影響があるのかなど。私としてはコロナのことを皆さん心配する中で、そういった決定に至ったのかなと推察いたしますので、お伺いいたします。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

過去3年の出席率を見ますと、令和元年度につきましては85.7%、平成30年度については82.1%ということで、例年からすると、若干低いというふうに考えております。欠席の理由につきましては、出欠の確認のはがきには、書く欄がありませんが、前段でアンケートを取っておりまして、そこで不安に思うことはありませんかという問いに対して、コロナというのは影響していると思っておりますので、出席率についても、コロナウイルスの感染拡大というのが非常に影響しているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 アンケート調査を実施されたということで、コロナの心配があるということですが、その心配の仕方と申しますか、つまり私町民の方からお伺いしたのは、着つけをされる業者とか、髪について、セットされる業者さんの中で、いきなり来られて果たしてどうなのかという心配がありますよということを伺いました。このようなことについての心配、新成人者にそういった心配があるのか、また、業者の皆さんのそのような状況に対して、心配に対してどう対応されるのか、それについて伺います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

アンケートの回答の中に、2週間前から帰ることができないという回答がありました。これについては、恐らく着つけの業者さんから、2週間前から帰ってこないと言っている業者さんがいらっしゃいましたので、そういうことなんだろうというふうに思っております。着つけ等に関しましては、それぞれの業者さんで感染症対策をしていただくしかありませんので、私どもとしては新成人に対して注意喚起をしております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今回成人式についてお伺いしたのは、直近の大きなイベントの一つであるということ、また、成人式は、当然大学生だったり、専門学校生になって首都圏に行っている、つまり首都圏から来られる方の来訪に関しては、非常に心配されているところ、Go To キャンペーン等もございますので、そういったところについて、町の見解を伺いたいと質問したところですが、この後、年末年始についての質問等もございますので、そこについてはお任せいたしますが、町の考え方というものを今ただすべきかなと私は思っています。

そんな中で、福島県の状況、増えています。しかしながら、うちの町では、会津管内ではこういった地域性というものがあろうかと思えます。前回、お盆の帰省に関しては自粛していただきたいとか、ゴールデンウィークに関しては移動をなるべくというようなお話でありました。町の対策会議の中では、そのような議論、どのような方針で議論されているのかお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町の基本的な考え方でありますけれども、成人式も新年交歓会もどうしようかという話、もちろんありましたし、そういう中で、3月、4月時点と様相が違ってくるのは、あの頃はまだ

コロナというものがどのように推移していくのか分からない、そして、みんながコロナというものに対して疑心暗鬼のものが、今でもありますけれども、そういうふうな中で、どう対応していか分からない中での話、それは万全といたしますか、しっかりそれに対する対応はしていく必要があるだろうと。今も基本的なものは変わりはありませんけれども、今現時点では、これまでも町民の皆さん方にご協力とご理解をいただいて、そして、残念ながら4名の感染者は出ましたけれども、それは原因が分かっていると。そのようなこともありまして、ほぼ町内の方は感染者がいらっしゃらないということが一つありまして、そして、感染防止対策も、手洗いとか、3密とか、距離を置くとか、そのようなことを対応すればある程度防げると。もちろんマスクもそうであります。ですから、そういう中で対応して、今の町の状況を踏まえれば、ある程度感染防止をしっかりとした中で、そしてまた、対策ができていく施設、あるいは集まりであれば、町としてはやっても今のところ大丈夫ではないかなと、そのような判断をして、相談もしているところであります。

ですから、当然このこともそうですけれども、受入れ施設についても、実行する関係者、団体に対しても、それを徹底してもらうような中でやってもらうということ呼びかけながら、感染対策をしっかりとやってもらうということでやれば、今現在のところは、南会津町としては感染者を出さなくて実行できるのではないかと判断をしているところであります。

なお、今第3波という中で、全国的にG o T oキャンペーンは中止になりましたし、G o T oイートも駄目ですし、それから、県がまたいろいろな状況にもなっておりますが、その辺も注視しながら、町としてはその時に適切な判断をしていきたいと考えております。

ですから、現在のところは、今計画しているものはそのような対策の中で実行していった、それぞれやってほしいと考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 考え方が必要なんだと思っております。当然感染拡大防止策も必要、経済をしっかり維持していくことも大事、そのような観点から補助事業等も実施されているということで理解しますが、今全国的に、我々に関係ないとしても、どうしても情報に敏感になりがちですので、私は先ほどもオンラインを活用したメッセージ等が必要ではないかというようなこととお話ししました。

先日昭和村で初めて感染者が出た際には、村長さんがメッセージを送られた。我々はもう既にそこは1回踏まえているんですが、しかしながら、今の自分たちの状況と都会の状況と錯綜しているので、町長自らY o u T u b eで語られたように、防災無線等でメッセージを発信さ

れたように、そういったことが、うちの町は今こうなんだというようなことをしっかり示すことにもつながりますし、それぞれの行動の基にもなると私は思いますので、ここで20人以上の宴会、やりましょうと、経済のためですと。やりながら、やはり4人というのもあったり、菅総理に関しては、40分の会談であっても指摘される方はいらっしゃるわけで、それについてもお互い理解し合いながらどちらも進めていくということが大事ですので、今の南会津町の状況をどのように町が考えているのか、そして、この年末年始、そして成人式に向かっては、こういった対応でそれぞれの団体とか、関係者が努力していくんだよというような情報の発信の仕方、ぜひ観光の分野でも行っていただきたい。先ほどあったスキー場での共通ガイドラインを利用して取り組んでいく、こういったこともしっかり周知していくべきだと思いますし、そういった努力をしていくべきだと思っています。

一方で、例えばこれから宿泊業の方、多くの方を受け入れるかと思うんですが、そこで不安とか、そういった相談はないでしょうか。受け入れることに対して、どうしたらいいんだろうというような方がいらっしゃると思耳にしたものですから、そこに対しても、町が指導したり、相談に乗っていくのか、そこについても状況を確認したいと思いますので、その状況についてお伺いいたします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

今ほど議員のほうからお話ありましたような話、町のほうには直接きてはいないんですが、観光物産協会のほうに宿泊業者の方から問い合わせ等が多く、特にG o T o トラベルの一時停止の報道があってから、かなりの問い合わせをいただいているということで、今週火曜日になりますけれども、観光物産協会の事務局のほうと、商工観光課のほうで打ち合わせをして、そういった不安の払拭等も含めて、文書をつくって、宿泊施設等に感染防止の対策等を十分講じながら、特段緊急事態宣言とか、県知事から県をまたいだ往来とか、そういうのがご遠慮くださいというような話がない限りは、泊まって応援キャンペーンについても感染防止対策を講じていただいて、宿泊施設の方からも今回のG o T o トラベルでキャンセルがかなり出ていると、ここで南会津に泊まって応援キャンペーンも一時停止されてしまうと、稼ぎ時である年末年始、死活問題だというようなことで、何とか南会津に泊まって応援キャンペーンは続けてほしいという声が観光物産協会にも多く届いているというようなお話も聞きましたので、そういった周知をしながら、ただ、クラスターが発生したりですとか、町内で感染者が出たというふうになれば、一時止めざるを得ませんので、再度その周知をして、このままとりあえずは続けていこ

うというような方針で決定したところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 いろいろな心配がある中で、南会津町としてどうしていくのか。特に観光においては、我々関係人口、しっかりつくっていくとか、増やしていくという方向に関しては、絶対必要なものですから、ここに関して受入れ側である宿泊業者の皆さんのご理解とご協力というのにも必要だと思います。

そこで私、前回の一般質問でも提案させていただいていたかと思いますが、質疑等でもお示ししましたが、東京都、神奈川県でやっている、あとは佐渡というお話もさせていただきました。例えば認証マークをつくるとか、それは対外的な評価ということもありますが、もう一方で取り組みやすいということだと思えます。その心配の声も、トラベルキャンペーンが一時停止となりました、わあっと来る。そうではなくて、我々はこういう態度で、コロナウイルスに対してはこういうふうにしっかき対策を打ってやっていくんだと。皆さんのご協力なくては達成できませんので、観光物産協会等に、そういった取組はどうなんだと、検討してみてもどうかというようなことを町のほうから提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

前回質問をいただいた際に、その前からもそうなのですが、観光物産協会のほうで、そういったソーシャルディスタンスとかも含めて、貼ったりできる周知のポップのようなものを作成しまして、会等に配って対策を講じながら、対策を講じていますよというのを町民の方にも知っていただくような形で、そういったものを目につくところに貼れるものをつくって配ろうというようなことで、取組をしたという経緯もございます。

さらに、先日11月30日の臨時議会で、20人以上の補助制度のご承認いただきましたけれども、その後も、12月4日だったと思うのですが、対象店舗等に集まっていただきまして、その辺もお話をして、感染防止対策を町の職員が店に直接出向いて確認等をさせていただいて、そこで十分な対策を講じていらっしゃる店舗につきましては、町のほうで、町の指定書とか、こういった感染対策を講じられていて安心な店舗ですよというようなことで、入口等に貼れるものを配って、あとは対策が講じられていない部分については、現地でもこういうふうにしてくださいというふうなお願ひもしながら、そういった普及には努めているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 取組に感謝します。

しかしながら、それは認証されて、みんなから認められて何ぼという存在だと思っていますので、ネーミングであるとか、シンボルマークといったものを創出していくことによって、観光事業に対する南会津町の熱であったり、温かさ、お客様を受け入れる温かさのイメージの創出につながりますので、そういったこともしっかり踏まえてやっていただきたい。

先日さゆり荘の新しい名称の説明をいただきました。そんな中で、とられた手法等もぜひ生かしていただきたいなと私は思っています。ぜひ取り組んでいただきたい。

さらに、もう一つ業種の中で、タクシーとか、ドライビングスクール、室内で密になるということ、あと、どなたがいらっしゃるかわからないというところで、どのような取組をされているのか。例えば、業者さんでも既に自主的に取組をされていること、アクリル板の設置だとかをされているのかどうか、そういった不安に対してどのように対処されているのか伺います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

タクシー業者さんにつきましては、小規模の補助金等を活用しながら、運転席と後部座席を仕切るアクリル板のようなビニール製でできた感染防止対策と申しますか、そういったものに町で補助を出しながら、各会社さんとも感染防止対策を講じているというような状況になってございます。

田島ドライビングスクールにつきましては、独自にドライビングスクールで、合宿等で来られる方もかなり多い状況になっておりますので、37度以上体温があるか、ないかとか、そういうのを合宿で来られる方、町民の方も含めてですけれども、何日間か体温等を記録していただくような独自の用紙を配布して、そういったチェックリストのようなもので全て危険性がないかどうかという確認をされて、そういった方に限定してというか、受付をしているというような状況を聞いております。

さらに、教習と申しますか、1人終わったら除菌シートでハンドルとか、車内も除菌しながら、そういった対策を講じているというようなことで、実は昨日も議会が終わってからドライビングスクールのほうに行って、社長さんとも、そういった対策を講じているんだよというようなお話をしながら、町としてもできる限りの協力をさせていただきますので、感染対策について引き続きよろしくお願ひしますというお話をしてきたところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そのような取組も本当に感謝するところです。皆さんの努力が実にな

るように、周知、広報にも努めていただきながら感染拡大を防いでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、学校施設の関係でございますが、公共施設管理計画とともに長寿命化計画を立てていくというようなことでしたが、スケジュールについてはどのようになっていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

長寿命化計画につきまして、今予算査定の段階でございますけれども、内部的に検討している内容としましては、直営の部分と委託の部分と、その検討も含めて査定に臨んでいるところなんです、計画そのものについては4月から着工したいなというふうには考えております。

その中で、基本的に各学校施設の調査等が必要になってくるという部分がございますので、早々に5月当初からそういった専門家の方に当然見ていただかなくてはならないという部分がございますので、5月当初から調査のほうを進めていきたいなというふうに考えてございます。

評価を行った中で、教育長のほうからも答弁させていただきましたが、優先順位については、建物の評価を行って、それに基づいて修繕のランク付けをするというようなことで考えてございますので、その評価も含めて調査と評価を併せてやっていただくというようなことで考えてございます。

その後、懇談会等を計画してございまして、8月、9月と、東部地区、西部地区それぞれに懇談会等を考えてございます。そのほか、11月にはパブリックコメントを実施し、12月中には庁内決済をしたいなというような形で考えております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この計画を通しまして、子供たちにとって非常に学校施設も老朽化しているということ、経年がたっているということを踏まえた上で安全な環境をつくっていくんだよということが1点、あとは地域の皆さんとの理解、合意がないと、これから管理していくことが難しいということ、保護者の数も減ったり、児童数、生徒数が減るということを踏まえて、地域の皆さんとどうやってお互いに分かり合っていくかということが大事だと思います。その象徴が、先ほど言った学校記念樹、これについては管理が難しく、学校のほうでは切りたいけれども、しようとする、地域の皆さん、先輩方から、どうなのという質問がくるというようなことも伺っています。全体的な共通理解を深めながら、しっかり安心できる環境

づくりに努めていただきたいと思います。

最後に1点、今回の調査の中で、館岩中の屋根のひさしが非常に老朽化していて、雪庇等をつくるということに関しましては、この数日間の雪、また続くということでしたので、非常に危惧するところです。教育委員会としてはどのように把握し、今後どのように対処していこうとされているのか伺います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

館岩中学校の屋根についても当然把握はしておるところでございますけれども、決定的な解決策というのがなかなかなくて、雪の状況に応じて人的な対応だったり、あとは場合によっては機械的な対応だったりというのが出てくる状況でございますので、そこら辺は情報をいただきながら、様子を見ながら対応していくしかないのかなというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 生徒の危険ということに関しては迅速な対応が必要かと思えます。学校が少子化により少なくなったとはいえ、現場のことを理解する方がどれぐらいいるかというのは非常に大事だと思います。なかなかその切迫さが伝わらなくて、また予算との兼ね合いでということですとそのままになってしまうということが少なからずあるようです。しかしながら、皆さんがどうするというのをしっかり協議をしながら、計画づくりに努めていただき、子供たちの安心な環境づくりに努めていただきたいということを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終了します。

○室井嘉吉議長 以上で9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 次に、15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 議席番号15番、楠でございます。これより通告に従い、3事項について一般質問を行います。

まず、1項目のコロナ禍の高齢者対策等についてであります。

発生から約1年となりますが、いまだ収束は見え、世界の脅威となっています。日本にお

いても、12月に入り連日東京都や大阪府、北海道などで感染者が増加し、過去最高値を更新しています。昨日は全国で2,986人新規感染者、死亡者数も53人と、悲しい報道がされました。残念ながら本町においても感染者がありましたが、そこからの感染拡大にはつながらず、現状では落ち着いていると考えますが、先ほどもありましたが、基本的感染防止対策をしっかりと継続すべきというふうに思います。

1点目ですが、コロナ感染症が猛威を振るう中、間もなく年末年始を迎えます。今後も不要不急の外出を控え、自粛ムードの現状で、高齢者は運動不足などになることが心配されます。高齢者の健康維持、増進の考えを伺います。

2点目は、高齢者だけでなく、誰でもが不安になるコロナ禍ですが、特に低所得の高齢者の方は不安を感じると思います。低所得の高齢者世帯に対し、この冬を元気に楽しくお過ごしいただくために、灯油などの経済支援が必要と思いますが、考えを伺います。

3点目でありますが、コロナ禍で年末年始の移動を控え、ステイホームを提唱された関東圏の知事がいました。本町にも帰省される学生やふるさとで正月休暇を過ごそうと考える方々がいらっしやると思います。帰省される町民等に対する注意喚起など、町の考えを伺います。

2項目の町道鱒沢線の維持と管理についてであります。この町道は、河川沿いにずっと道路が栃木県の湯西川温泉まで通じた、これは県境まで約15キロの延長で、平成27年の関東東北豪雨災害前までは、県をまたぐ観光や溪流釣りなどのお客様にぎわいもありました。この豪雨災害で国道から約10キロ地点に土砂崩れがあり、その先約5キロ間は道路崩落などが数か所あります。現状の管理はどのようにしているのか、また、次年度以降の維持管理の考えを伺います。

3項目のたかつえカントリークラブの管理と対策についてであります。今シーズンの後半は、ラフ部分やフェアウェイ、ティーグラウンドとティーグラウンドの間、この辺がイノシシに掘り返され、プレーヤーが掘り返した部分に打ち込んだ場合は、ボールを探すことが困難になるぐらい大きな面積が掘り返されておりました。町道などの境界には、スチールメッシュ等が設置されています。設置されたのはきっと最初のことだったと思いますから、もう30年近い年月を経る中、雪害などで柵が壊れている部分も見受けられます。次年度以降に向けた管理と対策を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍の高齢者対策等に関する1点目であります。年末年始も自粛の現状での高齢者の健康維持、増進の考えを示せとのおたただしであります。高齢者が健康を維持していくためには、運動と食事、そして、人との交流が大切だといわれております。そこで、現在各行政区の主催で開催されておりますふれあいサロン事業の実施に当たり、高齢者見守り支援事業の見守り支援員が各地区を訪問し、運営を支援しているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、高齢者でも楽しめるゲームや軽スポーツ、さすけねえ体操などを行いまして、仲間づくりや生きがいくづくり、そして、健康づくりにつながるよう、各地区のご要望を伺いながら支援を行っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

また、毎年地区を指定して実施しております介護予防モデル事業においては、各地区の集会施設等でさすけねえ体操を行った後に、運動や食事の重要性など、高齢者の健康維持に関する情報提供を行っているところでもあります。

町といたしましては、歩いて通える身近な場所で開催されるサロン事業の活発化が高齢者の健康の維持、増進、介護予防、そして、高齢者の見守りにつながるものと考えておりますので、今後とも各地区の皆様と協議を重ねながら、積極的に運営支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。所得の低い高齢者世帯に対し、コロナ禍の今冬を元気にお過ごしいただくために、灯油などの経済支援が必要と思うが、考えを示せとのおたただしであります。高齢者は感染による重症化リスクが高いといわれていることから、多くの高齢者が長期にわたって外出や各種活動を自主的に控えておりますので、大きな不安やストレスを感じていらっしゃることを思っています。人と接触しながら、お互い話をしながら、また、これによって安心感が生まれ、精神的にも保てますし、そして、歩くことによっても健康が維持できるものとも思っていますので、そんなことは考えておるところでございます。しかし、多くの高齢者が感じておられる不安や経済的な不安ではなく、新型コロナウイルスへの感染に対する不安であると感じているところでもあります。

今後、コロナ禍の影響で原油の高騰など、低所得者への影響が懸念される場合には、議員おただしのような経済的な支援が必要となるのかなと考えております。現時点では、そういう意味で所得の少ない高齢者世帯に対する経済支援ということについては考えておりませんが、状況の変化によっては、そのようなことも当然視野に入れなければならないのかなと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3点目、コロナ禍で帰省する町民等に対する町の考えを示せとのおたただしであります

が、町ではこれまでも新型コロナウイルス感染症の感染予防対策といたしまして、広報みなみあいづをはじめ、町のお知らせ、ホームページ、さらには防災行政無線による町長メッセージの発信などによりまして、町民の皆様へのお願いや注意喚起を適時行ってまいりました。

人の移動が増加する年末年始に向けての町の対応といたしましては、来週発行の町のお知らせの配布に合わせまして、感染予防対策のチラシを各戸配布し、帰省に当たってご留意いただきたい事項を帰省されるご家族に事前にお伝えいただきたいと考えております。

具体的な内容といたしましては、発熱等の症状がある場合は帰省を控えていただくか、延期していただきたいことや、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と接する際には、室内であってもできるだけマスクを着用し、一定の距離を保つこと、食事の際に感染リスクを下げるために工夫をするなど、感染予防対策を徹底していただくことをお願いしたいと考えております。

コロナ感染症が収束して、これまでの従来の生活ができるようになればいいと思っていますが、見込みのない状況でございます。家族も帰省できて、一家団らんの中で楽しい年末年始を迎えられれば本当に望ましい形にはなると思いますが、感染症感染防止のため、やむを得ないことだと考えております。これ以上蔓延しないためということで、皆さん方にも今申し上げたようなことをご注意いただきまして、ご協力とご理解をお願いしたいと思います。

次に、町道鱒沢線の維持管理について、現在の管理状況と今後の考えを示せとのおたがしであります。鱒沢線の開通当時は、栃木県の湯西川へと通ずる生活道路として多くの方が利用する路線であったと聞いております。その後、国道が整備されたことにより、近年では生活道路としての需要がほとんどない状況となっておったということでもあります。

そういった中で、平成27年の豪雨災害により大規模に被災し、災害復旧事業を実施いたしましたが、被災箇所が多過ぎて補助期間内に全線を復旧することはできませんでした。私も当時戸中地区の地域の方ともお話をさせていただきまして、神社のその辺までは何とか今の最初の段階で復旧工事をしていただきたいというようなお話がありましたものですから、今申し上げた全線を全部災害復旧するには厳しいというような話もさせていただきました。そのような中で、今現在の対応となっているところがございます。残った区間の災害復旧には、長い年月と多額の費用を要すると想定されまして、また、幅員が狭小な上、橋梁やトンネルは経年による劣化が著しく、車両通行上の安全が担保できないため、現状における全線開通はちょっと困難ではないかなと考えているところでもあります。

現在は、集落で利用する区間の路面整生など、修繕を図っておりますが、溪流釣りや紅葉シーズン等、観光面での利用を望む声もあることから、集落や関係団体との協議を行いまして、

現在利用状況に応じた維持管理等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3点目であります。たかつえカントリークラブのイノシシ被害についての令和3年シーズンに向けた対策はとのおただしであります。今シーズンは、これまで経験したことのないほどのイノシシによる被害が確認されております。原因の一つとして、イノシシ個体数の増加が考えられることから、この冬に猟友会のご協力をいただき、イノシシの駆除を検討しているところであります。

ゴルフ場外周のスチールメッシュについては、議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでおります。今後現状を確認し、獣の進入防止を含め、修繕方法を検討してまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 高齢者の対策については、健康をつくっていく、今を維持していくことが、高齢者は中高年から衰えていくので、考え方によっては増進につながるんだろうと。むきむきに鍛えるということではなくて今を維持する。この維持するためにはどのようにしたらいいかと。先ほどゲームだったり、軽スポーツであったり、さすけねえ体操ということがありました。重要だと思います。外出自粛で、または近所に自粛ムードでなかなか行きにくい、こういう社会環境というか、その部分です。そんな中で、外出をしても安心できる。

それは、台湾とかで感染者が非常に少ない、死亡者が少ないというような事例がありましたので、そういうのを見てもみますと、基本的な先ほどの町長の答弁のとおりなんです。3密を控え、マスクをし、手洗い、そういうことが重要だというふうになっております。ですから、今後こういう社会の中で、こういうことを徹底すればかなりの確率で防げますよ、隣近所、交流センター、集会所等々にも積極的に集まりましょう、集まって健康を維持しましょうというようなことというのは、国内の自粛のムードからすると、逆になるのか、それとも、この地域ではいまだ4名の感染者から拡大することはないので、そういうことも重要なことというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに運動は大切なことはもちろんですが、冬になってなかなか運動ができないとか、外に

出ることもできない、隣の家に行くこともできないということがあろうかと思えます。このような雪が降りましたから余計です。そういう中で、大事なもう一つは人との交流だと思うんです。それは、じかに会うことももちろんできればいいんですけども、そうでない場合にしても、電話とかでも家族に声をかけるということも大事なことかなと思うんです。とにかく独りぼっちにしないということ、そして、コロナ鬱という言葉も出てきておりますけれども、そのようなことを防ぐということも精神的な健康を保つ一つの方法だと思うし、気持ちが健康であれば、体も健康になれるということもありますから、そんなことも家族の皆さんにも呼びかけながら、そのようなことをしていきたいなと思えます。

どうしても身内の方とかそういう人がいない場合には、見守りとか、そういう中での対応も必要になってくると思えますし、いろいろな方策を、その状況の中で対応できるようなことも念頭に置きながら、町としての対策を考えていきたい。そして、独りでも元気に過ごしていただくように対応していければと思っています。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 先ほど独りぼっちという話が出ましたけれども、そういう生活になってしまうと、生活習慣病を引き起こしやすくなったり、それが現在ある人も重症化してしまうということが心配されています。高齢者は虚弱や要介護につながる可能性を秘めているというふうに思います。

高齢者宅を私11月に何軒か訪問させていただいて、上がりはしませんでした、玄関先でちょっと状況確認等々してみました。多くの世帯で温風ヒーターを、最低限に近いです、13度とかという設定。和室8畳から10畳用で、私最近調べてみたら、多くのものが12度から13度というのが低熱量、最低熱量、最高であると、約30度ぐらいまで設定があるんですけども、その最低に近いところで。というのは、0.072リットルという燃費なので、1時間当たり72ccしか使わない。それが30度にすると、0.36リットルですから、1時間に360cc、でも、そんなにはする必要はないと。17、8度、この辺で十分な温かさが得られる。そこを計算していくと、1リットル、今1日に0.072でずっと過ごしているとすると、10時間使っても720ccなわけです。そこに1リットル追加できると、一日中17、8度で生活しやすくなる。体操などしていますかと、そのときに聞いてみました。寒くて寒くてということで縮こまっていて、なかなか12、3度の中で体操もできないということなので、さすけねえ体操をするのにもある程度の室温が重要だということで、この質問をさせていただいております。

先ほど、今後経済的支援が直接コロナとは関わりないような支援になるということで、今後

の状況を見ながら経済的支援もという話がありましたけれども、65歳以上の高齢者、経済的支援であれば当然65歳に関わりなく、福祉灯油のときであれば、町民税非課税世帯とかというふうにどこかで線を引くんだろうと思いますが、今年10月ですと、6,186人の高齢者、65歳以上、その中で一般的に町民税非課税世帯というのは何世帯、何人ぐらいあるか分かるでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

高齢者世帯だけの集計はございません。そのほかの通常の現役の世代も含めてなんですが、南会津町では、現在2,200世帯、3,300人ほどが住民税非課税世帯に属しているところであります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 経済的支援であれば、当然65歳以上というふうに線を引けなくなるのかなというふうに思いますが、先ほどの1日1リットルプラスするというような計算でいきますと、現在の灯油単価でいくと、月約3,000円ちょっと、3,000円にならないですね。90円としても2,700円、電気代もありますから約3,000円、3か月で約1万円というような補助ができると、この2,200世帯全てにやったとすると、2,200万円かかってしまうわけですが、この辺を、安心して生活するためには、状況が変わったということでありましたけれども、ぜひとも検討して行って、高齢者の笑顔が見られるような南会津町であってほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでもいろいろな町の対策としてやってまいりましたし、国も10万円ということ、現金ですので、現物支給ならば別ですけれども、そのようなことをいろいろどういうふうなやり方があるかということは検討しなければならないと思いますし、確かに数字的にはそのような状況だとも、それは想像できますけれども、町として、先ほども申し上げましたように、現状がどのように変わっていくのかということ。また、今の現状はもちろん踏まえた中で、そのようなこしも踏まえた中で状況の判断をしていきたいと思っております。

本当にそういう場合に灯油だけでいいのかとか、いろいろ出てくると思うんです。ですから、そんなことも含めて町として対策をとれるものは対策していくと。これだけみんな我慢して生活していらっしゃることは重々承知ですので、そういう中で、町として安心して暮らせる対策といえますか、それは必要になってくると思いますので、いろいろ今経済活動のほうが目さ

れておりますけれども、実はそっちのほうも大事だということは重々承知しておりますので、その辺は今後状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1の3点目に移りますけれども、広報みなみあいづ等々で配布して、各家庭において感染拡大の防止をお願いすると。具体的に発熱しない、マスク等々、先ほど説明ありましたけれども、新橋駅前と東京駅前に簡易のPCR検査所ができたと報道されて、専門学校に通う子供をもつ親御さんが、この金額なら、一番最初に受けたとき2,980円でしたが、予約をしておいて、帰ってくる前に検査を終えて帰っておいでというような話を聞きました。ところが、12月11日時点で、このPCR検査は来年までもう予約がいっぱいで、これからの予約は受け付けませんよというふうになって、がっかりされていました。子供は帰りたい、でも、こんな状況で帰ってきていいのかなと。親も、帰ってきたら、一番最初にうちから出たなんていうことは嫌だぞというようなことを心配されていました。

その検査はもう受けられない、ここで町として、先ほどチラシでということでありましたが、そこに改めてもう一つ、私提案したいのは、衛生的手洗い、これがすごく重要。手に汚れがついたから洗うということではなくて除菌をする。私、会津若松の講演会に実は気をつけながら参加してきました。そのときに、そのホテルでトイレの蛇口が全て使えないようになっていました。トイレの入口も、ここの庁舎みたいにドアがないようなところではなく、ちゃんとドアを開けて入って、中で小のほうと大のほうとドアがあるところでありましたけれども、外にも除菌のスプレーが何個か用意してありました。中にも用意してありました。取っ手に触るのが非常に駄目、スプレーを極端な方は持ち歩いて自分で除菌をして開けるということもありますけれども、そのホテルでは、そういうふうに幾つかの消毒スプレーを、ここの玄関にあるようなものを置いて、中にもというような対策をしていました。そういうことが重要になるのかなというふうに思います。

先ほど大桃議員も話しましたけれども、これから町では感染対策をして、事業を実施するということですから、そのためには、今まで1個置きましたよではなくて、100人だったらきっと5個か10個か準備をすとかしながら、通常の水洗いで蛇口を触るとかということがない、新しい施設なら手を出せば水が出ますけれども、古い施設だとゆべし型の栓があって、非常に細菌が付きやすく落しにくいということがあるので、ぜひともそういう対策をしながら、事業実施にむけるべき。それは各家庭においても、帰ってきたら外にも1つ、中にも1つというふうにしなないといけないんだというふうに思います。そういうところに関してはどう

でしょうか、考えはありますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

考え方は分かりますし、アルコールとかが消毒することが一番いいのではないかと、有効ではないかといわれていることも聞いています。これは各家庭そのものは皆さん方で気をつけていただくしかないですが、あるいは公共的な場所とか、先ほども多くの方が利用する場所、ドライビングスクールの話もありました。タクシーの話もありました。そういうところにはそのような注意喚起をする、そういうことを設置していただくようお願いをすることも大事だと思っております。

特別にまた費用がかかる場合は、町がというか、その関係者とお話をさせていただいて、どういう対応でどのくらいどうなのかということをちょっと調査してみる必要があると思います。ですから、ここでそれを町がやりますとか、そういうことではなくて、その方向性は分かりますが、今の状況調査、そして、その大切さを確認しながらやっていくことが大事だと思いますので、その調査をまずはしてみたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 私これほどこの問題に固執しているのは、日本医師会の会長の中川先生が先日テレビで感染者の中で無症状の方が4割、これはWHOのページを見ても40%です。とすると、その人たちは無症状でいますから、私が感染しているかも分からない。その人が感染させてしまうわけです。以前のインフルエンザとか、SARSとか、MERSとかは発熱して下がり際に、治り際に感染させるとかというのがあったんですけれども、今は全く無症状の人が感染しているかどうか分からない。その人が感染させてしまうということが繰り返されて、経路が分からないというふうな形になっているので、今回不特定多数の人と、家族にしてみれば、自分の息子や娘、兄弟であったりと思いますけれども、その人たちとふれるその家長であったりとかというのは、新年交歓会等には、健康で全く熱もなくてという中に保菌者がいると。

そういうことなので、その人たちが自粛をするというよりも、アルコール、これは衛生的な手洗いというふうに使われています、この衛生的な手洗いをできるだけ簡易にできるように、町としても新年会の会場には、恐らく私よりも上の人たちが大勢、例年の経験ですと、低い人もいますけれども、高齢の人たち、65歳以上は重症化しやすい高齢者といわれますから、とすると、相当な方たち。

そして、県の方はこういう話もありました。新年交歓会には、案内があったので出席しなさい。でも、飲食は慎みなさい。ということは、もうマスクは絶対外すなよというようなことも聞いたので、ぜひ衛生的ケア、これだけはぜひとも検討して進めていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども町のイベントといいますか、そういうのをどうするんだという話もありました。当然感染防止対策をしっかりとやるということが第一前提でありますので、その辺も踏まえた中で、対策をしっかりとやった中で、皆さん方に安心して参加いただけるような対応をしていきたいと思えます。

いろいろ個人的な考え方もありますもんですから、どうしてもそれをやっても参加したくないという方もいらっしゃると思うんですけれども、参加した方全員が100%そう思われるかどうかは分かりませんが、でも、安心して参加いただけるような環境づくりは設定していかなければならないと思っていますので、それは努力していきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、2項目に移りたいと思えます。

関東東北豪雨災害で被災をした桧沢川、館岩川で大きな被害があり、当時のインフラ整備に優先順位をつけてということで、鱒沢の部分は山の神様、先ほど町長、神様とおっしゃいましたその山の神様のところまでは、発言されていたとおり、今年11月から砂利、碎石を入れていただき、地区としては非常に喜んでおります。ただ、この山の神様のところで簡易の通行止めにしてあるわけです。足場パイプを三角に組んだ状態のところ通行止めの表示板が乗っている。ところが、その奥に溪流釣りファンにとっては非常にいいところがいっぱいあって、それをよけて通ってしまうわけです。これは単に鱒沢の話だけでなく、11月30日の和解案件の中にも町道管理の責任ということが生じると思えます。

昨日町長もおっしゃいましたけれども、私も調べてみると、奈良県で県の所有の材木がちょうど通行中の車に倒れ、一億何千万円の賠償をしたと。ここも鱒沢の山の神様までは、入り口から約3.5キロ、ここはほぼ通常に走るには全く問題がないくらい、凸凹もなくなりました。その先には岩崩れの場所があったり、橋がこいつき橋、おいつき橋、内橋というふうな3つ、それは沢からの橋が2つと、鱒沢本流を渡るのが内橋というのが1か所あります。その辺までは漁業組合としてはぜひ通してほしいというような考えなんですけれども、内橋から先に、先

ほど曲沢という橋がありまして、これも沢からの橋で隧道があるんですけれども、35年に隧道の手前の橋ができていますから、きっとその後、その隧道はできたんだろうと思います。その奥から材木を出していた時代が40年ぐらいまでずっと結構な期間続いていた。30年代から40年代まで。鱒沢分校という学校があったぐらい、働く人たちも多くいたというところでもあります。

そこの一番最初の国道から10キロ地点が崩落で車が通行できない状態になっています。そこから先には、私もオートバイで行ったり、オートバイも通れなくなってからは歩いていってということで、ちょっと見てみましたら、路盤が崩落してしまって、全く岩盤が出てしまっているようなところがあるので、修復というのはなかなか難しいなと。お金も相当かかるだろうなと思いました。ただ、10キロ地点までは、車が通れなくなるところに、私何回か行ったうちで2回、ベンツの黒光りのするワンボックスカーと、その手前にはBMW、そういうすごい高級車に乗った方が行っているんです。通行止めをその人たちが片づけたかどうか分かりませんが、片づけてあるから、通常に町道として通っていつている。とすると、そのときに何かあったら、車だけでも相当な和解案件になってしまったりしたら問題だなと思って、こういう質問をさせていただきました。

倒木や落石などの危険がかなりあるので、ここに町道として簡易な通行止めをしておいたから、責任は免れるんでしょうか、この辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

簡易なゲートで入ってしまうというような事情があったということで認識させていただきました。簡易なゲートといいますのは、今回この場所につきましては、地区の利用もあったということで、そういった利用も含めて、簡易なものでやらせていただいたわけですが、その中で事故があれば、当然町の管理責任を問われる部分もあると思います。今後その辺は地区のほうの利用状況を確認させていただきながら、厳正にといいますか、少し厳しい対処をせざるを得ないのかなというふうに考えるところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私も釣りも大好きで、その溪流も大好きなんです。土曜日とか日曜日は山の神様から奥の部分に、20台、15台、20台、毎週のように入っています。そのくらい知っている人たちにとってはすごい魅力的な場所なんだろうというふうに思いますけれども、順次打ち合わせをしてどこまで開通するのか、それとも先の曲沢隧道、距離としては20メートルぐらいでしょうか、入口に亀裂が入り、50センチぐらいの穴も開いていて、高級な外車がそこ

を通っていくわけです。そこを崩れて通れなくなったらどういう話になるのかというようなこともあるので、町としては管理をきちっとする必要があるんだろうというふうに思います。

そして、溪流釣りのファンのためにも、順次どこまで、もう曲沢のトンネルはあきらめるのか、それとも修理が可能で修復して隧道としてこの先も使えるのかどうか、そういう調査をしたのかどうか。結局軽易な修繕が、コンクリート注入とかでできるのであれば、修繕しておくことも私は重要だと思います。というのは、そこを今の事実なら、漁業組合の方は、掘割にしたら簡単だろうみたいな話をされた方もいますけれども、ところが、そこに行くまでに4つの橋、5つの橋全て改良しないと、大型の重機は入りませんので、なかなか難しいというふうに思います。

曲沢の隧道を保存していくのであれば、その奥に10キロ地点には両側に民有林もあるわけです。分有林ももちろん多くありますけれども、民有林もあるんです。その民有林の利活用とかには、地域の人たちはこれから先もしかすると、カラマツ林でありますけれども、昭和40年に植えたのか、30センチくらいになっているものも結構見受けられますが、結構な面積でそこは固定資産税というか、当然納付していらっしゃると思うので、例えばその先は町道ではなくて林道として管理ができないのか。そういうようなことも含めて、生活道路として湯西川に抜けるということは今求められていないんだというふうに思います。

そんな中で町道は山の神様までですよ、その先は共用林組合と戸中地区で国有林を管理、利用させていただいた部分があるんですけれども、そこも今、戸中地区も廃止になりましたし、共用林組合も廃止になりました。ですから、国有林は国有林として森林管理署で管理していくんだろうというふうに思います。

釣り客であったり、本当にその川沿いに広葉樹が多いので、景観的にもすごくいいところなので、写真を撮りに来る方もいらっしゃいますけれども、中長期的な計画を立てていくべきではないかなと。全く廃道にするのではなくて、先ほどございました、例えば山の神様までの3.6キロは町道として管理しますよ、その先は林道として管理できるとか、10キロ地点からは林道にするとかというような検討をぜひしていただきたいというふうに思うんですけれども、そういうことはどうですか、難しいですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

平成23年、それと平成27年、この南会津町全体が林道、国道、町道含めて、もう農地も住宅も大変な被害があって、ようやく激甚災害の指定が今度解除されるということでありまして、

先日最後の館岩川、桧沢川の災害復旧の竣工式を行ったところをごさいますて、その残ったところをあとどうするかということ、まだまだ林道も全体的には一部、そのほかの地区も残っているところも多少あるのかなとも思っています。ですから、そういう中で、林道、それから、これからの優先順位ということも当然念頭に置いた中で、地域の皆さんとお話し合いをさせていただいて、どういうふうにするのかということも、町の考えも含めていろいろ協議させていただければと、最初に答弁申し上げましたように思っています。

正直鱒沢につきましては、当時もう少しずつだけれども、とにかく上まで崩落しているところが多くて、それを一つ一つ解決していかないと、上に行けないというような報告も聞いています。私、申し訳ないですけども、現場には行っていませんけれども、写真は見ました。ですから、そのようなところで、神社のところまではとりあえず地域の皆さんも一番利用するというので、復旧は工事をまず進めさせていただきませうけれども、その先のことはその後の検討ということの中で、当時はおさめさせていただきませうものですから、確かに溪流であったり、あるいは写真家の皆さんが行かれたりする箇所であるとも聞いておりますが、そのようなことも含めまして、ほかの全体的な様子も見ながら、地域の皆さんとお話し合いもさせていただきたいと思ひます。それから、どのようにするかということもまた検討させていただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 私が一番心配するのは、町道としてどこまで管理できるのかということで、町が賠償責任を負うことがないようにと、漁業組合との協議とか、そういうことが必要だろうというふうに思ひますけれども、そういう協議はされてはいますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えいたします。

鱒沢線の通行止めの関係につきましては、地元漁協さんとの協議をさせていただいて、それから、地元の地域住民の方とも協議させていただいてあります。その中で、実際議員おただしのように、3.5キロ付近までは安全に通行ができるということなんですけれども、そこから上の部分については、一番上の10キロ地点から上は完全に行けないということなんです、3.5キロから先の部分については、この道路が昭和34年につくられたというふうなことで、約60年ほど経過してありますので、そういった部分で橋梁、トンネルも含めて、あとそのほかのり面についても、今までの経過も含めてのり面の崩落があったり、落石があったりしているということで、漁協さんと地元住民さんとどこまで行けるのかということも、安全確認を含め

て3.5キロから先については協議の上に、どこまで行けるかというふうな部分で通行止めも含めて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

先ほどの高級車の話もしましたので、今のように協議をして、どこで通行止めであればきちんと通行止めをどのようにするのか、施錠して通れないようにするのか等々も、来年度シーズン前にはきちっとしないと、入ってしまう。入りたいわけですが。でも、その間通行止め等の在り方によっては町にも責任が生じてしまう。それが一番心配なわけですがけれども、ただ、利用する方たち、そして、その資源としての価値、そういうものも検討していただきたいということをお願いして、この質問は終えたいと思ひます。

3項目のゴルフ場の管理対策について、先ほどありましたけれども、老朽化して穴の空いているということで、町でも認識しているということでありましたけれども、スチールメッシュの金網的なものでしたけれども、これが未設置の部分、かなり広いところですがけれども、未設置の部分で動物が侵入する危険性、川ののり面がきちんと整備されているようなところからは入ってこないだろうと思ひますけれども、どのくらいあるか、確認はされていますか。現在のスチールメッシュがどのくらいの距離があつて、外周からすると、これから対策をするためには何メートル、何百メートル必要かということ把握されているかどうか伺いたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

たかつねカントリークラブのゴルフ場の外周のフェンスにつきましては、ゴルフ場のほうに確認したところ、約3,000メートル近くがフェンスを設置しておりますが、議員おただしのように、設置していない箇所もありまして、その部分が河川だったり、道路のガードレールだったり、あとは山の斜面だったりという部分はあると思ひますけれども、そういった部分もあるというふうなことで、全てゴルフ場全体がフェンスで囲まれているということではございませんので、今回イノシシがそういったところから侵入してきたということで考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それで、今答えはなかったもので、恐らく未設置の距離というのは把握されていないだろうというふうに思ひますけれども、私が目視した感じでは、未設置の中でも必要のない部分もあると思ひます。ですから、ここを入れないと入ってしまう、グリー

ンまで掘り返される、グリーンを歩いた足跡は爪の跡で確認していますけれども、あそこが掘られなかったからよかったと思うんですけれども、グリーンを壊されたら千万単位の修復費が必要になってくると思いますので、予防が一番大事なんだろうと思いますので、ぜひとも未設置部分でどのくらいメッシュをやるとしたらできるのか、それも予算との兼ね合いがありますから、少しずつでもやっていって、プレーヤーが安心してできる、そして、健康づくりのために町内でも相当な数の方たちが、健康ゴルフの参加者を見ると、60人から多いときは70人くらい出る方もあります。多いか少ないかは別にして、せつかく町の施設としてきちっと管理して行って楽しんでいただくことも重要だと思いますので、その辺もしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

それから、細かい部分でありますけれども、6番ホール、やらない方は分からないでしょうけれども、地盤沈下がひどくて、グリーンがもうグリーン上ではなくなっているというようなことがありますけれども、その部分は、川側に下を土砂が抜けていく部分は県のほうで対策工事をしていますけれども、なかなかカート道路であったり、グリーンの狭さであったり、今後同じようにパー4として利用していくのはなかなか難しいのかなと思うんですけれども、その辺の計画はありますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

たかつえカントリークラブゴルフ場の6番ホールの地滑り工の対策工事の部分だと思いますが、福島県の山口土木事務所が発注させていただいておりまして、たかつえカントリークラブの指定管理者と町のほうも3者で協議させていただいておりまして、営業にも関わることで、実際地滑り対策としてはボーリング工事、横ボーリングの部分と廃土工ということで、若干グリーンも含めて、フェアウェイを含めて土砂を撤去するという部分がある程度1年以上にわたって工期がかかるということで聞いておりまして、その間営業できないという部分も出てくるものですから、その辺は協議させていただいておりまして、今のところ土木事務所さんのほうの協議の中では、仮設の山側にカート道路をつくりまして、今までは4番ホールというか、パー4でやっていたんですけれども、それをパー3でショートホールに直しまして、ショートホールを終わった後に山側のカート道路から次のホールへ行くということで、そういった形で来年度は対応していきたいということで今のところは進んでおります。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 とすると、白樺6番のグリーンは、グリーンとしてはもう来年度の

オープンから使わないということでもよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

今のところはもう工事が発注されているものですから、降雪の部分も含めて工事に入られると思いますので、基本的には来年春シーズンからショートホールで対応するというふうなことで聞いております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 ゴルフ場で私回って、イノシシ対策のときはプレーしないで、川島議員と一日見て歩いたことがあるんですけども、もう一つだけすごく気になるところは、カラマツコースの7番ホールのカート道路がすごい凸凹なんです。ちょっとスピードを出すと、バッグがはじき上がるくらいでこぼこがひどいんですけども、この原因は、私は支配人としてしゃべって聞きましたけれども、把握されていますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

カラマツ7番ホールのところですね。そちらのほうは町のほうでも把握しております。以前から、木の脇にカート道路があるんですが、原因としては、木の根っこが大分カート道路まで成長して、それに影響を及ぼしているということで、段々になっているということですので、時々ゴルフ場でも木の根っこを少し切ったりしているんですけども、根本的な対策にはなっていないので、こちらのほうについては、根本的な対策を今後、伐採とかそういったことも検討していかなければならないのかというふうなことで考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 今支所長が答えたとおり、メタセコイヤなんです。町道沿いに生えていて、そこから10メートル以上、もうちょっと近いところもありますけれども、カート道路を押し上げてしまっている。当然根切りをしてカート道路を整備するとかということが必要なかもしれませんが、私はメタセコイヤそのものがすごく掃除もしにくいんです、あの木の葉というのは中国原産の針葉樹になるのでしょうか。当然館岩にそんな自然林があるはずはないので、きっとゴルフ場をつくる時の設計者がここに紅葉の美しいメタセコイヤ、これが成長が早いしいんではないかというようなことで使ったのかもしれませんが、1年に1メートルか1.5メートル状況のいいところでは伸びると。荒海中学校のところがありました、今年、教育委員会で伐採した、相当なお金がかかったと思いますけれども、こんな大木に

なっていました。それは南会津町のゴルフ場としてはふさわしくない木なのではないかなど。周りに広葉樹がいっぱいありながら、何で飛ばすにもなかなか飛びにくい、ちくちくするメタセコイヤの葉はご存じだと思いますけれども、あの木はゴルフ場に悪影響しかないんだろうというふうに思うので、ぜひ伐採を含め検討していただければ、カート道の整備、修繕というのはその後はなくなるんだというふうに思いますが、維持管理の面で長期的に見れば、そういう対策をすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津正人館岩総合支所長 お答えします。

カラマツ7番のカート道路の脇のメタセコイヤの木については、数えてはいないんですけれども、約100本近くあるというふうなことで、本数の間隔が物すごく狭い上で、大分成長されているというふうなことで、伐採をするにしても相当な経費もかかるということですので、今後指定管理者も含めて、町の財政的な部分も含めて、計画的な伐採計画等協議していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 ゴルフ場全体ではなくてカラマツ7番だけで100本以上あるんですか。カラマツ7番のカート道が非常に走りにくくなっているのは僅か数十メートルです。その間ではなくて、外周全体とか、100本以上というのはちょっと、私の見た感じでは、そこ全部を切るのではなくて、カート道が著しく短期間で損傷してしまう、その影響のある木、それは伐採を早急にやるべき木なんだろうと。カート道の補修工事が大変なわけでありますからということで申し上げましたので、100本は全体どのくらいまでか分かりませんが、ぜひともカート道の修復、これは何年にやったのにまたすぐやらなくてはいけなかったということは分かると思っておりますから、私たち走ってみて思うのは、100メートルあるかどうか、統一すると1メートル間隔で植えれば100本になるのかもしれませんが、結構でかくもうなっていますから、そんな間隔ではないと思っておりますので、ぜひしっかりと調査をして対策をしていただきたいと思っております、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で15番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩にします。

なお、再開時刻は午後1時としますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議席番号1番、五十嵐芳道です。通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は、大きく2つあります。

まず1つ目、やまびこオンライン診療事業などの実施状況は。無料で365日、24時間、専門医にオンライン医療相談ができるステイホームドクター事業と家にいながら直接電話で医師の診療を受け、配送料無料で薬が自宅に届く、やまびこオンライン診療事業は、コロナウイルス感染症対策事業の一環として、本年7月より実施されています。事業の開始から約半年が過ぎようとしていますので、その現状などを質問いたします。

1、両事業の利用者数や利用回数などの利用の状況は。

2、利用者の意見を収集するなど、事業の検証を行ったか。

3、両事業とも今年度のコロナ対策の臨時交付金で実施されているが、来年度以降の実施予定は。

2つ目になります。消防団の組織充実と地域防災について。人口の減少で地域に消防団員の成り手がおらず、消防団組織の再編が進められ、1つの部の守備範囲が広くなり、消防団だけでは地域の安全を守ることが難しくなっています。また、今後その傾向はますます進むと考えます。消防団活動は非常に重要ですが、消防団に頼るだけではなく、住民一人一人の防災意識を高め、自分の命は自分で守り、地域住民が共に連携し地域の安全を守ることが大切と考えます。

1、住民に自主防災と地域防災の意識をより高めてもらうために、行政としてできることは。

2、消防団員確保のための方策は。

3、消防団が活動しやすい環境づくりの方策は。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えいたします。

初めに、やまびこライン診療事業などの実施状況はに関する1点目であります。

両事業の利用者数や利用回数など、利用の状況はとのおただしであります。まず、ステイホームドクター事業につきましては、令和2年12月8日現在、利用登録者数が81名、相談利用件数が70件となっております。

次に、やまびこライン診療事業についてですが、令和2年12月8日現在で、医療機関におけるオンライン診療の利用件数が34件、薬局におけるオンライン服薬指導及び薬の配達につきましては、これまでのところ利用はございませんでした。

次に、2点目であります。利用者の意見を収集など、事業の検証は行ったかとおただしあります。まず、ステイホームドクター事業につきましては、実際に相談利用された方の中から、迅速な回答で助かった、分かりやすかったと、そのような感想をいただいております。また、相談利用の傾向を見ますと、年代別では、20代から50代の方からの相談が多くなっておりまして、相談科目別では、小児科の相談が最も多くなっております。このことから、特に働く世代や子育て世代の方を中心に利用いただいているものと分析しております。

次に、やまびこライン診療事業についてですが、医療機関における利用件数は上がっているものの、薬局や薬の配達における利用がないことから、現在その要因等を含めまして検証しているところであります。

いずれの事業につきましても、町民の皆様にご利用の利便性について分かりやすく説明いたしまして、より多くの皆様にご利用いただけますよう、今後も周知活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、両事業とも今年度のコロナ対策臨時交付金で実施されているが、来年度以降実施の予定はとのおただしあります。両事業とも新型コロナウイルス感染の拡大する中、医療機関などでの方が一感染を避けることを目的に計画された事業でありまして、医療機関を受診する町民の皆様だけでなく、医療機関や薬局に従事する方々の感染への不安を少しでも軽減したいと考え、実施している事業でもあります。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しを立てることは難しい状況でありますので、今後もウイルスと向き合いながら生活を続けていくウィズコロナの時代が続くことを前提としまして、これらの事業のような自宅にいながらでも必要な医療サービスが受けられる体制を整備することは、今後さらに強く求められていくのかなと考えております。

このようなことから、町といたしましては、町民の皆様への事業の浸透状況や事業の継続性も考慮しながら、まずは令和4年度までの3年間で体制を整備いたしまして、3年目の令和4年度に事業の総括的な検証を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、消防団の組織充実と地域防災についての1点目、住民に自主防災と地域防災の意識をより高めてもらうために、行政としてできることはとのおただしであります。毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生し、住民の生命、財産が脅かされている中、本町においても、平成23年の新潟福島豪雨災害、平成27年の関東東北豪雨災害、そして、昨年令和元年東日本台風などにより、道路や河川などに大きな被害を受けました。その一方で、これらの災害を経験した住民の皆さんの防災意識はかなり高まっているものと感じております。

改めて申すまでもなく、地域の防災力を高めるためには、地域住民一人一人が自分自身の身の安全を守る自助、地域や周囲の人たちが協力して助け合う共助、そして、町や消防、警察といった公的機関による救助・援助の公助、この3つの連携が不可欠であると思っています。

町といたしましては、この自助、共助の意識を高めるため、広報みなみあいづによる災害時にとるべき避難行動の周知やお住いの地域の危険箇所を示したハザードマップを更新いたしまして、全戸に配布いたしました。また、各地区に助成している集落応援交付金事業についても、特別事業メニューに自主防災の項目を設け、地域における防災意識の高揚に取り組んでいただいているところであります。

今後もこれらの取組を継続していくとともに、地区ごとに災害時における避難行動の在り方などをまとめた地区防災計画を策定いただけるよう、地区に出向き、防災出前講座を実施するなどのサポートを行い、町と地区と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

このコロナ禍の中での避難、どうするんだというようなことも非常に大きな課題でございますが、避難行動で非常にリスクが伴う行動を避難される人も、ガイドする人もこれらに対して対応しなければならないと思っています。お互いの自覚、認識をしていただくことも大変重要だと思っています。

また、町の防災対策としても、1か所に集中避難をするということも避けなければなりません。2階への垂直避難であったり、また、近所の安全な場所へ避難するとか、車で避難するとか、いろいろな状況によって判断することも必要だと、これまでも皆さん方に説明をさせていただきました。折にふれ住民の皆様にも町からも周知し、理解、協力をいただくことが災害に対する意識の高揚につながるものと考えておりますので、しっかりと住民の皆さん方にも理解して

いただくように努めてまいりたいと思います。

次に、2点目であります消防団員確保のための方策はとのおただしであります。消防団は地域防災において要とも言うべき存在であると認識しておりますが、全国的に消防団員数は年々減少しております。本町消防団の団員数も同様に減少傾向にあります。本町の人口も減少傾向にあり、消防団員を担うべき年代の人口もまた減少している中、どのように消防団員を確保していくのかという問題は、本町のみならず全国的な問題であると考えております。

これまで町といたしましても、消防団員の確保については、平日日中の地域における火災に対応するため、消防団OBを中心とした機能別団員、先遣隊を発足させ、地域防災力の維持に努めてまいりました。今後の団員確保につきましては、働き盛りの年代が消防団を担うという従来の考えはもちろん、世代や性差を超えた柔軟な発想で取り組まなければならないと感じております。

例えば、全国的にも広がっておりますが、女性消防団員制度を導入し、火災予防の啓発活動などを担っていただくことも現在消防団において検討課題とし、団長をはじめ消防団幹部の方々に、消防団員の確保に関する福島県主催の研修会等にも参加し、見識を深めていくところであると聞き及んでいます。

町といたしましても、消防団と連携を深め、固定観念にとらわれない柔軟な発想で消防団員の確保について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。消防団が活動しやすい環境づくりの方策はとのおただしであります。消防団は、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下、昼夜を問わず、地域住民の生命、財産を守るため、活動していただいております。近年では火災のみならず、遭難捜索であったり、自然災害に対する出動も増えております。議員おただしのように、私たちの地域を守る消防団に対し、町全体で活動しやすい環境をつくり上げていく必要があると思っております。

まず、消防団が地域にとって親しみのある、頼りになる、そして誇りとなる存在だということを地域の皆さんに認識してもらうことが必要だと思っております。そのためにも、消防団の知名度、イメージアップに努めていくことが必要であると考えております。広報みなみあいづによる消防団活動の紹介をはじめ、もっと消防団を地域の皆さんに知ってもらうための取組を進めてまいります。

さらに、団員の多くがサラリーマンである現状もあることから、企業の消防団に対する理解

促進も必要であり、企業に対する消防団協力事業所制度の導入促進や協力事業所に対する優遇措置の導入なども検討してまいります。また、消防団に対しても、団員となることで何らかの優遇措置やメリットを与えられないかとも考えております。

いずれにしましても、消防団が活動しやすい環境づくりのためには、町だけでなく、消防団や地域、団員の家族や団員を雇用する企業など、南会津町全体の理解と協力が必要と感じております。今後も関係する皆さん方と話し合いをし、一緒になって課題解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 それでは、再質問をさせていただきます。

オンラインの2つの事業でございますが、当初予定の利用者数というのは、想定された利用者数というのはありましたでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、やまびこライン診療事業でございますけれども、特に数字としては公表はしておりませんでしたけれども、課内で検討したところ、10名から20名程度の利用を各医療機関、そして、薬局のほうで、あるのではないかとということで考えておりました。

そして、ステイホームドクター事業でございますが、町内の大体500人ぐらいの方からの登録があるのではないかとということで、予算取りをさせていただいております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ステイホームのほうは各10名から20名というのは、医療機関1つが10名とか20名ということでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

ご承知のとおりで、医療機関、薬局それぞれ10名から20名程度というふうに考えておりました。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 そうしますと、全体では何名の予定だったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

町内の医療機関が9か所ございますので、それに最大で20を掛けた180名、そして、薬局のほうは6か所ございますので、掛ける20で、最大で120名といったことで考えておりました。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 そうしますと、ステイホームでは薬局が利用なしということで、医療機関のほうは180名ぐらいの予定のところは34名ということでよろしいでしょうか。それで、ステイホームドクターは500名予定が81名の登録で70件、利用者がなかなか伸びなかったという理由は検討されましたでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

この2つの事業、両方でございますけれども、6月議会で補正予算として可決していただきまして、予算をつけていただきました。そして、7月からの実施というところでございます、現在までのところ、5か月と少し経過したことでございまして、まだ中間段階であるという認識でもございます。今までのところ、医療機関からのご意見については、まだ直接私の耳には入ってきておりませんが、年度末までには意見を集約して、医療機関、そして薬局のほうからのご意見をまとめていきたい。そして、次年度の事業に向けていきたいというふうを考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 薬局とか医療機関のほうの意見も収集しながら次年度、令和2年、3年、4年度、3年度事業ということでよろしかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

健康福祉課としましては、3年をめどに行っていきたいというふう考えております。これもある程度の体制整備にも時間もかかりますし、周知、そして、そういった浸透にもお時間がかかるのではないかとということで、一応3年間を考えて行っております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 先日南会津町のタイトルで、福祉課のほうからもらった保健事業計画書というのがあるんですけれども、令和5年度には高齢化率が43%と、22年度には5割以上になってしまうということで、それからあと、これを見ますと、要支援の方が26%で、要支援の方が医療機関に行く場合には、人に乗せてもらっていくことが多いということで、なかなか

医療機関に行くことができないという人が多くなることが予想されるんですが、これはやまびこオンライン事業の健康増進係からもらった資料なんですけれども、この中に、過疎中間山間地域の新しい診療スタイルの提案という形でなっているんです。今は医療だけなんですけれども、高齢化の問題とか、公共交通が少なくなっていく問題とか、含めてなっているんですけれども、この辺を含めて町としての考えというか、あとタクシー、今回薬局の利用がなかったので、タクシーの利用もゼロだったんですけれども、タクシーの存続の問題とかもあります、その辺、町としては含めて考えていただきたいと思いますが、令和5年度からその辺を考えてやっていただけるかということを知りたいんですが。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

今ほど議員からおたदाしありましたように、やまびこライン診療事業につきましては、単純に感染対策という目的だけではなくて、高齢者対策といったところも考えながら実施してきたわけでございます。本町のように、高齢化率が高くて、さらに公共交通機関が乏しい地域におきましては、高齢者の方も月に1回の診療というのもなかなか大変な一苦勞になっているというふうな理解もでございます。そういったところで、将来的にはこのオンライン診療が感染防止対策だけではなくて、過疎地域における高齢者の一つの医療受信の形になっていければというふうに思っております。

こちらについては、私ども町だけではできないものではございません。まずは医療機関の先生方のご協力、もしくは先生方それぞれの事業に結果的にはなっていますが、この事業につきましては、今回町としまして、スタートアップのための支援という形で行わせていただいておりますので、3年後につきましては、医療機関の先生方の独自の事業ということで、そういったオンライン事業といいますか、オンライン診療をお続けいただきたいということを今後もご協議していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 ぜひ医療機関の方とも協議いただきまして、良い制度になるようにしていただきたいと思いますが、ちょっと気になることが、今現状だと、オンラインと言ったり、ラインと言ったりしているんですけれども、電話対応で高齢者と話す、診療するというところになっているんですが、なかなか高齢者本人が思ったことを電話でお医者さんと話すということがなかなか難しいかなと、ちょっと考えるんですが、その辺意見はなかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

高齢者の方ですと、例えば耳が遠い方もいらっしゃるって、先生がおっしゃっていることが聞き取れないということも現実的にあるのかもしれませんが。また、難しい言葉を並べられると、理解ができないといったことも考えられると思います。そういったことも想定しますので、医療機関の先生方にはそういったところも配慮していただいて、ゆっくりやさしくお話しいただいて、コミュニケーションをしっかりとれるようなオンライン診療にしていきたいということをお願いしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 もう一つ聞きたかったのは、薬の投薬がなかったというのは、ちょっと考えたんですが、薬をもらうために電話をしたりするのかなと思ったんですが、そうではなくて、薬はもらわないこともあるというか、もらわないのが全てだったんですよね。その辺はどういう場合にももらわないとか、もらうとか、あとは、後から受け取りに行くとかということなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まだ全ての事例について検証しているものではございませんので、詳しくはこれからになりますけれども、今考えていることは、実は町内の医療機関のお医者さんは、院内処方を行っているところも多くあります。診療プラスお薬を直接窓口からお出しするところもありますと、例えば、このオンライン診療をして、薬を出すわけなんですけれども、それについては、後ほど家族が取りに行き、お金も併せて払うと、そういった使い方がされているというふうには理解はしておりますので、今後オンライン診療、そして薬局の服薬指導、そして、タクシーもしくは宅配業者によるお家までの届ける作業、この一連のサイクルをしっかりと、全てこれでいかなければいけないということはないと思うんですが、一応こういった形をとりましたので、一つこういった流れを提案して、ご利用しやすい形にしていきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 電話で診察を受けて、家族の人が薬を取りに行く形もあるということですね。これから高齢者は免許返納になったりするということもある、それを勧めている部分もあるので、使いやすい仕組みというか、事業にして、令和5年度からも続けていっていただきたいと思っております。

次に、消防なんですけど、町長答弁のほうから、女性団員も検討というか、話が出たんですけど、

町として女性団員を検討されているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

女性団員の可能性といいますか、そういうことに関しましては、消防団活動に対しまして、当然興味、関心を持っている町内の女性は少なからずいると認識をしているところです。今後町消防団と連携をしまして、どのような方たちに消防活動を担っていただくか、どういう組織の位置づけにするかというものを今まで何度か検討はしていたんですが、なかなか具体化しなかったという部分がありますが、今後も含めて協議検討をきちんとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 検討していくということで、女性団員を検討するに当たって、女性は一般的に非力であるとか、過去にはポンプが重いとか、ホースが重いとか、反動が強いと。その辺、機械器具の更新をされていると思うんですが、例えば、可搬ポンプのセル化はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

ただいま所有しております各部の配備している小型動力ポンプは、全てセルモーター付となっております。100%です。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 あと、小型動力ポンプには、今現在積載車が全てではないかもしれないですけども、装備されていると思うんですが、積載車は自分で持ち上げるタイプとパワーリフトがついているタイプがあると思うんです。パワーリフトはどのぐらい入っているか、分かりますでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

各部に配備している小型動力ポンプ付積載車は、町内に33台ございます。そのうち小型動力ポンプの上げ下ろしのための電動の自動リフトが搭載されている車両は14台でございます。リフトカー率にしますと42.4%というところとなっております。今後につきましても、女性ですとか、高齢の方も取り扱う場合も多々あるかと思っておりますので、団員の身体的負担を改善するために、消防車両の更新に当たっては、自動リフト搭載を標準化するような仕様書にきちんと対応

して考えてまいりますので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 順次更新のときにはパワーリフト、肉体的負担を軽減するというところで、それも女性団員を募集するに当たってはセールスポイントになると思いますので、そこら辺をセールスポイントに進めていただきたいと思います。

あとOBの先遣隊の話が出たんですが、先遣隊の活動状況というのはどんなふうに把握されていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

先遣隊につきましては、近年消防団員のサラリーマン化が進みまして、日中各集落で火災が発生しても、活動できる団員がいないという課題がございます。この課題を解決するために、平成22年4月より、機能別団員制度を導入しまして、名称を南会津町消防団先遣隊としまして、地域に居住する消防団経験者に入団していただきまして、居住する地区内の火災における初期消火活動ですとか、後方支援活動を行っていただいております。

この議場におられます星光久議員、湯田哲議員におきましては、先遣隊として活躍いただいております。さらに、五十嵐芳道議員におきましては、現職団員ということで、活躍をいただいておりますことに対しても、敬意を表したいと思います。

こうした令和2年12月現在では、85名の方が先遣隊として活躍をしております。先遣隊の活動につきましては、先ほど申し上げました地区内の火災における初期消火活動以外にも、地区の自主防災組織への協力などに従事していただいております。消防団員同様、重要な役割を担っていただいているところです。また、訓練につきましても、消防団の非常招集訓練への参加ですとか、各部内での基本訓練へ参加していただいております。

先遣隊のこれからにつきましては、議員おただしのように、組織の再編などによりまして、各部において管轄する地域が広がります。消防団への負担も危惧されることから、ますます先遣隊の役割も大きくなるものと思っております。現在先遣隊が活動する範囲は、所属する部の集落内に限定されているところなんですけど、今後は各分団内に活動範囲を広げるなどの対応も必要ではないかなというふうには感じておりますので、消防団との協議検討をしてみたいと考えております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 先遣隊についてなんですが、団員は保険に入っていると思うんです

が、先遣隊については、活動の補償というのはどうなるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

先遣隊の方も公務災害用の共済の掛金は対象となっておりますので、支払いをしております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 そうであれば、もう遠慮しなくていいんですけども、先遣隊の方にも責任を持って活動していただいて、それを各部に伝えていただくと、各部の人も、先遣隊の人に頼んでいいんだなというふうに思ってもらえると思うので、その辺を伝えていただければと思います。

さっき企業に協力をいただく場合に、メリットがあるような制度というのがあるという話だったんですが、それは具体的なものはどういう形なんですか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

まず、会社などへの協力依頼という部分としましては、毎年県の消防保安課と連携を図りまして、消防団員の確保に係る事業所への協力要請を町内から幾つか選定しまして、団長も一緒に事業所に対して行っているところです。その際に、従業員の方の消防団への入団の呼びかけですとか御礼、消防活動への従事の際の理解、協力などを要請しているところです。

また、事業者へのメリットとしましては、町長答弁にもありましたが、国では消防団の協力事業所表示制度の導入を推進しております。この制度は事業所の従業員が消防団に入団しやすい環境づくりなどの協力を得ることができた場合に、事業所に対しまして、表示証を交付しまして、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することによりまして、協力事業所の信頼性の向上につながることを目的とする制度でございます。今のところは南会津町では具体的には行ってはいないんですが、先ほど言いましたように、事業所の訪問ですとか、そういった際には協力をいただいているということで、そういう部分での意識は高められているところです。

さらに、ほかの自治体ですとか、県におきましては、協力事業所に対しまして、公共事業の入札参加資格の加点ですとか、総合評価落札方式の加点などの支援を行っておりますので、消防団員の証明ということで、住民生活課の窓口に来た事業所が来て、お願いしますということで、それも毎年そういう入札参加の関連で幾つか事業所が訪れているということも実績となっております。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 企業協力については了解しました。

最近若い団員が入ってくると、オートマチック限定だとかということで、夜警で運転できないというような話とか、うちの団でもそうなんですけれども、一応コンビでというのあって、自分が運転ばかりするんですけれども、あと、2トン車が運転できない。2017年に普通車は2トン未満になってしまって、ポンプ車は2トンなので運転できないということがいわれています。これに対しての対策というか、限定解除に対して補助を出すとかということは方策としてあるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 答えいたします。

新入団員が自動車免許がオートマチック限定ですとか、普通免許でポンプ車が運転できない場合の対応についてというご質問かと思いますが、新入団員の方が所持する自動車運転免許がオートマ限定であったり、平成29年3月12日以降に取得した普通免許の場合は、所属する各部の消防車両によっては運転できない場合があることは認識しております。

例えば、先ほどの普通免許の場合、車両総重量が3.5トン以上の自動車は運転できないこととなっております。本町におきましては、3.5トン以上の消防車両は、消防ポンプ自動車が該当する、ポンプ車というものが全て該当してしまうということとなっております。その件を受けまして、現在国のほうでは、普通免許を所有する消防団員が車両総重量3.5トン以上を運転できる準中型自動車免許を取得しやすくなるような事業を検討しているということで聞いております。具体的にはどういう対策というのはないんですが、町としましても、そのような国の動向を注視しまして、対応を検討してまいりたいと思います。

各部、部長におきましては、そういう免許制度の制限で規制があるんだよということは、会議のときに、本部員、部長会議、ありますので、過去にもその都度法改正だったり、そういう免許の改正があった場合には、それぞれ注意喚起ということで周知をしておるところです。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 先ほどの医療の話も、今回の消防の話もそうなんですけれども、人口減少と高齢化がますます進む中で、各個の負担が大きくなって、活動もなかなか厳しくなるという中で、自治体の協力と個々の個人個人の意識を高めていくということが重要かと考えます。

これで質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議席番号4番、湯田芳博であります。

我が国、そして我が県では、いまだコロナウイルス感染のただ中にあります。当町においては感染拡大は免れているものの、これまで当たり前だった暮らしの習慣を見直し、新たな生活スタイルが求められております。住民自治の代表格であります議会議員は、確かな情報に基づく適切な分析を行うとともに、安心の実態を導き出すため、これまで以上の真摯な政務活動に努め、しっかりと将来予測を合議して、住民生活に安寧という責任を果たすべきものと、そういう思いを持って今日はこれから一般質問をさせていただきます。

初めに、コロナ渦中にある町の新たな産業政策についてであります。1つ目として、農業振興と生産者の所得向上政策をお示しいたきたい。

2つ目、継続的かつ連結的に雇用機会をつくり出す林業政策を具体的に示していただきたい。

3つ目、商業活動の新たな展開性と就業の安定策をお示しいたきたい。

次に、第三セクターと主張する株式会社みなみあいづの統合と経営の実態についてであります。

その1つ目として、旧会津高原リゾート株式会社の買収に関する評価の中で、土地、建物等の各資産価格が有する説得力に係る判断が示された。その内容の収益価格は、試算過程においてマイナスと記述されております。しかしながら、結果として4億894万円の取得となったことに対する経営的戦略としての答弁は、基本方針5つと経営ビジョン3つを持っているといたしまして、南会津を発展させる企業活動をする、また、農林産業の生産者、加工者、消費者を結びつけた新たな地域資源を開拓する、そして、施設間の相互理解と人材育成を図るとあるが、それぞれの取組について、具体的な行動計画をお示しいたきたい。

2つ目です。資本提供者が町だけという第三セクターが複層的で戦略的な効果を発揮する機会を持ち得ると判断されておりますが、競争原理における対処法を示しながら、その判断の内容を説明いただきたい。

3つ目、株式会社マックアースリゾート福島が、指定管理者を解除した後に、町が拠出した会津高原南郷スキー場への補助金の使用実績を会計項目ごとにお示しいただきたい。

次に、さゆり荘建築工事に関する基本構想から実施計画までの経緯と設計根拠についてであります。

その1つ目、令和元年度さゆり荘建設事業パブリック棟建設主体工事及び令和2年度さゆり荘建設事業宿泊棟建築主体工事に関する設計から工事監理に至るまでの答弁内容に、設計図書は町で作成した基本構想及び基本設計を基に実施設計を行うとありました。そこで改めてお伺いをいたしますが、この基本構想を決定する手順と構想の具体的な内容をお示しいただきたい。

2つ目、基本設計段階ではどのような精査が行われて実施設計が作成されていくのかをお示しいただきたい。

3つ目です。福島県建築設計協同組合に委託するという答弁がございましたが、どの段階で委託契約をするのかをお示しいただきたい。

4つ目です。令和2年9月議会定例会の当該関連質問に対し、町長は、私は詳しいところまでは分かりませんが、県単価、国の単価は南会津町の単価よりも高いと思いますよ、その中でやれないということだったら、県や国の工事はできないと思うんですよとの答弁がありました。その根拠をお示しいただきたいと思います。

これらの質問は、いずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問を申し上げましたが、与えられた時間内において再度質問をさせていただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ渦中にある町の新たな産業政策の1点目であります。

農業振興と生産者の所得向上政策についてのおたただしですが、まず、本町の農業振興であります。水稲を基幹作物として、山間高冷の立地条件を生かし、既に産地化されている南郷トマト、アスパラガス、カスミソウ、リンドウ、スターチス、カラーの園芸6品目を重点振興作物といたしまして、JAや関係団体と連携しながら産地の維持拡大を図っているところであります。

生産者の所得向上政策の基本的な考え方としましては、販売価格の向上、生産量の増大、コストの縮減を3つの柱と考えております。

まず1つ目、販売価格の向上であります。高品質の農産物や付加価値をつけた農産加工品

を生産し、市場や消費者のニーズに応える信頼される産地を形成し、ブランド化を図ることにより販売価格の向上につながるものと考えております。

南郷トマトは、生産者の優れた栽培技術を基礎といたしまして、地域団体商標や地理的表示 G I、G A P 団体認証の取得など、生産者の皆様のご努力により産地としての信頼を勝ち取り、ブランド化に成功しております。これからもブランド化、高付加価値化などに対する生産者の取組について、関係機関と連携しながら支援してまいりたいと思います。

2つ目の生産量の増加につきましては、産地として農産物の安定供給のため、栽培面積の拡大、単収の増加に向けた施策が必要と考えております。このため、町では農業等振興事業補助金として、重点振興作物の優良種苗の購入補助や栽培面積拡大に係るハウスの導入費用の補助などを行っております。

一方、近年は高齢化による離農者の増加や担い手不足により栽培面積がなかなか増えず、また、鳥獣被害による農産物の収量の減少や生産意欲の減退を招いていることから、これらの対策の強化をしてまいりたいと考えております。

3つ目のコスト縮減についてであります。特に土地利用型作物である水稻やソバについては、販売価格が低迷しており、所得向上のためにはコスト削減が必要であり、大型機械や大型設備の導入を国や県の制度を活用しながら実施しているところであります。また、今後生産基盤の整備と併せた担い手への農地の集積、集約化を推進し、新たな法人設立やライスセンター建設についても検討してまいりたいと思っております。

コロナ禍におきましては、本年度の重点振興作物6品目への影響は限定的でありましたが、米やソバへの影響は出てきておりました。今後もこのような状況が続けば、消費者の新たな生活様式へ行動変容に伴い、農産物の消費動向にも変化が生じることが予想されます。市場の価格変動の影響が少なく、生産者と消費者を直接結びつける新たな販路の開拓や販売方法の構築などの検討も進め、市場や消費者の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。継続的かつ連結的に雇用機会をつくり出す林業政策を具体的に示せとのおたただしであります。現在の取組としては、林業事業体の合同企業説明会への参加促進やホームページを活用した町内林業事業体の情報提供と併せ、就業を希望される方への就労体験などを実施しているところであります。

継続的な林業従事者の獲得には、安定した事業展開により雇用機会をつくり出していくことはもちろんであります。労働環境の整備や林業事業体の人材育成への支援も欠かせない要素であると考えます。さらに、安定した事業展開には、安定した事業量の確保が必要であるとも

考えます。事業量の確保のために、事業地の確保、効率化や生産性の向上による素材生産量の増加、川中の木材加工業者や川下の木製品製造業者と連携した商品開発等による需要拡大が雇用の原動力になり得るものと考えます。

このため、森林経営管理制度や森林所有者への働きかけによる事業地確保への支援、効率化や生産力向上につながる設備投資等に対する支援に加え、人材育成や労働安全向上に対する支援も行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、商業活動の新たな展開性と就業の安定策を示せとのおたただしではありますが、町内の商業活動は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出の自粛や、住民の意識的な行動の変化により、多くの業種において現在もお売上げ減少等の影響が続いております。

その要因といたしましては、外貨をもたらす流入人口の減少が大きく影響しており、観光産業に依存する本町の経済構造の脆弱さが浮き彫りになりました。

なお、コロナ禍においては住民の意識や行動、価値観といった社会構造に大きな変化をもたらし、多くの人を呼び込もうとする従来型の観光産業は規模が縮小傾向にある一方、オンラインサービスや不可価値の高い商品、サービスを提供する産業分野への需要は増加傾向にあります。

このようなことから、今後の商業活動においては、町内における内需を拡大させるとともに、価格競争に左右されない魅力ある商品づくりや満足度の高いサービスの提供、オンライン等での販売戦略に注力しながら、より広がりのある強固な経済構造への転換、そして、将来を見据えた新たな事業創出へ挑戦できるような支援体制を構築していくことが就業の安定策につながるものと認識しております。

町といたしましては、今後も起こり得る経済危機や新たな感染症の発生といった事象の変化等に柔軟に対応できる適応力を育成していくためにも、今回講じた緊急経済対策の効果検証等を進めるとともに、関係機関や事業者等と意見交換をしながら新たな施策立案につなげてまいりたいと考えております。

次に、株式会社みなみあいづの統合と経営実態に関する1点目、経営的戦略の南会津を発展させる企業活動をする、農林産業の生産者、加工者、消費者を結びつけ、新たな地域資源を開拓する、施設間の相互理解と人材育成を図る、それぞれの取組について、具体的行動計画についておただしがありますが、まず、南会津を発展させる企業活動をするでは、交流人口の拡大を主軸とし、南会津農村生活体験推進協議会の事務局として、また、おいでよ南会津教育旅行推進事業の窓口として、受入れ態勢の整備やセールスキャラバン等の営業活動による体験型教

育旅行を推進していくこととしているほか、合宿受入れなど、団体客をターゲットとして、地域資源を活用した旅行商品を企画し、販売してまいります。

また、南郷特養ホームの給食部門などの介護施設や赤岩荘などの保養施設などの管理運営にも取り組むなど、町の福祉事業の向上にも寄与してまいります。

次に、農林産業の生産者、加工者、消費者を結びつけ、新たな地域資源を開拓するでは、道の駅などの商業施設においては、地場産品はもとより会社独自で企画、作成した商品を販売することや、株式会社みなみあいづが管理運営する宿泊施設において、地元で生産された食材を優先的に使用することとしております。

具体的には、地酒をPRするために地元4酒造のオリジナル前かけを作成、販売していることや、南会津町産アスパラガスやトマトのPRのため、トマトドレッシングやトマトと赤ワインで煮込んだおいしいキーマカレー、アスパラスティックかりんとう等の商品化を行い、会社独自のアイデアを具現化しているところであります。

最後に、施設間の相互理解と人材育成を図るでは、社員研修を制度化し、計画的な社員教育に取り組んでいきます。特に施設間の社員の相互理解と人材育成を図るため、定期的な人事異動はもとより、実務研修を通して社員のマルチタスク化を進めてまいります。

これにより、社員に行動や思考の柔軟性が生まれ、想定外の事態にも適切に対応できる人材と、新たな企画提案が積極的に生み出される社内環境により、未来につながる企業を目指すこととしております。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響は、株式会社みなみあいづにとっても大きなダメージではありますが、町民から信頼され、社員が楽しく働く環境づくりにより、安定的な会社経営のため、町といたしましても、必要な支援を行ってまいります。

次に2点目であります。資本提供者が町だけという第三セクターが複層的、戦略的な効果を発揮する機会を持ち得ると判断された競争原理における対処法についてのおただしであります。第2回定例会の4番議員の一般質問にも答弁させていただいておりますが、株式会社みなみあいづは、観光だけでなく福祉や教育など、総合的に地域を担う会社として経営を進めることとしております。

町が出資者となる第三セクターが複数の町有施設を一体的に管理運営する具体的な相乗効果としては、冬期間のスキー場やグリーンシーズンのゴルフ場などに対する柔軟な人事配置により、従業員の通年雇用が可能となること及びオールシーズンを通して施設の活用の幅が広がり、年間を通した誘客が可能となること、多種多様な施設での受入れが可能となることによる教育

旅行、農家民泊、合宿誘致等の体験観光の充実が図られること、さらには、町内のみならず、南会津地域内の観光及び教育旅行推進を担うことが可能となること、複数のホテルやスキー場、物産販売施設を管理することで、効果的効率的な営業が可能となること、送迎バスの運行や施設の修繕を自社で対応することが可能となること等が挙げられます。

これらのように、経営規模が大きくなれば、それだけ生産性や経済効率が上がるという、いわゆるスケールメリットの有利性を見極めながら、町から付託された業務を非効果的に行い、地域の振興を目指していく会社となるものと考えております。

次に、3点目、株式会社マックアースリゾート福島が指定管理者を解除した後に、町が拠出した会津高原南郷スキー場への補助金の使用実績を会計項目ごとに示せとのおたただしですが、会津高原南郷スキー場雇用対策補助金は、地域の重要なトマト農家等の冬期間の就労の確保を図るため、季節従業員に係る人件費について、町から2分の1の額を補助し、雇用を維持することを目的としています。

なお、町職員派遣人件費については、全額町の補助金を充てております。補助金は精算方式とし、1,490万円を上限額としております。令和元年度の実績は、町職員派遣人件費に448万94円、季節従業員の人件費に757万879円、合計1,205万4,973円となっております。

季節従業員には、異常少雪の影響により、営業日数が著しく少なくなったため、当初の勤務計画と支給実績の差に基づき、休業手当が支給されております。支給額は532万1,000円であります。

次に、さゆり荘建設工事に関する基本構想から実施設計までの経緯と設計根拠についての1点目であります。

基本構想を決定する手順と構想の具体的な内容を示せとのおたただしですが、基本構想はさゆり荘建て替え基本計画として、観光関係者、指定管理者、関係団体の皆様と平成29年1月から協議を重ねて策定し、議員の皆様には平成29年12月に開催された議員懇談会におきまして計画内容をご説明し、ご理解をいただいているところであります。

構想の具体的な内容でございますが、基本計画では、地域の優位性を生かした星空やひめさゆりをコンセプトにして、観光と地域活性化の拠点となる施設づくりを目指しております。また、さゆり荘建て替えの基本方針として、利用者にとって居心地のいい宿、働きやすい環境の宿、地域と連携した頼れる宿の3点を掲げ、近年の旅行者の動向や日帰り利用を分析しまして、施設の規模、機能、施設の内容など、基本設計に向けての条件を定めております。

次に、2点目、基本設計段階ではどのような精査が行われて、実施設計が作成されていくか

を示せとのおただしであります。基本設計とは、町と設計者がデザイン、イメージの共有を目的として図面や概算金額を作成する業務であります。町は、設計者から提案のあった基本設計が建物の形状、規模、設備、イメージ、予算が基本構想に基づいているか、ワークショップによる町民の意見を反映しているか等を精査し、決定いたしました。

議員の皆様には、平成30年12月に開催された議員懇談会におきまして基本設計の内容をご説明し、ご理解いただいたところであります。また、実施設計につきましては、基本設計によって決定した計画に基づき、細部の検討を行いまして、工事費を適正に積算できる図面と内訳書を作成しております。

次に、3点目であります。福島県建築設計協同組合に委託するとの答弁がありましたが、どの段階で委託契約するのかを示せとのおただしであります。福島県建築設計協同組合へは、基本設計及び実施設計を委託してございまして、基本設計は平成30年4月に契約を締結し、実施設計は平成30年10月に契約を締結してございまして。

次に、4点目であります。令和2年9月定例議会さゆり荘関連の質問に対し、私が、詳しいところまで分かりませんが、県単価、国単価は南会津町の単価よりも高いと思います、その中でやれないということだったら、県や国の工事はできないと思いますとの根拠を示せとのおただしであります。詳しいことは分かりませんが、言葉のとおりでございます。町の設計単価は国や県などの単価に準拠しています。町の単価を定めるには、時価調査等をして、その額を採用することになると思われまます。この場合、国・県の設計単価よりも高くなる見込みがないと思われまますので、そのような答弁をいたしました。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させまますので、よろしくお願いいたしたいと思いまます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 最初のコロナ渦中にある町の新たな産業の政策ということでお聞きしたかったんですが、これまでの実態の説明に終わってしまったんです。つまり町のほうでこれから町民にある意味真剣に向き合い、このコロナ禍を脱し、そして脱した後の生活や産業の在り方をどうするかということは今から準備しておく必要があると私は思いまます。

つまり今日は明日の準備であり、今年では来年の準備なんです。そのために私が産業というふうなくくりをしたのは、連結する事業仕組みがあるからなんで、ここのところをもう一度聞かまます。農業振興のための所得向上について、具体的にこういうことをしたら所得が上がるのではないかとのお考えがあるかどうかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農業関係の所得向上でございますが、まず、農業者につきましては、大きく先ほど町長答弁にもございましたように、コストの縮減、さらには反当りの増収をするということで、それに販売価格ということで、その3つを基本として考えてございます。まず、現在コストの縮減ということでは、機械の補助等を行っておりまして、さらには反収のアップということにつきましては、県の普及所のほうと今検討に入っているところでございます。販売につきましても、今後JA等との販売につきまして協議、検討をしてみたいと考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 コストダウンと一口に言いますけれども、コストダウンは、例えば担当者がどこを基準にコストダウンを考えているか、その基準というのを持っていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えします。

コストダウンの基準といいますのは、町においては、昨年度、一昨年度等の農家さんの所得のほうを見させていただきまして、その中から、かかった経費をどれだけ下げられるかというふうなところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 少し見方を変えて、ちょっと視野を広げて考えてみてください。今コロナウイルス感染が広がっています。密にはいけない。いろいろな意味で考えられるけれども、合理的な方法、つまりコストダウンをするということになると、もちろん機械化の導入もあるでしょう。しかし、これが実は弱かったと、コロナを通して考えなければいけないと私は思っています。

ですから、今後、今まだまだ準備できます、準備期間です。この先、農業所得をどれだけ上げていくか、つまり売上げは大事です。売上げが日本一、あるいは世界一、これは大変な評価を得ますから、これがブランド化になっていくわけですし、産地化に直結するものです。それも大事です。

しかし、問題はそれぞれの農家の収入、所得がどのくらいあるかということです。今回商店街のいろいろな方々に話を聞くと、貯蓄がないから、蓄えが少ないから不安なんだと、こう言っているんです。農業も林業も私はコストダウンをするということはもちろん大事なんだけど、一方で、どうやったら年収を上げるか、そこのところは政策的に、国も大事です、ある

いは県のやり方もある意味では見習わなければならないところもありますし、連携してやらなければならないということもあります。でも、町独自でできることはたくさんあるはずです。今農業と林業のことを聞きましたが、そのことについて、所得を増やすという何か手がかりと
いうのを持っていませんか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も長い間農業をやってきましたし、農業の課題は自分なりにもある程度分かっているつもりです。これは構造的な改善、それから生産的な改善、流通の改善、販売の改善、いろいろあるろうかと思えますし、それぞれの中でそれぞれがやらなければならない部分がおのずと関係の中で、団体の中でも違ってくると思えます。そして、もう一つは消費者の意識も関わってくる、それも必要だと思っています。

ですから、町がやるべきことは、今生産している方々が高齢者している中で、規模の拡大、これも構造的な一つの私は課題だと思っていますし、それを皆さん方と意見を交換しながら集約をしていかなければならないと思えます。

いずれにしても、どのものにしても、かなり時間を要するものだと思っていますし、基盤整備の話もずっとやっているわけではありますが、この件につきましても、やはり町単独ではできませんし、これらを栽培しやすい環境をつくるということが経費削減にもつながってくるわけです。当然機械化ばかりではありません。

ですから、あとは生産的なものはいろいろな方法的なもの、それから、いろいろな自然環境の中での栽培の方法等もありますから、これらもそれぞれの立場の中で町が関与しながら、また、指導者の指導を受けながらやらなければならないし、そして、販売に関しては、農協、あるいはそれら販売する関連の業者さん、関係者とも話し合いをしっかりと、そして私たちの生産には適しているかもしれませんが、販売には不利な地域、これをどう克服していくかということが大事な要素になってきます。

ですから、そういう意味で、私たちが輸送をかけて販売する一つの方法と、それから、首都圏からといいますか、お客さんに来てもらって、ここで消費してもらう方法とか、いろいろな方法が考えられます。そのようなことを今後構築していくことが、農業に限らず林業もそういう分野もあると思うし、商業に関してもそのようなものがあると思えます。ですから、そのようなことを今コロナ禍の中で厳しくはありますけれども、今現在の対処療法と、これからそれを変化するだろうということも想定しながら、いろいろ対策を講じていくことが大事だと思っ

ています。

これはまだ刻々と変化する中で、具体的な部分はまだ全て至っているわけではありませんけれども、そのことも含めて、町としては皆さん方に相談して、そして、町の考えも示して、そして、国や県の指導も仰ぎながら町としては進めていきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 毎回一般質問をして感じておることなんですが、町長は首長として一生懸命です。私はそれは認めます。大変な時期というか、その状況に応じて。ただ、私が思うのは、今町長が話ししたのは、はっきり言ってビジョンです。そのビジョンをどうやって戦略化し、そして戦略を立てたものをどうやって戦術として変えて、具体的に誰がいつどうやって動くかということをもう少し全体的に共有できるものにしないと、結果は私は出せないと思うんです。

ですから、こういう言い方は大変失礼かもしれませんが、今、町を預かるトップが一生懸命なら、それを支える皆さんがいろいろな知恵を絞りながらいろいろな具体的な場所と、つまり固有名詞です。どこで誰が何をやるかということです。ここが出てこないんです。だから、私たちには伝わらない、見えてこないんです。

これはまた新しく取り上げた課題なので、後でまた引き続きやらさせていただくことにしますが、第三セクターも同じような要素が含まれているんです。つまり4億894万円で、旧会津高原を買取りしたということは、はっきり言っているんです。試算過程においてマイナスなんです。ここで言っているのは、つまり普通の実業家は手を出さないということなんです。だけれども、町が買取りをしたということは、営業実績だけではない要素がそこにあるはずで、それが実は南会津を発展させる企業活動とか、農林産業の生産者、あるいは加工者、消費者を結びつけて地域資源を開拓する。しかも、それを開拓するのに必要な総合理解と人材育成を図るということ、これはビジョンです。ここがスタートです。だけれども、これをより具体的な行動計画に示していくには、社内で、あるいは社外に様々な能力を持った人たちを招きながら、より南会津にふさわしい実行体制と実行計画をつくっていかねばいけない。これを何回聞いても出てこない。

ですから、私は、こういう言い方は誤解を受けるかもしれませんが、でも、観光の4つのスキー場は全て南会津町が関与するようになった。しかもそこには宿泊施設もあるんです。これはある意味、公正取引委員会に報告する義務になるのではないかと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 まず、私からは、先ほどの話をお話しさせていただきたいと思います。後ほど公正取引委員会の話は担当のほうから話をさせていただきますが、ビジョンが見えないと言いましたけれども、今それを実現するために区画整理の準備をしています。県のほうにも調査費を頂きました。そしてまた、販売に関しても、いろいろな地元の産品を地元で消費するというようなこと、これらも町としては今まで進め続けてまいりました。そのような中で、JAさんとも連携して、直販所もそうでありますけれども、そのような中で、生産も含めて町としては進めているところであります。

あとは、農家に対しての支援は、パワーアップ事業とかで大規模化の農業の支援も約2億円ほど町としても事業費を組みました。そのようなこともやっておりますし、ですから、それがやがて完成したときにはそれなりの成果も出るでしょうけれども、まだその段階ということなんで、一気に今日やったから明日に所得が増えると、そのようなものでも決してございません。ですから、準備があって、そしてその過程があって、最後に結果が出るということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとのほうは担当のほうからお話ししたいと思います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 公正取引委員会関連のおただしでございますが、私のほうでは今通告にありませんでしたので、資料は持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 基本的に、一般的に会社経営なり、事業経営というのは資本を投下します。しかし、その資本は必ず回収するという前提で投資するんです。しかし、先ほど申し上げたように、行政が関与するということは営業利益だけではない、そこは分かる。それでもこれだけのお金を投入するに当たっては、少なくとも投資をどういう具体的な方法で、いつまで回収をするかという計画は立てなければいけない。これがあって、こういう計画にのっとって、だから資産を買い受けましょう。そして、町として雇用体制や地域振興に役立てていきましょう。このところが内部の、いわゆる統合の議論が上がったときに、具体的に出ているかどうか、出ているのを見たことがあるかというか、分かって統合したかどうかをお聞きします。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

議員から先ほど4億何がしの投資ということで、これが株式会社みなみあいづの経営戦略に

期待されたものだというお話がありましたが、あくまでこの4億円という鑑定評価額は、会社に期待を込められて出された金額だというふうには認識しておりません。当然不動産鑑定士がその状況を踏まえまして、鑑定書にもありますが、リバティだとか、その後の社会情勢を勘案した上での社会的な環境の変化を思って資産を見て判断したという数字であります。

議員がおただしのように、経営戦略の期待につきましては、あくまで統合したことによる期待というのは、それは明らかに必要なものというふうに思っておりますので、そういう意味で前回の一般質問の中でも、5つの基本方針と3つの経営ビジョンをそこで示させていただいたということになるかと思えます。

その上で、統合した経過でございますが、これにつきましては、これまでも議会のほうには何度か統合の必要性、そして、それに至るまでの経過、そこから波及効果については説明させていただいております。そこには先ほど言いました最終的には経営戦略、そして3つの経営ビジョン、それが挙がってくる。さらにそれを具体的に示せということでありましたので、今町長が答弁したような具体的な行動計画挙がってくるということになるかと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 話がかみ合わないの、これ以上余り続けたいと思いませんが、1つだけお答えいただければお答えしてください。

例えば、自分が貴重な資金を投資に向けるといったときに、どういう検討をされるか。具体的にある株を買うでもいいです。このときに、自分にある保有資産を出すわけです。出すときに、後から考えるのではなくてそのとき多分検討されると思うんです。どういうことを検討するか。株が上がるだろうか、あるいはこの会社はどうなんだろうか、世界的な、あるいは日本の中ではどういうふうな傾向があるんだろうかと、ここの検討をして、これならばいいというところは、いわゆる営業以外の目的があったとしても、私は必須事項だと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答弁させていただきます。

投資とその見返りといいますか、それは一般的に言えば、投資したものに対して、ちゃんと返ってくるものがなければ投資できない。投資家としては当然であります。しかし、この第三セクターの4億円に対しましては、たかつえ一帯の観光施設がゼロになったことを想像してみてください。今まで第三セクターがそれぞれ合併した私たちの南会津町の旧4町村、その中でそれぞれの地域の思いを背負って第三セクターがずっとやってきております。スキー人口の減

少とかいろいろな社会状況の変化の中で、大変厳しい状況になっているということは、議員もよくご承知のことだと思います。そうした中であって、この地域の経済、雇用をどう守るかということは、当時とそんなに基本的な部分は変わっていないと私は思います。それをしっかり対応すること、それがあある意味では町の行政の役割にもなると、私はそのように感じております。

ですから、必ずしも経済効果がプラス、マイナスの部分だけで精算されないような状況もあるということは私も認識しておりますけれども、そういった中で、いろいろなところに波及効果、その辺をどう判断するかによって考え方が大きく違うんだらうと、私はそう思います。

ですから、そういう中で判断されて、そして、これからの期待ももちろんあるわけでありまして、全体の町の観光、あるいはあのような産業、そしてまた株式会社みなみあいづの使命というものを先ほど申し上げましたけれども、私たちがこの地域が人口減少が激しい中で、どうやって人材を確保して、そして今必要ないろいろな事業をしっかりとそれに対応していくかということを考えてときに、それらに対しての投資はこれから生きてくるものと、私はそのように思っています。

ですから、それをしっかりやることによって、この投資に対しての評価がなされるものと私は思いますし、そういった中で、この地域を担う大きな組織になったその役割、責任というものも、株式会社みなみあいづ、そして、職員にも感じてほしいなどと思いますし、町もしっかり支援をしていきたいと考えているところであります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これから成果が出てくる、それはとても大事ですし、出さなければいけないし、それはきちっと見守っていきたくと思いますし、私個人があるいは応援できる部分があれば応援したいと思います。しかし、出発点が大事だと言っているんです。覚悟です。このお金は貴重な町民のいわゆる資金です。確かに執行権はあります。そして、その執行する際に、いろいろとお考えになったことも分かります。でも、この人たち以外にも町民はいるんです。その人たちがこの扱い方について納得させなければいけない。それがスタートなんです。そして、そのスタートに行っただけでも、社会状況がいろいろ変わったんだ。だけれども、社会状況が変わったときに、改めて計画変更したり、あるいは組織変えをしたりする。それが私たちのできる、言ってみれば最大能力だと、そういうことをぜひお願いしたいので、言っているわけです。

次へ移りますが、設計の問題です。設計の委託業者がありまして、その委託業者が福島県建

築設計協同組合、ここに基本設計と実施設計を委託するとあります。この段階でほぼその建物の工事の金額が決まってしまうということで理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

福島県建築設計協同組合に基本設計を委託したのは、平成30年4月でございます。そして、実施設計は平成30年10月ということでございますが、基本構想となる基本計画というものは、平成29年12月にこの議会で説明をしたということで、その基本構想においては、建築面積をおおよそ2,000平米以下というふうにしております。いろいろな当時の平米当たりの単価というものをその段階で算定をいたしまして、おおむねその段階で建築の規模からした設計金額を算出しておりますけれども、正式には平成30年10月の実施設計をもって、おおよその金額が決定されたということでございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから少しかいつまんでご説明させていただきたいと思います。

今ほど南郷総合支所長が説明したように、平成29年12月の議員懇談会において構想をお話し申し上げ、その後、議会としてももう少しこれは踏み込んで調査しなくてはいけないということから、売上げ目標だったり、損益分岐点だったり、そういったものの調査というか、考え方を町のほうに求められました。これが平成30年1月でございます。

そのことを踏まえて、30年2月の総務委員会において説明をしながら、30年4月に議員懇談会において土地選定、スケジュール、基本設計、実施設計の考え方をご説明申し上げたということでございます。

ですから、我々としては説明をし、疑問に思っているところに答えながら、手順を踏んでやってきたということでございます。

なお、実施設計の中で、設計金額が固まるというのは、総合支所長が答弁したように、実施設計ができた平成30年10月の時点ということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 経緯はよく分かりました。その上で、私がこの質問を繰り返しているという一つの大きな論点は、地元の業者が利益をなかなか出せないと言っている。これはどこに問題があると。以前建設課長は、国の単価基準を採用していますが、私はそれはとても危ない考え方だと思います。先ほどの申し上げましたけれども、コストダウンと言っていましたけれども、いわゆる大量に仕入れて、もともと力のある業者が大量に買えば、単価は安くなる

んです。でも、我が町のようなところで業者がいろいろな重機を買うか、レンタルするか、そして除雪もやりながら、地域貢献しながらやってきている業者が、こういう単価を当てはめて妥当性があるかどうかということです。ここは国が決めているから駄目なんだではないんです。国にこういう状況なのでこういう単価構成をしたい、あるいは管理費をもう少し上げたい、いろいろな要望を出すべきだと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えさせていただきます。

少し設計の根本といいますか、話をさせていただきたいと思うんですが、まず、県単価を採用していますのは、基本的には汎用性の高い、例えば型枠ですとか、あとは大きなものは労務単価になります。働いている方の賃金ということになります。こちらは県単価、国単価を採用しておりまして、町長答弁ありました高くないというのは、賃金は地域の賃金を調べても労務単価を上回らないだろうということでの答弁だからという理解をしております。そのほかに県単価を使わないものとしましては、物価資料、これは一般的な価格、あとは見積もりということで、今ほどご心配されておりました地域的に高くしか入らないもの、例えばエアコンですとか、地域で見積もり取れるものは見積もりを取って、その金額を設計に反映させていただいておりますので、これは最低3者の見積もりを取りながら、その設計額を積算しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私はシステムを聞いているのではないんです。会社が工事を請け負って、そこで利益を出して、利益が作業員に、社員に給与、あるいは賞与として還元されて、あるいはまた、そこでその次の工事に備える備品を買う、そして、会社というのは回っていくんです。さらにはそれが法人税としてまた返ってくる、税金にかえってくる。あるいは所得税は国にいきますけれども、また地方交付税で返ってくる。そういうふうな循環の中で生きています。だから、安いものに標準を合わせているわけです。そうではなく、今度はできるかできないか分からないです、やってみないと。でも、業者や町民を守るために、ぜひそういう提案を県や国にしてみる気概はありますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

例年福島県のほうでも設計に関する考え方の基準が示されておりますので、そういった際に、こういったお話をすることも可能だというふうに思っております。ただ、いろいろ業者さんに

お聞きしますと、設計に問題があって、金額が安過ぎるというような話は今のところ、たまたま今回さゆり荘に関しましては、いろいろ見積額がありましたが、そのほかの一般的な工事に关しまして、例えば労務費が安いですか、そういった業者さんからのお話はいただいていないというところでございます。

それから、議会からそういったお話があったということで、県のほうで参加される際のご意見ということで話すことは可能だというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 1つだけ、ぜひ胸に止めておいてほしいんです。私たちは確かに国の恩恵を受けています。でも、やるべきことは地域の住民の暮らしの安寧なんです。コロナもそうです。ですから、皆さんが役場の職員でよかったと言われるような仕事をぜひしてもらうためにも、いろいろな意見を聞いて、そして、できないは別です。何をしようとしたかということの評価されるように頑張ってください。

以上をもって私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

明18日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

なお、この後、総務委員の方々、さらには文教厚生委員の方々は、別室会場で打ち合わせがございますので、そちらのほうよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時43分

令和 2 年第 4 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第 8 号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 委員会提出議案第 9 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 委員会提出議案第 1 0 号 南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 1 0 1 号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 0 2 号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 0 3 号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 0 4 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 0 5 号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 0 6 号 南会津町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 0 7 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 1 0 8 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 1 0 9 号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 1 1 0 号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 1 1 1 号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 1 1 2 号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 1 3 号 南会津町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 1 4 号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 1 5 号 南会津町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 1 6 号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 1 7 号 土地の取得について
- 日程第 2 1 議案第 1 1 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (南会津町古町温泉赤岩荘等 1 3 か所)

- 日程第 2 2 議案第 1 1 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩農林水産物処理加工・販売施設、南会津町舘岩農産物直売所）
- 日程第 2 3 議案第 1 2 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町針生緑の広場）
- 日程第 2 4 議案第 1 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島☆園公園、南会津町会津田島☆園会館）
- 日程第 2 5 議案第 1 2 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設）
- 日程第 2 6 議案第 1 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台格納施設）
- 日程第 2 7 議案第 1 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）
- 日程第 2 8 議案第 1 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）
- 日程第 2 9 議案第 1 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地場産品展示販売施設）
- 日程第 3 0 議案第 1 2 7 号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約
- 日程第 3 1 議案第 1 2 8 号 令和 2 年度南会津町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 2 議案第 1 2 9 号 令和 2 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 1 3 0 号 令和 2 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 4 議案第 1 3 1 号 令和 2 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 1 3 2 号 令和 2 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 1 3 3 号 令和 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 1 3 4 号 令和 2 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 令和 2 年陳情第 3 号 「国の制度として『20 人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書（文教厚生委員会）
- 日程第 3 9 令和 2 年陳情第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書（総務委員会）
- 追加日程第 1 委員会提出議案第 1 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

追加日程第2 議員派遣の件について

追加日程第3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長	阿久津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	渡 部 敏 明	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	遠 藤 知 樹	生 涯 学 習 課 長
阿久津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長	羽 染 正 巳	伊 南 総 合 支 所 長
酒 井 浩 哉	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵 事務局長 星 貴夫 事務局長補佐

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

また、発言を求める場合は、挙手をして、議長と呼び、議席番号を告げるようお願いいたします。



◎発言の申入れ

○室井嘉吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 おはようございます。

事前に配付しております令和2年第4回議会定例会の議案書等に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただきまして、職員により訂正箇所へのシールを貼り付ける方法での

修正をさせていただきたいと思います。

議案書の訂正箇所がありますが、1か所がありますが、併せまして、条例改正等の説明書の訂正もお願いしたいと思います。

訂正箇所がありますが、議案書5ページ、議案第105号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例であります。議案書5ページになります。

ここの（経過措置）、2という部分になりまして、その2行目になります。2行目、「債権者及び債務は」の次からが訂正となります。訂正内容がありますが、「南会津町下水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和2年南会津町条例第九号に規定する下水道事業会計）」と、この文言であります。これを訂正後は、「南会津町下水道事業の会計」というものに訂正をさせていただくというものでございます。よろしく申し上げます。

併せまして、条例改正等の説明書9ページ、新旧対照表におきましても同じく訂正するものであります。この後、訂正シールの貼付けにより訂正をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 ただいまの総務課長説明のとおり、議案の一部訂正についてご了承願います。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時09分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎委員会提出議案第8号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第1、委員会提出議案第8号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 本議案の提案に至るまで、全員協議会が11月30日に開かれました。それに対して私は、この議案について提案者側の意見と違うご意見を申し上げました。そのことについて、30日以降、担当委員会のほうでどのような審議をされたのか、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、議運委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 お答えいたします。

ちょっと今、4番議員の質問の内容がちょっと不明でしたので、30日の日に、確認させていただきたいと思うんですが、その反対という意思表示はされたかなと思うんですが、内容的にどういうものでしたか、ちょっともう一回確認させてください。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 提案者があのときにどういう発言したかということを中心に留めていないというのは、会議を重要視していないというふうにとられます。私は反対をいたしました。つまり、提案を反対しています、最終的に。その理由は幾つかあります。これから聞きますが、この現第13条を定めたのはいつですか、お答えいただきたい。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 13条を定めたのはいつかということ、この質問かと思うんですが、これは、議会基本条例を制定した日でございますので平成22年の9月議会であります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 平成22年ということですので、当時の議会議員の思いが、どういう理由でこの案件を基本条例に入れたのか、そこところは十分ご承知の上で今回改正されると思いますが、そこところを説明していただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは、特別委員会を設置して、それぞれ基本条例の策定に当たってこられたというふうに思います。私、直接委員ではありませんでしたので、その過程で参考にされたのは、北海道の栗山町、会津若松市の議会基本条例を参考にして、条例づくりをされたというふうに記憶をしております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すみません、補足させてください。

議会基本条例の成り立ちから考えたほうが分かりやすいかと思います。この際、自治法の改正というのがございました。その際、地方自治体の権限の拡充というのがたしかありまして、

1つは、議員定数を自分たちで決めていいということ、もう一つは、地方公共団体における決定する事項、これらについて、議会の権限、つまり議決事案にすることができますよというようなことがあった中で、これらの計画を定め、これらの上げられている計画を、議決事案と議会が決めたということを確認させていただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、続いてお聞きしますが、この基本条例を改正するというふうに発議をされたと思うんですね、誰かが、どこかで。あるいはその発議をされた大きな理由というか、何がどういうふうに制定されたか、いわゆる13条が、現13条が制定された後、何がどう変わったのかと、ここをご説明いただきたい。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 まず、議会基本条例の改正の見直しということから始めないといけないのかなというふうに思えます。これは、新しい議会になりまして、議長より、議会改革についての諮問が令和元年7月12日になされました。この中で、中身は、一番は議会基本条例の研修会及び実施及び目的達成の検証、上記検証の結果、改善が必要な場合は必要な措置というようなことで、基本条例の見直しについてもやってくださいよというような諮問を受けました。議会運営委員会はその答申に向けまして、会議を開きながら、令和2年3月6日に南会津町議会の議会改革について中間報告を行いました。それから遡ること、去年の12月24日に山梨学院大学の江藤先生の講話をいただきました。その後に、それぞれ、4番議員も答えていただいたと思うんですが、議員アンケートを行いました。その議員アンケートの中に、13条の見直し、そして、議会の災害に対応することもぜひ検討しなければならないのではないかというようなアンケートの結果がありました。

それを受けて、議会運営委員会では、中間報告の中に、議会基本条例について検証と見直しということで、災害時の議会と議員の対応について、他町村の事例を研究し、どのように盛り込んでいくべきか調査が必要ということで、中期目標で取り組みますよと。それから、条例の第13条の議決事件については、盛り込む項目、削除する項目について、今後、議員間討議を経て改正をしていく、中期目標で取り組むというようなことで、13条のことについては検証していきますよというようなことを中間報告で盛り込んだわけでありまして。

その後、委員会を開催しまして、具体的には、見直しの検討ということで、8月3日の議運で具体的な取組の役割分担を行いました。これは、13条の件と、それから災害対応についてどういうふうに盛り込むかと、一遍にできないので、それぞれ委員で分担をしてやりました。そ

れで、8月20日の議運で、具体的に検討項目の内容をそれぞれ委員に説明をしました。それから、10月1日の議運で、具体的検討項目を検討していく中で、第13条は、1、2、3を残して、あとは削除することで提案しようじゃないかというようなことにまとまったわけでありまして。それから、10月23日、第1回の議員研修会でこの改正について説明をし、議論をしました。4番議員は都合で欠席をされておりますが、ここで皆さんに説明をして、特に反対がなかったもので、11月3日、第9回全員協議会で基本条例の改正案の説明をして、そこで12月に提案したいということをお願いしました。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は今、経緯の説明があったので、経緯の説明は経緯の説明でありがたくお聞きいたしました。経緯の説明を求めたのではないんです。つまり、これまで議会の議決事件として条例に盛り込んでいたものが、何ゆえ、どういう原因でどういう理由で何が変わったことでこれを外そうとしたのかと、そこを聞いたわけですね。

ちょっと読ませてもらいますが、第13条にありますよ、代表機関である議会が町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては、議会としての議決責任という役割を町長と平等に分担するという観点に立ち、法第96条第2項の議会の議決事件として次のように定めるということです。ここで8項目入ったんです。つまり、この前段に書かれているこの役割、あるいはこの使命、議会としての、これが何が変わったんですかということです、教えてください。

○室井嘉吉議長 12番、議運委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは提案という形でありまして、それぞれ各議員の思いで応答していただきたいと思っておりますけれども、今の質問で何が変わったかということは、まず、質問に答えていないと言われるかもしれませんけれども、まず、議決事件に加えた当時をちょっと振り返ってみたいと思います。

96条の第1項までしかありませんでした。それで、地方議会が議決をすることを執行者に求める、それが2項になったわけですね、議決事件を決められるというとき。それで、その特別委員会では、じゃ、何を議決事件に盛り込むかというようなことで議論をされました。私が記憶しているのは、各委員会にどういうやつを盛り込むかというようなことで、それぞれ特別委員会の方々が提案をされたように記憶しております。そのときに、やはりそれぞれの特別委員会の委員の人たちの強い思いの分だけが1から8になったなというふうに私は理解をしております。

ます。私も別な項目で提案したんですけれども、それは結果的に議決事件にはなりませんでした。

先ほどの質問にお答えしますけれども、私たち議会運営委員会は、町側から示されるあらゆる計画、これ全て大事なんです。一つも必要のないものとか、大事じゃないなんていうものはないというふうにみんなそれぞれ理解をしました。その中で、私たちは1番目に掲げる振興計画に責任を持って、しっかりと応える、それが全て上位の計画というふうに私は認識しておりますので、そこにしっかりと参画をして、議決をしていく、そのほかのいろんな計画については、それぞれの所管の委員会でしっかりと調査したり、提案していけば十分ではないかと、そういう認識で、議会運営委員会としては削除をしてもいいだろうというふうに至りました。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私が聞きたかった真意がどうもあまり出てこなくて、過去の経緯、あるいは思い、それについて語られたようですが、私はこれは飛躍することではないと思いますが、町民の方々が、いわゆる議会制民主主義の中で、執行部と違う、いわゆる二元制という形で議員を送り込む、これは単に執行部側のものをチェックしたり、指摘したりすることではない。まして昨日のお話にもありましたが、今や気候変動から様々な災害が起き、まして今、目に見えない、ある意味住民たちの生活の不安を脅かしていると、誰がどう解決していくのか、前例もない、そういう中で議会の果たす役割というものはより以上に高まっていると、しかもそれは、執行部と運命共同体であると思います。

そういう観点から1つだけお聞きしますが、この条例が定まっているその状態の中で議員の報酬を検討されたんだと思います。もしこういうことが外されるのであれば、もう一度、議員報酬が今の状態で正しいのかどうか、ご検討いただけないでしょうか。

以上です。いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 ただいまの質問にお答えいたします。

議員の報酬について協議したのかという話ではありますが、南会津町議会は、改選残り2年のときに副議長を特別委員会のキャップとして、議員の報酬と定数を考える特別委員会を立ち上げることになっております。そこで議論されるものと私は思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 大事なことを先送りしないでください。今、私たちは労働対価、それが正しいかどうかは分かりませんが、正しいかどうかは分かりませんが、これで少ないのか多いのかも分かりませんが、労働に対する、いわゆる責務に対する報酬ですよ。責務から外すわけですよ、その時点で私はリンクして検討すべきだと思います。

さらに委員会って言いましたが、今の委員会、開会中に議案の説明で終わっていませんか。閉会中の委員会を開催するとなれば、もちろん議長にも報告しなきゃならないでしょうけれども、委員長にその役割が回ってくる。委員長が今度はまとめていかなきゃいけない。今は5人、もしくは6人のこの委員会体制でそれができると考えていますか、お答えください。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 議会運営委員会の委員構成は各3常任委員会の委員長が入っております。それぞれの委員長ができるというふうに判断をして、こういう提案をしていると思いますので、私はできるし、やらなければいけないというふうに思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 こういう基本条例の改正をする場合は、いわゆる議会、本議会の代わりにそれを受け止めるとするが、その委員会の規則、これも併せて出すべきだと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 12番、議運委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 今の併せて規則という意味をちょっと私、よく意味が取れませんでしたので、もう一度説明していただけますか。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 どうも、何ていうんですかね、考えるというか、物事を整理したり、組み立てたりするポイントがちょっと違うんだと思うんで、これ以上話してもちょっと擦れ違いになるのでやめますが、いわゆる基本条例から外すということは、じゃ、その代わりにどこでそれを審議するのかと、それをしっかりと明記する必要があるでしょうと、こういうことを申し上げている。

○室井嘉吉議長 いや、ちょっと待ってください。

当時の常任委員会の在り方について。当時、事務局担当の方いらっしゃいませんか。若干説明してもらいますから。

大桃議員。

常任委員会、2つしか、3つしかという議論もあったわけだから、あの経過について若干説明をお願いします。

○9番 大桃英樹議員 議会運営委員会では、この議会基本条例の見直しとともに委員会の在り方についても話し合っています。例えば決算委員会とか、予算委員会のことについても話し合っていて、まず、定数2人減ったってところに大きな課題があります、これは確かです。5名になったところというのは非常に今運営が難しく、例えば2人欠席してしまうと3名になってしまいます、委員長も入れて。2人しかいないです。果たしてこれで正当な議論ができるのかという課題があります。そんな中で委員会をどうしていくべきか、2つにすべきではないかというようなご意見も伺っていました。しかしながら、まだまだそれは議論の途中でありまして、しかしながら、議会力を上げていくためには委員会の力をしっかり上げていかなくてはならないということに関しましては、皆一致しておるところです。

その中で委員会活動をどうしていくかということに関して議論しているわけですが、今議題となっているこの基本条例の改正ですね、これとどうリンクさせるかということに関してましては議論の分かれるところだと思います。公明正大にしっかり議論していくことが必要かと思えます。確かに委員会ではこういう話をしているということで私今申し上げましたが、今回の改正に当たってもそのような視点を入れていくことは非常に大事ですので、しっかり疑問を提案していただいて、その中で今後の議事に生かしていくことが必要だと思います。

以上です、

○室井嘉吉議長 いやいや、ちょっと待ってください。

議運委員長、何だか、先ほど手が挙がっていましたが、いいですか。

〔「いいです」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 あまりこういう言葉は使いたくないですが、十分な審議をなされたとは思えない、今までの答弁の中で。私は、誰が首振ろうとそう思います。それで、もしこういうことが起きるとすれば、当時のこの条例案を考えた人たちも、今は議席がないかもしれませんが、でも、この人たちにも思いを聞きながら、しっかりと議論して、私の答えに具体的に答えていただきたい、そう私は思っております。これ以上、質問予定しておりましたが、肝心の改正する根本の理由が出てこないんですよ。したがって、質問は、残り時間も少ないので、ここで一旦終了させていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今までの4番議員と議運の委員長、ほか、事務局のやり取りを聞いていて、どうしてもやっぱりまだ私が理解できない部分がありますので、質問します。

この13条の第1項、4号から8号までを削る、なぜ4号から8号なのか。総合振興計画にこれがあるから、その中でやればいいと、議決すればいいと。実際に4号から8号の計画の中身、これを検討されたんでしょうか、ちゃんと調べたんでしょうか。もしそうだったらば、そして調査したならば、我々議員に、この計画はこういうものだから、これは、総合振興計画の中でこれがあるからどうですかというような明確な理由がないまま、ここからここを削りますよって、これが議会改革ですよと、あとは委員会でやってくださいと、ちょっと違うんじゃないですか。議運、どうですか。

○室井嘉吉議長 12番、議運委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 議会運営委員会の中では、総合振興計画が南会津町で最上位の計画であろうと、そういう判断の下に、その下に財政計画とこの前やりました大綱もありますが、私たち議運委員としては、この3つが本当に町の上位計画であって、ほかの4から8についてはそれぞれ大事です、ですけれども、それは総合振興計画に関わることで削除をしてもいいんじゃないかというような判断です。一つ一つはそれぞれ、全部はみんな、経験している人もいるんですけれども、それぞれの計画の審議は今までやってきました。その経験も踏まえて、しっかり常任委員会で審議をして、閉会中の調査で足らざるところは調査をして、そして、盛り込めるところは提案をして、盛り込んでもらえると、そういうことができるんじゃないかというふうに判断をして、削除という提案になりました。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そうしますと、例えば各委員会で審議します。その委員会で通れば、あとは議決がいらないということですよ、この条例の私の理解するところでは。そうすれば、委員会で通ってしまえば、あとほかの議員の、委員会5人ですよ、16人中5人ですよ、ほかの人の意見というのはどこに反映されるんでしょうか。一般質問でやったとしても委員会で議決されてしまえば、その意見は通りませんよね。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 進め方としては、本当に文教厚生委員会なり、あるいは産業建設委員会なりで審議して、それでよしという可能性もゼロではありません。しかし、この議会は正

副常任委員長会議を2回持っております。今までもそうですけれども、そういう計画につきましては、同じテーブルに立って、協議、審議をしてきた経過がありますので、正副常任委員長会議で、いや、これは全員協議会で説明を求めよう、あるいは議員懇談会で説明を求めようということも当然出てくると思いますので、議員が全然知らなかったということはないというふうに私は思います。そうするべきでもありません。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 委員会でどれだけ審議ができるかというところが焦点になると思うんですけども、例えば、先日説明がありました、この行革大綱のたたき台、これに対して、全協でやったときに、主な質問は私と4番議員だけでした。じゃ、委員会でどういう疑問をされていましたかといったら、特にありません。例えばふるさと納税、これは説明だけで終わりましたと、特に質問がありませんと。

こういう状況の中で本当に深く審議ができるんでしょうか。これは、大変申し訳ないです、まだ議員経験が浅い私が言うのも何ですが、本当にその委員会で、委員会が可決権を持つということはこういうことが起きるということです、今後。深く十分審議されずにそのままになってしまう、そういうおそれがあるということをぜひ認識してもらいたいですけれども、その点はどうか。

○室井嘉吉議長 12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 2番議員にお答えしますが、お答えになっていなかったらもう一度質問してください。

執行者は政策を進めるために様々な計画とか、そういうのをいっぱいつくって持っております。それは、議会にかからないまでも、議決を経ないまでも、町民に示して意見をもらったり、そういうのがたくさんありますということは変ですけども、少なくとも10以上はあるんじゃないかなというふうに思います、それぞれ課ごとにですね。平成22年9月に可決したこの基本条例の中では、その当時の特別委員の人たちが必要だ、それぞれ多分委員の思いだと思うんですよ、森林関係に特に強い思いの人は森林整備計画、障害福祉に強い思いの人は、絶対これは入れなくちゃ駄目だと、そういう強い委員の思いの人たちで、いろんな計画の中にあるものを議決事件に入れたというのが一つの経過なんです。

例えばこの議決事件を入れない議会だと、法令で定められた、議会で議決をしてくださいという以外は、執行者のほうはひょっとして説明もしないまでも終わるという可能性もあるわけ

なんです。だけれども、そうじゃなくて、南会津町議会は、様々な所管のある、そういう計画があったら、ぜひ私たちに提出してくださいよと、これからも言い続けながら、しっかりと審議、あるいは調査をしていくと、そういう委員会になりましょうよということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、長々とちょっと審議しても何ですが、私が思うのは、この基本条例、これは、このつくられた方がこれは基本だから大事だよという、今、委員長が言われた思いだと思います、私はそれは大事だと思うんですよ。あと、いろんな枝葉の計画、いろんなことあります。それはこの基本に基づいて枝葉になっていると思うんですよ。だからそこまではいいと思うんです。だけれども、この基本は、やはり我々議会が本当にちゃんと審議しなくちゃならないと私は思うんですね。まだまだ経験が浅いですから、いや、違うんだというふうなこともあると思います。だけれども、やはりこの基本を削るということは、議決しないということは、私はちょっと納得できませんので、これ以上の質問はしませんが、これで終了させていただきます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私はこの基本条例の改正に反対をいたします。理由は簡単です。

まず、初めに定めた当時の、いわゆる議会としての議決責任、これがこの時点でどう変わったかが説明がない。

それから、もう1点は、やはり議員の報酬を考えると、議員の責任、役割、これを明確にして、それとリンクさせなきゃいけない、それがなっていない。さらに、委員会にこれを審議させると言うけれども、今の委員会は公開になっていない、ICTの設置もしていない。つまり、町民の方々にその経過状況を公開していない。こういう中で審議を進めるというのは、私には議会人として当たらない。

したがって、この条例に反対を表明します。

○室井嘉吉議長 それでは、今は原案に反対者の発言でございましたので、次に、原案に賛成者の発言を求めたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今ほどまでこの議案の関係の基本条例の一部を改正する条例についての討論というか、いろいろ質疑がされてまいりました。私も議運の立場でございまして、一応この議論については関わってきた関係で私なりの考えも述べたいと思います。

先ほど来から議決事件、(1)総合振興計画、そして(2)が財政健全化計画、(3)行政改革大綱の一応3件については、このまま基本となるもので残すべきだと。そして、(4)の地域防災計画、(5)の環境基本計画、そして(6)の障がい者計画、そして(7)の農業振興地域整備計画、そして8件目の森林整備計画の5件については、一応議決事件から除外する方向で提案をさせていただこうということでございます。

あと、もう1点の2点目は、この基本条例の第18条に災害対策支援本部を新たに追加し、南会津町議会災害対策支援本部設置の規定と南会津町議会業務継続計画議会(BCP)の策定を今回整備して、そして、災害時の議会の対応と議員個人個人の行動内容を定めようということが入ってございます。

この2点目については、特段、今ほどの反対の意見の中には入ってございませんが、ただ、前回のこの議論の際に4番議員のほうから、それについても反対ということであったのは、反対までの具体的な言い方じゃなく、議会事務局の職員が担うことについては、人数がどうなのか、精査すべきだと、そして、人数が少なく、過重となる場合は、町に人員要求を行い、その整理がついた上で第18条の追加を行うべきとの意見でございます。

ちょっと前後して、長くなっちゃって申し訳ありませんが、2点目のほうを先に話をさせていただきたいと思います。一応私は、今回の第18条への基本条例の追加によって、じゃ、議会事務局が過重になるということは基本的には大丈夫ではないかというふうに考えています。今回、基本条例の追加については、議会事務局の事務局長が災害対策支援本部を設置するに当たっては、議長なり、副議長なりと協議をして、そして、支援本部の発足について一応判断をします。

それ以降の、じゃ、議員の行動計画を定めているものでございますが、現在はそれらが今ありません、議員の行動について、災害発生時のですね。だから、それらをより明確にしていくことが混乱も招かないことにはなるんじゃないかというふうに考えて、私らがこういう提案をさせていただいたということです。

そして、先ほどの話で繰り返しますが、判断としては、町が災害対策本部を設置したのを受けて、議会として支援本部の発足を判断すると。つまり、だから、町が必ず全て、町がつくっ

たから議会もつくるという内容ではないということをご理解をお願いします。

それを一応受けて、事務局長というのは、町の災害対策本部員の一人として事務局長は入っていますから、その中で、町の災害対策本部が発足してからの、それを議会としてどうするかということでの判断なんだと、だから、決して、そこで過重になるということはないんじゃないかというふうに考えます。

一応この間、全国で災害が本当に頻繁に発生をしていますし、私たち県民は、原子力発電所爆発事故というのを、今まで、ほかでも経験したことはないような災害も経験していますので、そのため、議会の災害対策支援本部を設置して、そして、議会、そして議員の発生後の行動内容を定めることが必要ではないのかなというふうに判断したものでございますので、ぜひご理解をお願いしたいなというふうに思います。

ちょっと戻ります。その1点目の関係でございますが、私は、この先ほど申し上げた3つの基本的な計画について、まさにそこが上位に当たるのではないかと。残りの第4項の地域防災計画以降は、それらに連動していくものではないかというふうに考えています。それらを一切、今回議決事件から外したからやらないんだと、何も議論しなくなってしまうんじゃないかと、そういうのでは議員としての役割を果たしていないというような言い方だとは思いますが、やはりそれらについては、各所管委員会が基本的には専門性を発揮して、議論を詰めていく。そして、所管委員会で全体での議論が必要と判断する場合は、全員協議会等で一応決定していくというか、そういう話合いを持っていくということで、今、発言をしている議員の気にしているものをやはり全体の、少なくとも今日来ている、現在我々16名でございますが、その議員全員がやはりそういう同じ決意を持って、一応整理を図っていくのではないかと。私はこういうもの、こういう基本条例的なものは全員のやっぱり賛成をもって整理を図っていくという、前向きにやっぱり捉えていくということで、ぜひ、反対ということの意思表示あった方については、そこのところを考えていただけないかなということをお願いしながら、私の発言を終わります。

以上です。

○室井嘉吉議長 次に、原案に反対の討論の方、ございますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私はこの18条に災害のことを追加することは賛成です。やはりぜひやりたい、やるべきだと思います。

ただし、この議決案件を削除する、この件に関しては、今の6番議員が言われたとおり、ど

れもすごく重要なものです、総合振興計画の中だけで議論は全部できるとは私は思いません。ですが、百歩譲って、今回これを削って、6番議員の趣旨のとおりやったとします。最初はいいです。だけれども、何年か経ったら、これはいいんだ、やることないんだという認識になってしまうおそれがあるじゃないですか。

たまたま、ちょっといい例が、副町長申し訳ありませんが、私の一般質問のときに副町長がこう言われました。前からやっていないから出しませんでしたと、株式会社みなみあいづの収支欠損、こういう言葉が副町長から出られました。これが全てだと思うんです、前からやっていないからいいんだ、これが一番おっかないんですよ。このまま行ったら、これ前から議決案件がないからいいんだと、議論しなくていいんだと、議場で議論しなくていいんだ、こういうおそれがあるように私はすごく危惧します。ですので、私はこの議案に対して反対をいたします。

○室井嘉吉議長 次に、原案に賛成する者の意見ありましたら。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 13条についての4番から8番について削除について賛成ですので、一言話させていただきます。

私もどちらかといえば、全計画、それら8番の森林、いろいろあります、具体的な。地域防災計画、これは議員一人一人に責任もある部分はもちろん理解しています。議運委員長が言っていた後に繰り返すことになるかもしれませんが、今、2番議員が心配している部分は、自分が思いある、この計画の中で1つ、例えば8番、7番のどこかにこういう意見を持っているんだ、計画書は出てきますから、あらかじめね。その中であったものを反映しないんじゃないか、そういう部分の心配をしているんじゃないかと思います。つまり、我々の意思が反映しないで、そのまま完成してしまうのは心配だということだと思っております。私としては、各委員会の中で出ますけれども、その分では、その計画書は、例えば8番の森林整備計画なら産建でしょうけれども、産建の中でもまれながら、例えば別な総務委員会で、森林に関して思いある方、これはもちろんいますよ、だけれどもその分では、その仕組みをつくれればいいんじゃないでしょうかね。要するに計画が出てきた、産建でもまれる、もまれたけれども、その産建の報告の中では、こんな議論が今、途中経過でありますよというのを我々ほかの議員に伝えるというのは、正副か、あるいはその分では今までも仕組みがありますから、その中で、例えばあらかじめ計画書が出たら、こういう部分は拾い上げましょうよというふうな仕組みをつくれればいいわけであって。

そして、もう一つ、この計画書は、執行部が長年、過去の計画書を基に、あるいは今の部分の反省を生かしてつくられるものです。ですから、極端に言えば、その思い入れはあるわけだから、その中でそれをただ通過させることはないわけですよ、必ず我々の目に触れることもあります。ですから、ちょっとまとまりませんかもしれませんが、その心配に関しては、我々しっかりと、今日この議論できたこと自体も、これに対してこんなことありました。計画書を出せば、そのまま通っていくだろうと。執行部はもしかして、4番から8番については、そんなに、何でしょう、言葉悪いですけども、議会にかからないから、ならなくってというような部分もあるかなと思いますけれども。これほど我々はその分に関しては、議会の議決の部分から削除されることによって、その計画が、例えば手薄というか、そういう部分になるとか、そういう問題じゃないですよ。しっかり我々は見えていますということは、今日の議論でもあるだろうし、その分の反映がする、しないに関しては、皆さんの目に触れて、その担当委員、担当所管のほうに、こういうことしてくださいよという計画書を見ながらできるわけですから、それはしっかり僕は。その心配は、4から8がなくなっても、1から2。

もう一つ言わせていただきますけれども、もう一つだけ。8、10、11でいったとき、8、9でいきます。我々がエネルギーを使ってそれを議論する場合に、この3つにどれぐらい、全員で部分で言うと、その1、2、3がどれぐらい重要かということに対して我々は議論を、その4から8番の分を注ぎ込もうという部分の思いはあります。要するに、これほど、8もあれば、議論が薄いかどうかは分かりませんが、それほど1番、2番、3番というのは重要だから、その分を全力で全議員の中で議決に臨もうということの意味が僕はあると思って、その分に賛成しています。

以上です。

○室井嘉吉議長 次に、原案に反対の方の挙手を求めます。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ありませんか、意見ある方。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 私は賛成の立場で発言させていただきます。

私が議会議員にならせていただきましたのは2011年のことでした。したがって、議会基本条例ができた1年後のことでございます。それまで行政の職にいましたが、議会基本条例

については全く知りませんでした。また、二元代表制についても無知だったと言わざるを得ません。しかし、そのときに先輩議員各位から、いろいろなお叱りや教え、教示をいただきました。議会基本条例も大切だ、南会津町議会が誕生してから歩んできた歩み、実践、挑戦、そういったことを肌身に感じて、皆さんから真摯に教えていただいたこと、今の本当の礎になっていると、心から感謝しています。本当にこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

そして、10年が経過し、様々な経験をさせていただく中で、今の議会、どうやっていったらいいだろうと常に考えてまいりました。その基本にあるのは基本条例、ここに書かれている理念は素晴らしいですが、一つ一つの条例、これに対して、我々が職責に込めているかということ、非常に不十分だというふうにも感じております。しかしながら、一方で、やはり理念は必要であるということで基本条例があるんだと思います。そんな中で、今回議会基本条例の検証を10年たったところで行った。確かに基本条例はあるものの、その当時制定されたメンバーが少なくなり、知らない人たちが多くなってくると、その魂が薄れてくる、これを感じて、私もその意義を感じているところです。

一方で、不足しているところはどこかということになりますと、まずは議員間討議、議員間でしっかり討議すること、その過程を経て決定する、それが非常に必要です。しかしながら、やり方であったり、その手法について、まだ議論しているところであり、これも進められていないのが現状ですが、何度かの懇談会や全員協議会の中で実践しているところです。

もう一つ、絶対的に必要だと私が思っているのは委員会の活性化です。議員一人一人の活動では不十分です。また、委員会、先ほど4番議員もおっしゃったように、定例会中における委員会の事務調査というものは各1時間なんです。これで一体何が審議できるのかということをご事あるごとに申してまいりました。そして、ようやく、じゃ、どうしていくというような段階に移っております。特に3月、9月、予算、決算、このときにおいては、全てをそこで論じる、それは無理がございます。じゃ、どうしていくかということについて審議していることをご理解いただきながら、今後の推移を見ていただきたいと思います。

今回は議決案件の削除について提案させていただいたものですが、私はこの10年の自分自身の歩み、これも踏まえて、この議決案件の削除については賛成しております。22年制定から10年たった今だからこそしっかり考えるべきだ、我々は議決案件という権限を持ち、これとともに義務と職責が発生するのは当然のことです。したがって、その対価である報酬について、4番議員がおっしゃるのも分からなくもない。しかしながらそんな単純な話でもないということもご理解いただきたいと思います。

さらに委員会における透明性のなさ、これについても課題があるとは思っておりますが、何せ、この新庁舎が誕生した際もそのような提案をさせていただきましたが、実現には至っておりません。また、議会事務局の、例えば職員の人数についても、3つの委員会を包含した場合にどうやって対応するのかという課題もありますので、これは執行部の同意がなければできないことであり、今後、そういったことも歩きながら考える、歩きながら実践していく、歩きながら変えていく、このような発想、考え方が必要ではないでしょうか。

今回、議決案件を削除するのは、計画の体系を考えたときには私は当然のことだと思っています。それぞれの計画はたくさんあります。それに優劣はない、先ほど議運の委員長が申しました。その最上位計画である総合振興計画、これを基本とし、ほか2つも併せて行う、このことで我々の職責は果たせるものだと思っています。これを削除するから職責が果たせていない、そうではなくて、委員会活動のやり方も考えながら、しっかりやるべきだということを提案させていただいています。

今回、行革につきましても総務委員会のほうで1月までに2回から3回の審議を行う、その後、各議員にも提示しながら、その議員として、ここをどうしたらいいかということに対して意見を募る、そして提案する、このようなシステムがしっかり確立できれば、私は専門性をしっかり担保した上で議論を重ねられる、そして、素晴らしい計画に到達することができると思っています。

例えば文教厚生委員会では、今回、介護保険、高齢者福祉の計画について説明を受けました。やはり専門性が必要だと思っています。16人全ての議員が同じ土壌で話しているかということ、そうではなくて、我々委員会調査の中で現場を見たり、担当者の話を聞いたり、計画そのものについて理解を深めたり、そういったことを、時間を重ねながらやっているからこそ見えてくるものがあると思っています。

したがって、この提案をさせていただきながら、委員会の活性化、先ほど提案いただいたようなことも議論に踏まえながら進んでいく、歩きながら考え、行動していく、そのような南会津町議会であってほしいと諸先輩方も思っているらっしゃる、我々の実践を今日このときも見てくださっていると信じております。ぜひこのようなことをご理解いただきながら、私は賛成の意見としたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長　それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これでは討論を終わります。

これから採決をいたします。

起立によって、採決をいたします。

委員会提出議案第8号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、委員会提出議案第8号 南会津町議会基本条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第9号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、委員会提出議案第9号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎委員会提出議案第10号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第3、委員会提出議案第10号 南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第101号 南会津町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第102号 南会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第103号 南会津町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第104号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第8、議案第105号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第106号 南会津町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先日この資料を頂きました。その中で、企業が納税するに当たっての制度が書いてあります。そうすると、地方公共団体と企業でプロジェクトの立案、磨き上げというふうな、いろいろ項目が書いてあるんですね、プロジェクトの実施とか。このプロジェクトというのが大体どういうものに当てはまるかという、その内容を、もし分かっているようだったらお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員にはお手元にパンフレットお持ちだということなんですが、そのパンフレットの中にも制度の概要ということで、企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額を控除する仕組みですというような説明となっております。この場合の地方創生プロジェクトとは何かというおただしになるかというふうに思っておりますが、このプロジェクトと言いますのは、うちの町では地域再生計画というものを作成しております。この南会津町がつくりました地域再生計画に掲載している事業に、南会津町以外、町外に本社のある企業が寄附をすると、最大9割の税額控除が受けられるということでもあります。

その地域再生計画とはどういうものかということになりますが、簡単に申し上げますと、今年度、議会にも説明いたしましたまち・ひと・しごと総合戦略、こちらに掲載している事業を地域再生計画という位置づけをしております。したがって、総合戦略、これは議会のほうにもお示ししております「新しいひとの流れをつくる事業」、「子供を産み育てたいと思える環境をつくる事業」、「特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる事業」、最後に、「魅力と活力あふれる安全安心な町をつくる事業」、こちらがプロジェクトとなっておりますので、これに適した事業に協賛をしていただける企業さんがあれば、寄附金があれば、その事業のために、役立てるために納税をしていただくと、こういう仕組みとなっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 大変理解できます。

ただ、この情報の発信ですよね。例えば企業が献金なり、寄附なり、いろいろ、クラウドファンディングとかそういうのをする場合、企業のPRを目的としています。ボランティア性もありますが、大半がPRとか、やはり何らかのメリットがないと、個人ではやりますよ、ところが企業という会社、組織の中でそういうことをやるには、やはり企業のメリットということが大変重要になってきます。その中で、南会津町がこれを、今の言った戦略ですね、これをどう情報発信、PRしていくかという、何かそういう具体的な策はありますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

企業にとってメリットがなければ、当然寄附はしないということなので、そのメリットというのは社会貢献ということで企業の社会貢献、さらには地方公共団体とのパートナーシップを結ぶ、そして、その地方の地域資源を生かして、企業として新たな事業を展開すると、こういうような趣旨で寄附金があるものと想定をしております。

しかしながら、日本全国に1,700有余の地方公共団体があります。その中で南会津町に目をつけてもらうというのは、これは大変なことではございます。そのためにも、これといった解決策と申しますか、目玉はないんですが、これまでは、うちの課のほうで進めております、オンラインによりまして、全国に南会津町のまち・ひと・しごとの内容を出しております。それに目を留めていただくということが重要だと思っておりますが、そういう形で情報発信は、今のICT、OA化を通じましてしております。

マッチングサイトというところに出しております。それで先日も企業さんとオンラインで意

見交換をしながら、南会津町のよさをPRしているというところでございます。そのほかにも、ホームページなどで載せるということで、町のこのプロジェクトの展開を全国に発信はしておりますが、必ずしもそれが有効な手だてということとはなかなかないので、これからも検討はしていきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 最後に1つだけお聞きします。

企業がやる場合、先ほど私メリットって言いました。その中で、一番最後のページにいろんな留意点、規制がかかっています。この中で、本社がその自治体にある会社は、企業は、やっては駄目ですよって書いてあるんですよ。だけれども支社とは書いてないんですよ。私が気になるのは、こういう多額な寄附をというか、納税をしていただいた場合、町の事業に何らかの、例えば仕事の発注ですよ、入札関係、いろんなことがあります。ただし本社がなくても支社とかそういうのがあれば、当然納税された企業が何らかの形で事業に関わる場合、その透明性ですよ、そこは考えていますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

その制度につきましては、これは我が町で考えた制度ではございません。国が制度設計をして、全国共通の制度となっておりますので、まず、その制度の中身について、我が町でこういうものはいいか悪いとかという話にはならないというふうに思っておりますが、その要件の中に企業がみえて、そこから代償として経済的に受けることは禁止されておりますということそのパンフレットにも記載になっております。そういうことで、その寄附によって、その企業が特別な受益を得るということに対しては禁止されているというような国の制度設計になっておりますので、議員のおっしゃるようなご指摘は考えられないのかなというふうに考えております。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第107号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第108号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今回の国民健康保険税条例の一部を改正の中身というか、どのような影響が出てくるんでしょうか、ちょっと分かりやすい例で説明をお願いできないでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○馬場純也税務課長 お答えいたします。

これにつきましては、まず、国保税のことではなくて、税制についてからお話ししなければなりません。それは、平成30年に税制改正がありまして、町の条例も同年5月に改正しております。その中の令和3年1月施行の部分なんですけど、具体的には税金の控除の関係になります。その主なものは、給与収入、年金収入の方であっても必要経費的なものがあるという考え方で、給与所得にも一定額控除があるわけなんですけど、収入から控除を引いて所得になるわけです。それが諸外国から比べて、日本、我が国は控除額が大き過ぎるというような議論があったというふうに聞いております。それで、給与収入者、年金収入者の両方の控除額を10万円減額するものになります。つまり、所得が10万円増えるということですね。

そうは言いましても、生活する上で掛かる費用はこれまでと変わりません。そのため、我が国では基礎控除を10万円上げて、結果として控除額全体は変わらないというものになります。給与収入、年金収入の方については変わらないと、ただ、自営の方、フリーランスの方は、基礎控除が10万円上がる分、有利になります。こういった改正が税制でありました。

その上で国保税の減額なんですけど、国保税条例で所得で判定しておりますので、そのまま当てはめてしまいますと、控除が減ったものですから、10万円判定が厳しくなるということになります。そうしますと、当然、削減の基準が厳しくなりますので、従来と全く同じ水準で7割削減であったり、5割削減、2割減額を該当させるために、逆に税制と同じく、国保税の基礎控除を10万円上げるというものになります。

説明してややこしいんですが、税制との整合性を取る、つまり、今までと全く変わらない状

態にするための条例改正になります。ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第109号 南会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第110号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 ここに100円未満の占用料が18件ですか、記載になっております。一番高いものでも年間の占用料って780円とありますが、この徴収方法についてお聞きしたいと思います。どのような方法で徴収されていますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町のほうで、これは許可期間がございまして、基本的には一般の方、5年ということになります。その許可の期間、毎年度納付書を発行して、毎年納付いただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 この100円未満のものは100円ということで、毎年納付書を作成し、封入をし、届けると、その費用って町の方だとどのくらい掛かるものでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

基本的にはシステムから発行しております。郵便料、1通84円、これが基本になると思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 とすると、100円を徴収するために84円の切手を使って、封筒を使いというような、細かい部分かもしれませんが、5年に1度更新という話がありましたけれども、実は私、国道沿いの集水ますに排水管を占用させていただいておまして、これが1年に100円やはり納めています。これの納付書が送られてくるのに170円の切手代がかかっておりました。5年に1度は更新の書類が入っていて、340円だったかな、というような金額の切手が貼られてきて、それを納付するわけです。毎年でもうマイナスの収入というふうに県のほうではなると思うので、私、県のほうに10年とか、前納できませんかと申し上げたことがありました。そうしたら、いや、決まりなのでできないんで、毎年お願いします、毎年マイナスだけでも毎年お願いします。5年に1度だと、これだけの書類を作って送付するとしたら、結構手間とかお金掛かるんじゃないですかという、個別にやるので数千円になるかなという話がありました。

町はそれほどではないにしても、5年に1度更新するのであれば、これは5年、5年に1回の徴収、更新時に5年分を徴収する、前納になるんでしょうけれども、としても100円だったら500円ですよ、最高の人でも3,900円ですから。そうしたら、町は貴重な税金を、あまり多くないか、多いか少ないか、そこは分かりませんが、1円でも、100円集金するのに110円掛かるとか、150円掛かるというようなことがないようにしたらいいのかというふうに思いましたので、こういうのって検討できるんですかねって、これはもう国で決めてきて、上意下達的なものなので全くそういうことはできないのかどうかですね、検討できるかどうか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

町のほうも以前、事務の効率化を図るために県のほうに、効率化のために何年か分の納付ができないかどうか確認した経過はあったようでございます。その際にやはり県のほうも、会計年度という決まりがあるので、1年ごとが基本ですというようなことで回答されたというふうな経過はあるようでございます。しかしながら、複数年にすることによって、町も効率化図られますし、町民の皆さんも面倒がかからないということになると思いますので、ちょっと他町村の例などを参考にしながら、少し検討してみたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第111号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第112号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第113号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第113号 南会津町水道事業運営審議会条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第114号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第114号 南会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第115号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第115号 南会津町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第116号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第19、議案第116号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第117号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第20、議案第117号 土地の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この土地取得が今回議案に上がることについて、私も関係してくるので、私も一般質問で木の町コミュニティ館のことを質問させていただきました。そして、昨日、その前と、各議員の一般質問を聞いている中で、林業のおける状況が大変厳しいということも

町長から出されました。木材の単価が安い、境界線が分からない、区画線が分からない、持ち主が分からない、林道がなかなか整備できていない、そういう状況下において、なかなか林業が厳しいという状況が聞かれました。

それを聞いている中で、ますますこの木の町コミュニティ館、その建設に関しての疑問がすごく湧いてきました。よく町長は費用対効果ということを言われます。私もすごくそのあれは大事だなと思うんですよ。例えば木の町コミュニティ館を建てて、維持管理費が前回の説明だと、年間500万掛かる。そして、実費だけでも月20万ぐらい掛かるという、私の間で年間270万と、ここにメモしてあるんですけども、それぐらい掛かるというふうに前回質問したときに聞きましたが、年間500万掛かることは、こういうふうに書いてありますよね、維持管理費が、人材も含めて。その中でやった場合には、本当にこれ維持管理できるかということが問うたときに、なかなか明確な答えが返ってきませんでした。

では、改めて聞きます。これをやった場合に、公共的な事業が目的の森林組合や非営利団体NPO法人森林ネットワークがこれを運営したときに相当な負担がかかってきます、経済的。それを本当にやった場合に効果があるかどうかというのが私はすごく疑問に思うんです。やはり、やるはいいんですけども、維持管理費をどうするかというこの問題が解消されなければ、私はちょっといけないんじゃないかなと思うんですけども。例えばこれを町が、じゃ、出すんですかということなんですよ、この厳しい財政の中で。そこら辺どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このコミュニティ館を造った場合の維持管理費をどうするのかということ、そして、林業の行政全体をどのように考えているかということ。今非常に厳しい中だからこそやらなければならぬんですよ、このまま放置するわけにいかないですよ。ですから、その情報の発信であったり、あるいはいろいろなそれに関する事業を進めるにおいて、そこが中心になっていくということでもあります。

ですから、ここには森林組合だけ入るわけじゃない、そして、森林ネットワークだけではなく、いろんな関係者がここを共同で利用することによって、そして、林業の振興を図っていくと、そういうキーステーションになるわけですよ。ですから、今の森林組合にしたって、逆に言うと、今の森林組合にしても事務所が仮事務所です。当然事務所だって、自分が持てばもっともって経費は掛かるでしょう。ここに入ったりして、家賃を払うにしても、森林組合はどこかでその負担をしなければならない。ですけども、私たちは、町として考えるのは、そうい

うエリアを1つ造って、そういう施設を造って、連携して、そして事業を発信する、そして振興していくと、その拠点にするということですよ。

ですから、林業が、今、木材加工が非常に厳しい、こういう状況の中で、厳しいから何もやらないということはいかないですよ、やんなきゃならないんですよ。ですから、今、林道の整備もしています。これから新しい計画もあります。それから、間伐の事業も進めています。地元の木材を使うことも進めています。外部に販売することも進めています。そういうことがここが発信基地になると、そのような中で、プラスになる面もあるし、マイナスの面も出てくるかもしれません、事業の中で。

ですけれども、そういうことを総体的に判断した中で、ここが中心になってやっていく施設だということでもありますので、細かい部分、それは一つ一つ積み重ねが大事ですけれども、総体的に判断することも私は大事だと思っています。そういう意味で、このコミュニティ館の役割は今後非常に大きなものになっていくと。ですから、関係団体、関係者とも十分協議した中でこの運営には当然当たっていきますけれども、そのようなことで、町はこの林業の振興という方向性の中で考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 まさしく町長のおっしゃるとおりです、そのとおりです。こういう拠点づくりに対して私は反対しません。だけれども、その中身とスケールです、大きさです。例えば情報を発信する、この前回示された資料の中に、木の町をPRするために展示・販売機能とか、そういうふうに書いてありますよね。

例えば、今の駅のステーションプラザの2階、あれ空いていますよね、今、使われているのかな。これ例ですから、もし使われているだったら勘弁してください。そういうところでも実際にできんじゃないですか。1回そういうことやって実績を積んで、これだったらいけるぞと、そういうことをしていかないと、どれだけ、この家具や玩具、アロマ、こういうことが実際、商品としてどれだけ売れるか、年間、人件費も含めて費用が捻出できるのか、そこが大事だと思います。

あと、森林組合のことも言われましたが、まず、建物の前に私がほかにやるべきことが、何か昨日までの議論を聞いていて思ったのが、ちょっとその疑問が湧いてきました。例えばです、作業員、その安全性というのがちょっと疑問に思っている。実は私の耳に、けがをして手術した人やけがをして辞めて、この町から出ていった人をお聞きしました。

ちなみに林業に関わる労災、年間何人ぐらいいるのでしょうか。私はそういうことを把握して、

まず、根本的な、小さな積み重ねと町長言いましたが、本当に林業の諸問題を洗い出して、そういうことを解決していかないと、建物を建てた場合に、いや、実は林業に従事する人が本当いないんだよなど、建物は建てたけれども、実際なかなか活性化できない、こういうことが懸念されるんですけども、これも議案から外れるかもしれませんが、実際に今、林業に関する労災というのは把握していますか。

○室井嘉吉議長 ちょっと待ってください。

2番、馬場浩議員に申し上げます。

今、この議題から外れるということを自分も意識しているんであれか、そこは、議題から外れた質問はしないでください。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 実はこの土地取得、これが木の町コミュニティ館のために取得する、その目的のためにこういうことを、今のようなことを聞いているんです、林業全般の。これを、もし土地を買ったんだから、もう建物を建てるしかないんだと、なし崩しにいくのが私は懸念されています。それは、町長、首を振っているからないと思うんですけども、やはりそういう議論が私は必要だと思うんですけども、から質問しましたが、議題から外れているということでしたら、私は撤回します。

以上です。

○室井嘉吉議長 それでは、ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 2番議員からも話があったようですが、この土地買収が木の町コミュニティ館の建設事業に関わることであるということで、幾つか質問させていただきます。林業のみならず、様々な住民生活、あるいは産業等について、それぞれ意見が違うのはあっていいことです。私は、こうして議会に席を置く以上、少数の意見の代弁者でもありたい、そう思っていますので、ここで幾つか質問をさせていただきます。

まず、この林業政策全般にわたって、先ほど林道も整備されているというようなお話もありました。当然、林業政策としてやっておられると思います。しかし私は、政策実行に当たってとても大事なはその優先度だと思います。まさしく今、森林の適正な管理や、あるいは境界の確定や、あるいは作業路の設置や、あるいはまた、素材生産業者の現状から見て、どうしてもこのコミュニティ館はこの時期でないと駄目だと、こういうお考えだと思いますが、その理由の一端をお話しいただきたい。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

優先度、これは人それぞれ、価値観の違いからあると思いますよ。ですけれども、今、町の森林行政を進める中でポイントになる部分がない。山はいっぱいある、じゃ、どこが中心になるんだ。そして、それらの関係する団体が一緒に事業をする、やっぱり施設がない。そういうところを町としてはしっかり確保した中で、そして、そういう人たちが手を組んで、そして、林業行政を進めていく、もちろん町もそれなりの意見、支援していく必要がありますから、そういう中心になるもの。

ですから、一つは林業の中の、町の行政で言えばこの本庁、あるいは支所、それに値するものがこの木の町コミュニティ館になると、私はそのような思いの中でこの施設を皆さん方に有効に使っていただくように考えたわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 手を組むことは賛成です。私が今まで一般質問等でも申し上げてきましたが、あるべき姿を理想的につくり上げること、それはビジョンなんです、ビジョンはなくてはならないんです。このビジョンをどういうふうの実体の現れる、実体が伴う、望むべく実体にしていくかというのは、戦略と戦術が必要なんですよ。

どうも、今までずっとこのお話に耳を傾けてきたんですが、戦略と、それから、いろんな方が入ると言って、つながりを持って、情報を発信してと、こう言いますけれども、誰がいつ、どこで、何をやっていくかという、いわゆる戦術が見えてないんです。これはいずれ必要だと思いますが、私は、今この時期、コロナの真ただ中であって、生活が非常に不安な方々がいる、この時期にやるべきことではないだろうと思っています。

そこでお聞きしますが、この情報発信というのは、例えばです、どこにどういう情報を発信したいんですか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 申し上げます。

情報の発信につきましては、まず、町内関係、それと、今回の川中と川下ということで、素材生産業者と売先でございます工務店と、そういったところを結ぶ、さらには町外の工務店につきましても、そういった情報を結んで、今現在、需要として、例えば丸太のどういうものが欲しいのかといったものを結びながら、素材生産のほうと関連をしていくというところでございます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほど、町内にコロナウイルス禍の中でもっともっとやることがあるでしょうという議員の発言でありますけれども、コロナウイルスは本当に突発的に起こった、これも一つの災害です。ですけれども、普通の状態でもしっかりとやらなければならない事業というのはあるんです。これは、コロナだからやるやらないの木の町コミュニティ館ではないんです。この厳しい、コロナにも匹敵するくらい厳しい木材の状況の中、森林状況の中、町としては、これは、私は、90%以上ある林業の活用、森林の活用、これは非常に私たちの地域に大きな、重要な事業だと私は思っています。ですから、そういう意味で、コロナだからやめる、コロナのことはやらないというのはないですよ、コロナの対策もしっかりやっていかなければならないと思っていますし、やります。

そういう意味で、いろいろなことを実際ございます、災害もありました、少雪もありました。しかし、それに対しての緊急的な対応も当然しなければなりません。しかし、将来を見据えたものを何もやらないで立ち止まるわけにはいきませんので、そういう計画をしっかりとやって、そして、町として、私としては、これも森林の、林業の振興のために一つのポイントになると、そういう拠点であるということの認識の中で進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず、今、非常に林業が厳しいとおっしゃるならば、その実態をできるだけ数値化して、教えてほしいんです。その中に問題が、原因が恐らく隠れていると思いますよ。例えば素材生産が今どのくらいの量があるか分かりません、素材生産に従事する業者とか、人がどのくらいいるか、彼らが何を望んでいるかと。素材生産をいわゆる集荷する、集材する場所が欲しい、あるいは、その集材した素材がどこにどれほど流れているのか、こういうことをしっかりと数値化して、つかんだ上で、その上で今、この情報発信のいわゆる拠点となる場所が必要だと言うのであれば、それは時期的に適すると、こう判断できます。

でも、コロナ禍でもやらなきゃならないんだという話がありますけれども、住民一般の見方というのはそうじゃないですよ。これ、お金どこから出ているか、お金には色ついてますよ、役所では。しかし、住民の方々は色をつけてお金を見ていません。だったら、1年、2年先送りしても、今、私たちが不安を持って抱えているこの問題にしっかりと予算をもって、あてがってほしい、これも実は現実に聞こえてくる言葉なんです。私はですね、決定権を持っているわけですから、最終的には私には決定権はない。ただ、いろんな悩みやいろんな不安を抱えな

がら、懸命に今この時期をこぎ抜こうとしている人たちにも私は代弁者でありたいと。私が何をしたかじゃない、私はできないんです。私は何をしようとしたかということだけはしっかりと伝えていきたい。

そこで、お聞きしますが、この取得をする資金はどこから出されるんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 町の一般財源でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 一般財源ということですから、もしこれに相当する金が国や県やそういう制度から、ちょっと恩恵を受けられない方々に届く方法も私は検討されていいのかなと思います。

そこで、最後にしますが、川上と川中とか、川下というふうに位置づけました。私は、製材工場もありますが、南会津町の林業は川上というふうに位置づけています。川上として今やらなきゃならない林業政策、事業、これはどんなことがあると思いますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

林業に関しましては、やはり長期的な部分と中期的な部分と短期的な部分ということがございまして、先ほど町長ありましたように、道路や林道の整備につきましては、やはり時間がかかるということで長期的な部分になるかなと思います。中期的につきましても、やはり土場の計画であったり、社会システム、レンタルとかそういった部分の団地化の集約化とか、そういった部分になるかなと思っております。短期的には、やはり今現在、事業者の確保であったり、機械化の導入、そういったものが該当するというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 まず、林業者が、ここは積雪地帯ですから、いわゆる業務から離れなければならない時期があるわけですよ。まず、一つは、できるだけいろいろな知恵を絞りながら、年間通して仕事ができる状態をつくること。そして、もう一つは、家族を養えるくらいの年収が取れているのかどうなのか、ここを確保するためには何をすべきなのか。町としてじゃないですよ、町としてお金を出すということではないですよ。町として、業界と話し合いながら、あるいは林業従事者の代表でもいいですが、その方と話を進めていく、それがあって、そういう前提があって、拠点づくりでいいんだということなら分かるんです。

そこで、1つだけ意見を申し上げて質問を終えたいと思いますが、林業のいわゆるこの拠点

の位置づけるものが私は1か所でなくてもいい、場合によっては、製材工場の敷地であったり、あるいは素材が集材される場所であったり、そういうことで対応できる。それから、もう1点は、公的施設を今見直しておりますが、そういう中でその改装しながら対応できる、こういうことを申し上げて、質問は終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員が質問を終わるといことで答弁させていただきますが、今いろいろの状況の中で、製材工場にしても、林業を、伐採とか、そういう従事している人たちにもいろんな、町としてできる限りの今現時点での施策も講じております。そして、どこよりも早く、土場の確保も南会津町はしました。流通のそういう状況も少しずつ改善はしているところであります。

ですから、いろいろ課題は、それぞれ言われるようにいっぱいあると思います、私もそのとおりだと思います。そうした中でまず、一つ一つ、その課題をクリアしていくということが私は大事なことだと思います。そういう意味で、拠点、拠点ということは、確かにそこはベースになりますけれども、いろんなそういう作業する場は1か所でなくていいと、これ私もそう思います。

ですから、それはそれに応じた中で、それぞれの関係者が築かれる場合もあるでしょうし、町も連携して築く場合もあるでしょうし、単独でやる場合もあるでしょう。そういうことをあつた中で全体を見て、そして、将来を今からある程度計画していかないと、必要になったときになっても、すぐに準備できるものできないもの当然あるわけですから、そういうことも想定した中で、関係者の皆さんとも重々協議しながらやっていきたいと思っております。

それから、町民の方々に対してのいろんな施策でありますけれども、これは、それぞれの中で、どういうことがあってもそのときにしっかり対応できるような、そういう心構えは自分としても思いはありますし、そして、皆さん方にも状況の把握をさせていただいて、そして対応していくという、これは今までの私の行政の在り方は基本的には変わりございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 まだあります。

〔「今、話があったから、あります」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、町長から話が出たので、終わるつもりでしたけれども、今の話の中に加えて質問させていただきますが、じゃ、現在の土場はどのくらいの出材があつて、今あ

り余っているのか、それとも足りないのか、その状況を教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今現在の数量につきましては、現在把握はしておりませんが、年間約、素材生産としまして、3万3,000から4,000立方ぐらいの今、計画となっています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今というのは今現在じゃなくて、例えば1か月前でもいいんですけども、全体として把握しても手は打てないですよ。この時期にこのくらいある、この時期にはこのくらいしかない、これがあるから、じゃ、どう手を打っていくのかということなの。そのところが、さっき町長もありましたけれども、いろんなというの、いろんなというのとは分からないですよ、私たちは。執行者側はいろんなことやって、頭の中で考えて、あれもこれもあるというから分かるでしょうけれども、私たちにいろんなと言われても、私たちには分からないんです。より具体的に説明をお願いしたい。

これで答弁があるんなら、また質問していきますが、なかったら終わります。

○室井嘉吉議長 ないですか、答弁はね。

だから、答弁があればということだから、答弁がなければ、ないという理解でいいですか。

〔発言する者あり〕

○室井嘉吉議長 分かりました。

それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

2番、馬場浩君のほうから、先やってください。

○2番 馬場 浩議員 今までの質疑、私の一般質問に対しての質疑のその回答で、私は十分納得できません。どうしても年間維持管理費500万、これがどうするかという明確な答えがない限り、やはりこの計画は私は承諾できません。ですので、反対します。

○室井嘉吉議長 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

ございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、このコミュニティ館については、これまで何回も議論をして、そして、整理を図ってきたものではないのかなど。まさに拠点となる施設が、私も実は林業関

係に、大分長く携わってきた関係もございまして、やっぱり私は必要だと。そして、今拠点がそれぞればらばらでも構わないというような意見もございましたけれども、やっぱり拠点というのは、1つちゃんとしている中でないとやっぱり整理をできないんじゃないかというふうに私は考えています。そういう立場で、今回のこの第117号議案については賛成でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 次に、原案に反対の方の討論を求めます。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただいま何回も議論してきたと言いますけれども、議論のつまり根源、いわゆる問題点の真意というか、根源に行き着いていないから、私はそこに行き着きたいので質問をし、そして、意見を申し上げてきている。

それで、今回はこの土地取得に対して反対を表明します。理由はあります。まず、足元の林業の実態、これをもう少し見極めて、全体の行政の調整を図りながら執行するとすれば、私は、予算の組替えをしても新型コロナウイルス感染の対策費として回すべきであると。これまでもたくさんの感染対策がされてきましたが、まだまだ十分とは言えない、これが私の認識でありますし、これまで何回も説明されていますが、実際にこの拠点をつくったときに、拠点の運営と、さらには情報発信というけれども、どこにどういう情報を発信し、どれだけの人の関わりを持ってもらうのか、つまり実行計画、これがしっかりと出ていない、これでは全体として6億ここでは7,200万円ほどであります。総工費として6億9,000万ほどの経費を、補助金もあるでしょうけれども、拠出するのは、私は時期尚早、こう考えて反対します。

○室井嘉吉議長 次に、原案に賛成する者の討論を求めます。

ございませんか。

〔「なしって言って、やったほうがいい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 次に、反対をする者の討論を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 それでは、これで討論を終わります。

これから採決をします。

採決は起立によって行います。

議案第117号 土地の取得についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○室井嘉吉議長 起立多数です。

よって、議案第117号 土地の取得については原案のとおり可決されました。

それでは、以上をもちまして、ここで暫時休憩に入りたいと思います。昼食休憩といたします。

午後の再開は1時10分といたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時10分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎議案第118号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第21、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町古町温泉赤岩荘等13か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第119号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第22、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町 館岩農林水産物処理加工・販売施設、南会津町館岩農産物直売所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第120号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第23、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町 針生緑の広場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第121号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第24、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島☆園公園、南会津町会津田島☆園会館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 ちょっとお聞きしますが、一応この施設は公の施設の中で廃止という形が出て、そして、全員協議会の中でまた、これはちょっと延ばしますという、議員懇談会か何かであったような気もしますが、今、この中でこの5年間を指定管理者としてこれをやっていく、その意見というのはどういうふうな捉え方でののか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

☆園会館の意義といたしますか、まちづくりの一つといたしまして、☆園の町というテーマを掲げて、そういった、年間を通して、☆園祭の祭りの行事ですとか、そういった一連の流れ等が分かる施設、さらには、伝統食といたしまして、郷土料理等を、お祭りとかの料理等を食べる食文化、そういったものを伝える施設ということで考えてございます。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今ほど商工観光課長が申し上げましたが、私のほうからちょっと経過を含めて、お話をさせていただきたいと思います。

この公共施設の個別計画については、最初、平成31年2月28日の議員懇談会でございましたが、執行部がつくりました案としては、☆園会館、令和3年度で廃止ということで一度ご説明を申し上げました。その際、議員の皆さんからも、今まで担ってきた役割、今後の役割、それから関係者との協議、そういったものも十分踏まえて対応されたらどうですかというようなご意見をいただいたところでございます。

☆園会館につきましては、行政区や、それから町民と密接な関係があり、しっかり意見を聞き、判断すべき施設というふうに我々は位置づけておりました。当初、修繕費とか、4つの屋台ができたことによる展示施設の意味合いというのが役割を終えたのではないかとということでそういうふうな提案を申し上げたところですが、議会からのご意見、さらには指定管理を受けている方との協議を踏まえて、令和元年12月の議会全員協議会で令和8年度で廃止をしたいというような方向の変換をしてきたところでございます。

それから、今ほど商工の課長が申し上げましたように、☆園会館の条例がありますので、それに基づいた運営をしながら、それから、特殊な役割といたしますか、郷土料理を提供していただいたり、それからイベントでにぎわいを出していただいたり、そういった附随的な効果も上げていらっしゃると思いますので、その辺を考慮した上で5年間ということで、この5年の中で方向性を出していこうということでございます。令和8年度をもって廃止ということで、公共施設の個別計画の中では位置づけをさせていただいているところでございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 大変、私は不思議に思っているところがありまして、先ほどからコロナ禍という話もいろいろ出て、そういう飲食店とか、そういうところもかなり疲弊していると、そういう中で、民間の事業者は家賃を払って事業をしている、ここは条例にもあると言いながら、本来であれば、これは町として、逆にね、貸出しをして、その中で家賃なり、そういう収入を得る道も検討したのかどうか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 まず、施設を町が所有しておりまして、その施設全体の維持管理、その中で掛かる経費、それから収入として運営側で入ってくる経費、それらを差し引いた分を指定管理ということでお出ししているものですから、今議員が言われたような家賃として町が頂くというような検討はしてございません。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 揚げ足を取るような質問になるかと思いますが、収入を得た分を町がもらうという形になっていますが、過去にそういうことはあったでしょうか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 ちょっと私の説明が不足だったのでしょうかね。入館料等の収入は指定管理者の収入になりますので、全体経費、それから指定管理者が得る収入、差し引いた分を、例年このぐらい掛かるだろうということで指定管理料として出しているということでございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 指定管理者を受けながら、過去においてはこの☆園公園、その面に関しては、草も刈るな、そういう経過もありました。その後、私も行って、そういう話をしたら、その後草を刈るようにはなったりしましたが、過去においては、私もこれは議会で言っているのか分からないですが、運営している責任が過去においてはちょっと欠落していたという話も聞いておりますので、そういう中において、この指定管理者に選んだという実績というか、そういうものが確実なものがあるのかどうか、お伺いします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

まず、過去の管理上の問題が事例として出されましたが、やはり町側として指定管理を出している、ですからそれが正しく行われているのかという、発注者側の責任というのがあるんだろうと思います。確かに公園の管理が、ほかから見れば、もう少しよくやらずにいけないというような物の見方をされたこともあったかと思いますが、それらについては、町からしっかり指定管理者のほうに申入れをして、対応していくということになります。

あと、もう1点が何だっけ。すみません、2つ目の質問をもう一度お願いしてよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 大変失礼しました、2つ目の質問が。

今回の指定管理者を選定するに当たっては、やはり令和8年度で廃止するという方針を議会のほうにもお示しをして、ご了承いただいているということでございますので、先が決まっている施設、ですから、それは今まで管理運営の実績のある施設にお願いするというので、今回は、公募ではなくて、単一選定で引き続き指定管理者にお願いしたいと、こういうふうな提案でございます。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 そういう観点で町のほうでは選定したわけですから、今後、やっぱり疑念を持たれるような、そういう経営の在り方はちょっとおかしいところもあると思いますので、執行部のほうでそういう指導を含めながら、お願いしたいなと思います。

以上、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今、副町長答弁の中で、令和8年度で一応廃止をするものが議会の中で了解というような答弁あったんですが、それは町のほうの考え方としては、こういう考えでいくというような形で個別計画の計画書については提示はされているというふうに私は理解しているんですが、どこで、それを了解というような形でものがないという、そこまではやっていないのではないかとというふうに考えているんですが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 この件については、令和2年2月28日の議会全員協議会で個別計画の内容をお示しして、その中に令和8年度をもって廃止するという表記をさせていただきましたので、議員の皆様にも、ご理解をいただいているというものというふうに理解をしております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私も今回の、前にも一般質問等でこのバイパスの関係についてのいろんな絡みの中で意見は言っているわけですが、一応その令和8年度で廃止をする中身については、了解というのは私は知っていませんよ。だから、その了解というのが、どういうふうな、つまり提示をして、そこで何にも意見が出てこなかったから、了解として受け取っているということなのか、どうなのか。そこの、採決としてそこまでちゃんとなっているというふうに位置づけがされているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 これは議会に対する議案としてお出ししているようなものではございませんので、採決というか、議案として決定されたものではございません。ただ、計画としてお示しをして、ご議決を得ているものということで私は理解しております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そこだけはっきりしたいんですよ。今言ったように議案として出たものじゃなくて、一応こういう考えの下に町としては考えているというものが、理解を得ているという形と、了解を得ているというような形の言い方というか、言葉はそんなに違わないかもしれませんが、私はちょっと採決をされたものでないですから、そうではないのではないかと、いうふうに考えているんですが、一応そここのところはちょっと、理解を得ている、了解を得ているという、その言葉尻の中身でどうのこうのというのはちょっとどうなのかなという気がしますので。実はこの問題については、私自身もちょっとこれから、今度は令和3年4月1日から、一応この指定管理が令和8年3月31日までの間の中で、また議論展開をしたいなというふうに考えている案件でございますので、それは、ただ、了解という言葉ではないというふうに私は考えていますので、そここのところは申し上げたいというふうに思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 了解の言葉の解釈については難しいところあると思いますが、この間、令和2年2月以降の取組として、指定管理を受けている団体のほうにもアプローチしまして、町としては令和8年度で廃止の方向でいるので、その辺を含めてよろしく申し上げますというようなことで申し伝えてありますので、そのことについてもこの場でご報告しておきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第122号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第25、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（西屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第123号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第26、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（上大屋台

格納施設)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第124号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第27、議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（本大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第125号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第28、議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第126号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第29、議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町地場産品展示販売施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第127号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第30、議案第127号 南会津地方広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第128号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第31、議案第128号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 一般補正の27ページ、款が農林水産事業費の目が林業振興費、その中の14番目ですね、節、工事請負費、林業成長産業化地域創生モデル事業についてちょっとただしてみたいと思いますが、昨日2番議員の一般質問において、多分農林課長だったかと思いますが、縦ログ構法を実施する場合、補助率が高いんだと、たしか2分の1というふうにおっしゃっていたかと思うんですが、いよいよ土地の造成が入るということは、建物の建築に近づいてきた、こういうことなので、その辺をお尋ねしたいと思います。

まず、1点です。補助率が高い、その理由を教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

補助率が高い理由につきましては、林野庁で地域に貢献できるという工法だというふうに認められたところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、林野庁が地域に貢献できる、いわゆる工法だというふうに認めたのはいつで、それは誰が発案した工法ですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

いつというのにつきましては把握しておりませんが、この工法につきましては、町内のはりゅうウッドスタジオが工法として提案しているものだと思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これも昨日、2番議員がただしたかと思うんですが、そうすると、これが補助率が高いからこの工法をというのを初めに決めたことなんでしょうか。それとも、幾つかの提案を求めて、提案の中でこれが採択されたものんでしょうか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

この工法の選定に当たっては、林業成長産業化の地域構想をつくる段階におきまして、関係団体と打合せをさせていただいております。その中で、地域構想の中で、この縦ログ構法を推進をしていきたいと思います、というのは、昨日ご説明したとおり、地域の木材を利用できると、さらには地域の製材所の中で加工や製材ができると、さらには工務店においても施工ができるというような観点から、今回の工法を採用したというところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今の説明を聞きますと、構想の段階から設計者が決まり、あるいは施工者が決まったというか、決まっていくというか、そういうふうに判断してよろしいんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

構想の段階で決まったのは、縦ログ構法を基本的に考えたというところでございまして、特に設計者、施工者については特に考えてございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、町内にこの縦ログ構法が施工できる技術者、もしくはそういう体制が整っている工務店は何かありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、縦ログ構法につきましては、南会津の森林認証制度ということで、COC制度ということで、そちらの認証を受けている団体が17社ございます。その中の工務店部分といたしましては、建築ができるのは12社と考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほど設計というか、あれが、はりゅうウッドスタジオでしたかね、それと芳賀沼製作との親会社、子会社というのはありますか、関係が。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

親会社、子会社かということについては特に把握はしておりませんが、関係する業者だとは思っております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 基本構想をつくり、あるいは基本設計に到達して、さらに実施計画までいく過程があるわけですが、その中に地域貢献というのはとっても大事な要素であります。しかし、一つ注意しなきゃならないのは、優越的な地位の乱用と。優越的な地位、つまり関係性がどのくらいあるか分かりませんが、その関係性が明確に平等性や公平性が保たれているかどうかということを、やはり公共事業を行う上ではとても大事だと私はそう思うんですが、その優越的な地位の乱用になる可能性はありますか、考えていますか、そういうことがないと言い切れますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今ほど縦ログ構法の設計の特殊性のお話は農林課長が申し上げたところでございますが、施工については町内の工務店で施工できるということでございますので、町内の工務店を当然指名して、指名競争入札で業者を決めるということになります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その場合に、この場合のいわゆる入札行為を行う場合も予定価格は開示する予定ですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 はい、今回の工事について、これからの工事もそうですけれども、予定価格を公表して、さらに最低制限額を設けながら、競争入札に付すというやり方には変わりはない

ざいません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 予定価格を開示することと優越的な地位を活用する、乱用するというこの関係性についてはどうお考えですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 予定価格を開示するということと、乱用というのは全く別なものでないでしょうか。私は、それは開示するから、または関わっているから、乱用に当たるのではないかというふうな指摘については、それは違うのではないかというふうに私はそう思いますけれども。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる入札に参加する工務店としての主体、事業主体があります。設計をした、いわゆる、この関連会社というかがあります。そのときに、入札する場合、予定価格を開示することによって、ほかの一般の参加業者がそれを組み立てて、積み上げて、積算をするということを恐らく省略してしまうケースがある。むしろそこを出さないで置いて、しっかりその工務店、12社とおっしゃっていましたがけれども、12社がそれぞれの力量でそれぞれ積算を組みながら、予定価格に近いのか、あるいはそれをオーバーするのか、低いのか、分からない状態で、私は入札執行するのとても大事なやり方ではないかと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 現時点ではそのようなことは考えてございません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまでも何回も言いましたが、私は執行部に変えてほしいと言っていない。どうぞ自由にやってください。ただ、私のところに届く情報、それは正しい情報なのか、あるいはねじ曲げられた情報なのかは分かりません。しかし、自治体の運営として、公平に公正に、しかも町民に理解度の高いものとして運営してほしい、そういう関係で申し上げたので、どうぞそれはご自由にやられていいんですが、私の中の疑念が残ります。このことを申し上げて、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の4番議員との縦ログ構法の選定に関する質疑の中でちょっと1

つ疑問点が生じたもので、質問させてください。

普通、入札、随意契約とかそういうことする場合に、工法の比較って必ずやりますよね。従来型と新しい新技術、その中で工法の概要、経済性、工程、いろいろ比較するわけですよ。これは議論されたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

工法につきましては、実施設計・基本設計の段階で、やはり費用対効果という部分もございまして、工法については、概算事業費ということで工法については検討させていただきました。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、この工法の比較表、説明書ですよ、これはあるということよろしいんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 簡単ではございますが、今手元にはございませんが比較表はございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 どんな工法にもメリット、デメリットがあります。今回、課長の説明では、そのデメリット部分がどうも全然言われていません。例えば無垢材を使うことでしたら、どうしても無垢材は伸縮します、変形します。だけれども、そういうことに対しても、デメリットの面というか、そういうことが全然説明されていません、いいことだけです。ぜひ、もし見られるのであれば、工程の比較表、それを拝見することは可能でしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 工程の比較表につきましては、提出するというのでしょうか、提出することも可能だと思います。

○室井嘉吉議長 いやいや、見ることは可能かという。

〔「見るだけでいいです」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、農林課長申し上げましたが、突然言われた話ですので内部で検討させていただきます。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この工法比較表、これは、国の補助金とか、そういうものを使った場合、会計検査やったときに何でこの工法になったかというの、一番先に見られるやつですよ。副町長、突然言われたからと言われましたが、こういうのは常識ですよ、はっきり言って。ぜひそこら辺を踏まえた中で、後で見せていただければと思います。

質問を終わります。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 会検で見られるというお話いただきましたけれども、それは当然だと思いますよ。そのことを踏まえてちゃんとやっていますから。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 大変失礼しました。先ほど私、4番議員さんの質問の中で12社というふうに答弁させていただきましたが、今回、SGEC認証林の中に入っているフォレストという、南会津森林推進協議会の中にある工務店は約10社だというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、これから発注する段階におきましては、この工法は今現在フォレストという組織の中に入っているのが工務店としては10社ですが、一般的な通常の在来工法とさほど変わらない工法でございますので、そちら、工事業者の指名の段階につきましては、また指名委員会のほうで決定をさせていただきたいと考えてございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ページ33ページの消防費。消防費の中の消防施設費の工事請負費で、消防車両格納庫の減額5,000万以上ということになっていますが、このことについて。それから、一般の補正の36で、教育費、小学校費、学校管理費、工事請負費で伊南小学校の手すり等設置工事請負費116万円等が上がっております、これについてお伺いします。

最初に、消防車両5,650万円の減額ということで、これ事足りるということだったのか、それとも何か補助金がつかなかったとか、ちょっと説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

この事業に関しましては、当初計画では、田島の藤生地区の富貴沢橋の改良工事に伴いまして、その工事に支障が出る消防屯所ということで藤生地区の消防屯所がございました。それで、住民生活課としては補償金を頂きながら、藤生地区の屯所を移転させるという計画でこれまで

やっていたのですが、用地が、その富貴沢橋の改良に対する用地が遅れたということを知っていましたので、今年度の実績へですとか、このような工事請負費と公有財産購入費等がちょっと執行できないという判断で今回予算を減額させていただきました。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 分かりました。

実は産建でこの橋のことの説明はいただいて、屯所の話も実は受けたんですが、この金額的なものについては、多分所管外だったもので説明を受けなかったもので、内容的には分かりました。

続いて、小学校の手すり関係の工事ということですが、これは、文教厚生委員会の学校訪問を受けて、その要望に応えた形ということの理解ですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

文教厚生委員会の学校訪問とは別に動いておまして、特別支援に入るかどうかというようなことで、例年そういったことでの準備を進めておるところでございますけれども、それに応じた対応だということをご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうすると、これは、伊南小学校にそういう該当する児童が想定されるというような中身、理解でよろしいですか。ついでにこの具体的な中身も併せてお願いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

令和3年度において、伊南小学校に体の不自由な子供が入学するという前提でその工事を事前に進めるという内容でございます。内容につきましては、校舎の出入り、あとは、校舎内の手すりの設置ということでございまして、まず、校舎の出入りについては、一応玄関からその教室に向かうまでの階段の手すりの設置でございます。あと、校舎内につきましては、対象児童が移動する段階で、自室から体育館であったり、ランチルームであったり、あとは親教室というんですか、そちらのほうであったり、あとは特別教室といいますか、音楽室とか、そういったところに移動するに当たって必要な部分、これについて、本人、あとは保護者だったり、あとは教育委員会、あとは校長先生、あとは保健室等の立会いといいますか、意見を踏まえながら設置をしたというところでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうすると、保護者の、まだ造っていないので確認はないと思うんですが、保護者の要望、希望を取り入れたという理解でよろしゅうございますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えをいたします。

一応本人と保護者の意見を聞いてというようなことでございますので、要望も確認した中で設置をしたということでございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 補正の36ページと37ページになるんですが、小学校費と中学校費、これ同じような形で、17の備品購入費の部分の減額の433万2,000円のICT活用の事業の部分と中学校費の中の同じ備品購入費の中の減額の229万8,000円、この減額の部分の備品の説明と、もう1項目が、39ページの御蔵入交流館の設備改修等の中の6,746万5,000円についての説明は、それは後で言います。まずは、備品購入の減額について説明をお願いします。

〔「両方一緒でよろしいですか」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えをいたします。

まず、一般補正の36ページの備品購入費433万2,000円の減額の部分でございます。こちらのほうにつきましては、本年度整備しておりますタブレットの端末、まず、小学校分として517台、これの請差の不用額でございます。あと、次に、同じく37ページの備品購入費の229万8,000円の減額、こちらのほうにつきましては、同じく本年度整備しておりますタブレット、中学校分でございますが、237台に係る請差の不用額となっております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 つまり、GIGA構想の中の1人1台の部分の差額ということで、確定で、減額大いに結構です。世の中競争なので、こういう結果だったことは今聞いて初めて分かりましたけれども、理解しました。

ところで、これ支払われ、差額ですから、実際は駆動自体、1人もう1台になって、皆さんサポーターなんかもらっちゃいますけれども、実際の動き自体はどうなんでしょうか。もう完了して、皆さん、子供たち使っているでしょうか。それ現況だけ、ぜひ教えてほしいと思い

ます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

まだ納入のほうには至っておりませんで、G I G Aスクールサポーターにつきましては、今、そのマニュアルづくりというようなことで、各学校のほうに入っていて、先生と協議をしながら、その機器の活用といいますか、あとマニュアルづくりが主になりますけれども、それで進めさせていただいているという状況でございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 つまり、まだ、1台の分のハードのほうは手渡っていないということなんですけれども、いつ頃、子供たちは、じゃ、新年度になっちゃうような感じですか。具体的運用開始、サポーターも今準備段階でいろんなマニュアルづくりやっているみたいですが、4月からなんでしょうか。具体的に子供たちがそれを使って学習する、スタートの期限をちょっと、始まりを教えてほしいんですが。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

なるべく早くというふうには考えてございます。今、コロナ禍という部分もございまして、できる限りというようなことで進めてはいるところでございますけれども、正式な運用等については、4月以降になるのかなというふうには思っております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 上級学年の方は卒業するので触らずに終わってしまったのはすごく残念ですけれども、全国的にそういう傾向みたいですので、それは理解しました。

それでは、39ページの部分の御蔵入交流館、結構高額で6,746万5,000円について、この減額の理由を説明いただきたいです。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

この6,746万5,000円の内訳につきまして、まず、照明設備の改修工事、こちらの減額が6,588万7,000円、それから、御蔵入交流館の会議室の窓の改修工事分、こちらが157万8,000円となっております。窓の改修工事につきましては、純粋に最初に予算を取った分から工事請負費、入札をやった結果の差額の減額となっております。照明設備に関しましては、当初予算で3億3,200万円予算を計上しておりました。こちらにつきましては、平成30年度に実績を行っ

た結果を基に予算計上したもので、発注に当たりまして、灯体等の単価の見直しを行いました、これで2,367万円の差が出ております。それから、入札を行いまして、落札率が85%ということで4,690万円の差が出ました。

現在、まだ現場に入っていないので、現場に入ってから変更が生じる可能性もありますので、その分、若干残を残して、今回、照明設備の分が6,288万7,000円の減額というふうになってございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 文化ホールの中で3億というのは、僕は素人ですけれども、ちょっと驚いた、一般質問を実はした経緯もありまして、この6,500も、これも納得でした。計算したならば、減ったのも理解しましたので、大いに正しい数字を出してほしかったけれども、こういう、ある意味では正しい結果になったことは好ましいです。何かLED部分が途中でということ言いますが、完了はしていないのでしょうか。ホールで使ったり、いろいろ、NHKのBSなんかやっていたりするんですけども、これ、まだ中途なのでしょうか、工事のほうはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 入札後に今、業者のほうで部材をそろえていると、材料そろえているという段階で、現場のほうは、1月10日ですね、成人式終了後の現場のほうに入るという予定になっておりまして、その後は、3月いっぱい、文化ホールのほうは使用不能になるということでございます。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 コロナ禍の中で休館があったので、僕自身の感想としては、あの中でやっていたかなという、僕も文化ホールへ毎日行っているわけじゃないので、そういうイメージ持っていたところで、まだまだ入っていなかったのはちょっと驚きだった部分がありました。じゃ、1月の中の寒い中で工事大変でしょうけれども、理解しました。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一般補正42ページの公債費、12番、1公債費のところ、今回、町債還利子が大幅減額になっていて、借入利子の見直しということなんですが、この見直しの基準というのは、毎年それに応じたというか、合わせるわけなんですか。そういった見直しの基準

的なものあれば、教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回の借入れの見直しなんです、平成21年の臨財債の利率見直しということでした。これにつきましては、1年据置きで19年で償還ということで、20年期間あるんですが、その中の10年で見直しということにさせていただいております。ちなみに今回の利率なんです、1.2%でしたものを0.003%に見直したということでございます。それで、まず利子のほうは大きく下がっているということなんです、元金につきましては、これ返すときに元利均等償還のため、利息が減った分、今年払う分については、元金のほうが増えたということで、この分が30万1,000円上がっているということでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応こういったの、確かに財政的には今、利率の見直しというのは大事なことだなというふうに思っていますが、こういった基準的なものというのは特に持ってはいないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

通常、10年で見直しという形でやっているところでございます。

〔「はい、了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第129号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第32、議案第129号 令和2年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第130号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第33、議案第130号 令和2年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第131号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第34、議案第131号 令和2年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第132号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第35、議案第132号 令和2年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第133号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第36、議案第133号 令和2年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第134号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第37、議案第134号 令和2年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎令和2年陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第38、令和2年陳情第3号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

9番、文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員長の大桃英樹です。

ただいま議題となりました陳情第3号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情につきまして、文教厚生委員会の報告を行います。

この陳情に対する委員会の採決は不採択とすべきものといたします。

文教厚生委員会では、12月14日と17日に審査を行いました。この陳情は福島県教職員組合南会津支部支部長渡部秀和氏より提出されたもので、趣旨といたしましては、新型コロナウイルスの学校における感染拡大防止のため、小・中学校で講じた20以下の授業において、児童・生徒や保護者から肯定的な声が多くあったこと、感染拡大防止策として有効であったことを踏まえ、20人程度学級を展望した少人数教育の実現に向け、国に対して少人数学級と教職員定数の改善を求めるものです。

審査におきましては、陳情の趣旨が妥当であるか、そして、実現の可能性があるかについて議論させていただきました。まず、小・中学校の学級につきましては、1959年の第1次義務教育諸学校教職員定数改善計画で50人とされた公立小・中学校の基準でございましたが、64年か

ら68年までの実施、第2次計画におきまして45人となり、80年から91年までの第5次計画において40人となりました。その後、2011年に法律が改正され、小学校1年生に35人学級が導入され、現在に至ります。なお、福島県においては、小学2年生まで35人学級が認められております。少人数学級で期待される効果は、一人一人に行き届いた指導が可能になることで、陳情書にもあるように児童・生徒や保護者の満足も高まると期待されます。

一方、新型コロナ感染対策の視点から見ると、少人数学級だからリスクが下がる、この1点に尽きるとは言えない状況がございます。その根拠は、少人数であっても学校生活において密の状況は発生しやすく、現在、学校における、いわゆるクラスターというような状況は全国的にも発生しておらず、今定例会で委員会報告させていただきましたように、マスクの着用や手洗い、うがいの励行、徹底した消毒等により、感染拡大は防がれていると考えるべきだと思います。

また、教職員の過重労働が20人程度の学級にすることにより解消されるかという論旨につきましても、文教厚生委員会では懐疑的と捉えます。20人程度学級が実現されれば、教職員数は単純に考えても相当数が必要となります。しかし、報道によりますと、全国的に教職員を目指す志望者は減少しており、福島県の教職員採用試験におきましても倍率は2倍を下回っているとのことです。そのような状況において教職員を増やすことの弊害は質の低下であり、児童・生徒にとって有益であるか、不安視されます。埼玉県志木市では全国に先駆けて少人数学級を実践した事例がございますが、指導力不足の教員が出てきたことを理由に廃止したというような事例もございます。

陳情の趣旨の最たる願いは児童・生徒のよりよい学びの場を醸成することであることは言うまでもないわけですが、実現性という点において不明確であると考えます。さらに、昨日、そして今日の報道の中で、来年度の予算編成に当たり、小学校の35人学級を認める旨の報道がありました。国においても少人数学級の実現に向け、効果を検証するとともに策を講じており、20名程度という人数の根拠も乏しい。また、子供たちのよりよい学校、学びの実現につきましては、学級の人数だけではなく、多方面からの検証と多様な取組が必要であることから、この陳情については不採択とすべきものと判断いたしましたので、ご報告申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私もちよっと勉強不足なのかもしれませんが、35人学級と20人学級の

少人数という、何ていうんですか、節目というか、基準というのとは何かありますか。

○室井嘉吉議長 文教厚生委員長、9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 お答えいたします。

その点について非常に不明瞭な点がございます。じゃ、何人からなら少人数なのか。例えば我が町におきましては複式学級のクラスもございます。では、じゃ、そういった少人数では授業の効果は少ないのか、また、学習効果が少ないのか、学力の低下を招くのか、この点について不安視される声があったことから、我々のほうでは教育委員会に伺いたしまして、その状況について確認してまいりました。数年前の調査におきましては、やはり少人数教育は大変だという、先生方の不安についての声が現場でございました。

しかしながら、今回学校訪問に行きましたところ、数年前に不安視されるというお答えをされた当人が、非常に学校の先生方が頑張っていて、指導力が上がり、さらに子供たちにとっても互いに学び合うシステムができているというようなことから、効果が非常にあると、学校全体としても非常にいい効果があるということで、例えば桧沢小学校、伊南小学校では評価が高いというようなことを校長先生自らおっしゃっていました。つまり、子供たち、先生、相乗効果があるというようなことから、少人数の定義につきましては非常に曖昧だというようなことから、このような結論に至ったというようなことで、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今、小学校というか、義務教育のほうでそういう議論がなされているということなんですが、南会津高等学校にちょっと置き換えてみると、やはりそういう考え方でいくと、もう既に統合、いわゆる少人数になってきたので、教師の補填が難しい、難しいと同時に経費も掛かるということなんでしょう。そうすると、この地域性とか、学校がもたらす地域への貢献度、あるいは学校があることで住民の持っている能力というか、力というか、そういうものをどうやって引き出していくか、ここのところの議論が私は大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 9番、文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 お答えいたします。

南会津高校の問題につきましても、県の説明ではそちらが非常に不十分な説明であったと思っていますし、実績からもそういったことは当たらないと、文教厚生委員会でも議論を交わしたところでございます。地域の貢献度という点について申されましたが、やはり地方の裁量というものがしっかりあるべきだと思っています。例えば20人学級を国で決めてしまいますと、

例えば21人以上の学級というのは2クラスになるということです。非常に少人数でいいよね、先生も2人になるのでいいよねという考え方があろうかと思いますが、一方で、これまで国の施策としては加配、つまり、例えば特別な支援が必要な子供たちがいる場合には教職員を1人つけるとか、それは町・自治体におきましても同じでございまして、それぞれの努力によって加配、そのようなことで補充してきたんですね、補完してきた。ということから、教育効果について疑う余地はないと思っています。

しかしながら、県の教育委員会につきましては、そのような論を張って、一步も引かないことから、文教厚生委員会では、今後も南会津高校を守ろうとする住民の方々がいらっしゃいますので、実際に来週月曜日、21日の4時半から県による説明会がございますので、委員会活動として参加させていただく予定です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 物事の尺度として、今、委員長がおっしゃったように、数値を用いるということは非常に分かりやすい。しかし、その数値がどうしても基準になってしまう。このことがある意味、地域の格差を生んだりするケースがあるわけです。ですから、そのことについては、今の発言について同調いたします。

その上で、今回の少人数学級の理念と申しますか、それと、現実的な対応の問題と、併せて南会津高等学校のこの地域性という、このいわゆる目には案外現れにくい、基準としては見つけにくい、こういうものをしっかりと押さえながら、陳情者にご説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ご指摘のとおりでございます。数値化するということは、ある意味、地方の裁量がなくなってしまうたり、決めつけになってしまいますので、そうではなく、教育というのは、やはり多層的、多様性、また地域の育みであるとか、いろんな要素があって、現在の形があったり、子供たちが育つ、これにおいて比較論では計量できないものだと思っております。したがって、今回、残念ながら陳情に賛成できないというような結論には至りましたが、このようなことを丁寧にお伝えしながら、再度我々の考え方をお示しし、今後の教育の在り方についてもご教授いただくようお願いしながら、回答したいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今までお聞きいたしました、審議がかなり深まっているなということを実感いたしました。したがって、ぜひ、ただいま最後に委員長がおっしゃったことを実行に移していただきたいと、こう申し上げて、私からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 委員長に質問しますが、今の質疑と答弁は、この不採択とすべきものという議論を導くに当たり、議論された内容でありますか。

○室井嘉吉議長 9番、文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 経過について、一部、私の議事の進行の仕方に問題があつて、誤解を招いたと、そのような観点から、今、議員さんから質問をいただいたというような趣旨からお答えさせていただくものですが、当初、趣旨採択という言葉をもって、正副委員長会議で報告してしまいました。つまり、このことは、趣旨採択というのは我が議会においてはございません。しかし、一部採択という私の中で理解がありました。それは、請願であるとか、陳情のお願いすることが、願意が2点、3点あった場合に一部採択するというようなことがあり、しかしながら、趣旨には賛成するものの、全体としては、これはやっぱり20人は根拠がないので、不採択ですよという意味で私が使ってしまったんですが、また、1回目の議論の最後にそのような方向で皆さんの了解得てしまったのですが、正副委員長会議で報告したところ、そういった趣旨採択というものはないというようなご指摘をいただきましたので、その経過と意味について委員の皆様にも説明し、おわび申し上げ、再度、昨日委員会を開催しました。議事進行においてはやはり公正さが必要ですし、皆様の理解なければ、議事が果たして正しかったかというのは、公正だったかということは計れないことです。陳情者にとっても大変失礼であると感じましたので、そのように対応させていただきましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

〔「了解」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和2年陳情第3号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和2年陳情第3号 「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書」の送付を求める陳情書は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。



◎令和2年陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第39、令和2年陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

10番、総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 総務委員長の湯田哲です。

令和2年陳情第4号についての委員会の結果報告をいたします。

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書、令和2年12月11日に付託されまして、提出者は福島県南会津郡南会津町塩江字根岸8番地3号、大竹幸一氏です。

本町では既に、今から9年前の2009年11月25日に、この場において非核平和の町の宣言を議決しております。我々は、14日、15日の中で、この間については長時間にわたる議論はありませんでした。全員一致で採択すべきものという結果になりました。よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、令和2年陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を開催しますので、中会議室2に関係者はお集まりをお願いします。

再開の放送は5分前に流します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時44分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第11号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番、総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

提案理由を述べます。

「私たちは、自然の摂理に導かれ長い歴史を築いてこられた先人の平和の志を引き受けてきた。今、核兵器のない平和な世界の実現を目指す世界的な動きの中で、私たちは、日本国憲法の平和主義の精神と、核兵器を「つくらない。もたない。もちこませない。」という非核三原則を堅持し、戦わない勇気と強い信念を持って、次代の子供たちへ平和のたすきを引き継ぐべく不断の努力を続けていかなければならない。」これは、今から11年前の2009年11月25日、本町で議決された「非核平和の町宣言」の一部です。そして、この後に「南会津町は美しい郷土と豊かな文化の創造を未来につなぎ、一人一人の命の輝きを導き出すことを約束し、その根本理念として、『平和』を希求し続け、ここに『非核平和の町』を宣言する。」とあります。11年前に宣言されたその精神は今も引き継がれています。このたびの陳情要望の主旨と全く同一のものであります。

よって、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出するものです。
提出先。

内閣総理大臣、外務大臣。

意見書は別紙のとおりであります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

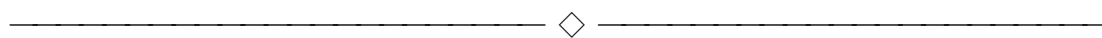
お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了をしました。

会議を閉じます。

令和2年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 室 井 英 雄

署 名 議 員 星 光 久